

貨幣史に云、舊貨幣表に據れば、文久錢鑄造總額八億九千五百五十一萬五千六百三十一枚にて、是れ多くは銅小錢を改鑄したるなり、文久永寶の筆者三人あり、圖に現はしたるは松平春嶽の筆、眞書のもは板倉周防守の筆、行書のもは小笠原圖書頭の筆なり、文久錢始めは一個四文、今日は一個一厘五毛通用と、今上天皇明治二年十月十八日、新銅貨鑄造あれとも、先づ北海道開拓流通の爲め、在來の當百錢を増鑄する旨を達す。

第四章 各地方通用の錢及錢相場

甲州金は金貨の地方を限り通用せしものなるか、銅貨にも此の類あり、松浦武四郎の遺稿に、文久元年、薩州鹿兒島に於て琉球通寶を鑄造す、其の價は天保通寶より八文安なりしと云ふ、又丸形のものあり、之は一朱の半はに通用せしと云ふ、今尙ほ同地に鑄造の傳説確かにして、全く薩人か琉球國通用を名として鑄たるものなり、此の後諸藩にて之に類する私鑄錢多く出て、盛岡百文通用、秋田浪錢の類夥多あり、是等は政府の許可を得ざるものにして、其の許可を得たるものには、

繪錢

寛永の鐵錢に諸背文あるもの、及び仙臺通寶、箱館通寶の如きあり、徳川氏の頃、私鑄錢は防くへからすと認めしにや、青標紙には、似せ金銀拵候者引廻しの上礫とあれとも、錢を偽造せし者の罰をのせず。

古錢に、大黒、蛭子駒引等、種々の繪畫、或は念佛題目の文字を鑄附けしもの多く存す、古錢家は皆之を繪錢と稱す、其の説に依るに、徳川時代寛永通寶を鑄造せし錢座に於て、祝賀の爲め職工の戯作せしものと云ふ、故に製作銅質共に寛永錢と大差あることなし、其の種類數百に及び、殆ど盡し難し。

外國錢

開元通寶は唐の錢なり、洪武通寶は唐錢なれと、背文に「治」の字あるものは、肥後加治木に鑄たるなり、永樂錢も銀錢は我國にて鑄たるなり、外國錢には何々通寶何々元寶の文字を、上右下左と回りに讀むかあるなり。

鑄錢司

持統天皇八年三月乙酉、直廣肆大宅朝臣鷹、勤大貳臺忌寸、八島黃書本實等を鑄錢司に拜す、然るに是より後文武天皇三年始めて鑄錢司を置くといふこと、續日本紀に見へたり、貨幣史に云く、或説に、蓋し此の時には官員等も未だ定まらず、其の後文武天皇のときに至りて、始めて定りたる官員を置れし故、始置と云ふと、或は

鳥目幾正と云ふ事

然らん。

貞丈記に云、鳥目幾正と云事、或は高時入道犬を集めしより起るとも云、或は犬追物より始るとも云、按るに、東鑑卷三十三、延應年二庚子九月三十日庚寅の記文に云、御家人等の中任官之輩、不勤行役事、依有其恐、召進用途之由、今日有評定、所謂左右衛門尉分、(人別百疋)左右衛尉分、(人別七十疋)左右近衛將監分、(人別三十疋)内舍人分、(人別二十疋)等也、不供奉行幸等者、爲毎年役可進濟云々、此文は、鎌倉將軍御家人禁中より官位を申し受けなから、鎌倉に住居して禁中の御用に役を勤めさるは、恐あるに依て、其の代に用途を禁裏へ獻るべき旨定められたる也、其の官に依て用途の多少本文の如し、用途は役義を勤めさる代り、鳥目を出す役錢也、古は金子、小判、小粒等は無之、用途と云は用脚と云に同じ、鳥目の事也、此の時既に百疋三十疋等の稱あり、延應の年號は高時入道の代よりは七十年程以前也、高時の犬の事より起りたるにはあらず、夫以前よりいひ始めたる事也、奇異雜談の説、犬追物より始ると云を正しとすへしと、又農政座右に云、和爾雅曰、錢數稱疋、見于食貨志、又和俗錢一貫謂是百疋、近古射者以鳥獸爲賭、以錢十文充鳥獸一疋、故百錢爲十疋。

千錢爲百疋、金石雜識曰、中古多賭鳥獸、以鳥目十錢充鳥一疋、故百錢謂十疋、一貫稱百疋、萬疋可准、知也、黒川氏説也、又地方落穂集に云、金一分を百疋と云ふとは古は、鑿四貫文を以て金一兩に通用す、駒引錢を鑄て、一文を常錢十文につかうと云ふ、又鑿百文の境に駒引一文宛加ふるとも云へり、仍て錢十文を一疋とし、百文を十疋とす、一貫文は一分なる故百疋と云、又目錄を何百疋とするは、馬代に用ゆるにより、疋と云縁ありと云へり。

錢を數ふるに九六錢の制あり、この九六錢とは、錢九十六文を以て丁百に充てたるものなり、然れとも何故九六錢の錢を以て百文の價值ある歟、今其の由來する所を釋ぬるに、下諸書の言ふ所、いづれも區々にして一定の説なし、就中長尾意玄か物盈つれば缺くるの説、及び藝園日涉には或説を引き、これを推歩に充て、其の言に、因以爲足數と、故俗謂之御足云々等、並に附會の説にして、共に信するに足らず、想ふにこれ畢竟算數に便するためとの説、稍實を得るに近し、今姑らくこれを是とす、但し九六の制明治維新に至り、全く廢すといへとも、其の法の久しく世に行はれしこと、何の時よりする歟、今詳ならず、今左に諸書を録して參考に供せ

九六錢の制

ん、錢百文古は丁百也、近代九十六文を百文とする也、寛永年中寛永通寶を鑄し頃より始る歟、丁百はいくつにも細に分る時は、はした出來て細にわけられず、九十六文の時はいくつにこまかにわけてつかふにもはした出來すして、こまかにわけてつかふに宜敷ゆる、九十六文と定めたる也、貞丈雜記古は調百を以て通用す、今に遠國には古風残り、調百を以て通用する所あり、此の調百を鑑と唱へ、中古より通用する九六百を錢と云、今錢を九十六文に直し通用することは、調百は六つ八つ二十六に割ときは、何れも端分出て通用自由ならず、又調錢にては、數詰り一文缺ても不都合と成、又九六錢は六つ八つ等に割ても端分出てす、算用の通ひ宜敷故、九六錢に改めし成へし、(地方落穂集)百文の錢を九十六文と定めしは、唐山の玄宗皇帝の時に安祿山といふ者か、四文つゝの運上を取ため工夫せしより發ると云ふ、悪人の思ひ付たる事なれとも、丁百よりは遣ふに便利なれば、千歳の後、また是を用ふるものなるへし、また日本にては、關東管領の長臣長尾將監の孫なりける長尾景春、九六の錢の通用をはしめしと、(閉窓瑣談)凡緡錢定、以九十六爲陌、未詳所本、講習餘筆曰、省錢用九十六、始于天文中、上杉憲政家臣長尾意玄所定、蓋

物盈則缺、故除四爲九十六、或曰、夏至黃道在赤道北二十四度、冬至在赤道南二十四度、通一歲出入凡九十六度、因以爲足數、故俗謂之御足、未知是否、然通用省錢、亦已久矣、(藝圃日涉)甲陽軍艦に、長尾意玄曰、ゆたか成代にはかけみち有ること長久の政なれば、代物をは九十六文にして、四文宛のかけみち可然、其の上三十二錢つゝ三つにわけ、八錢を二つにわけ、二錢を二つに分れは、一錢となる、四家合考曰、白河は奥州の大關なれば、往還の旅買より役義をとる、百文を四錢省き、九十六文を以て百文の數に用ふ、中頃永樂錢の異朝より渡り、帝都へ献上する時、門司赤間の關にて百文の内四錢を役義に押取り、九十六文を以て帝都の百文に用ひたる例にて如、此(農政座右)寛永中新錢を鑄しとき、算數し易きため九六の制を定むといふ説あり、此は、此のことにつき見聞する所の諸説を左に記せん、即九六錢の起りは、建武式目追加永正五年の條に、百文の三分一を三十二文とせるとあれば、既に此のとき九十六文を百文とせしことありしなるへし、或は云ふ、上杉定政の家宰長尾意玄のいひけるやう、凡そ事盈を虧くは長久の術なり云々、又一書に上杉の家臣諸國の商人其の領内に來り錢を買ふて歸るとき、錢百文に四文を減して與へしより

始まりしと、又或は甲斐の武田にて創造せし所なりといふ説あれども、前輩の論に據れば、蓋し假令建武式目追加の條あるにもせよ、又右の諸説あるにもせよ、寛永中新錢を用ひしとき算數し易きため、九六の制とせると云ふの説是に似たり、然れども九六の制は海内一般のことにあらずして、當百錢を用るの國亦少なかからず、又一説に、慶長年中永樂錢百文を鑄錢四百文に換易するるとき、永樂錢一文を省きしより、遂に鑄錢も百文中四文を減して百文とすることになりしと、又一説に、錢百文を三六八、十二十六に分ち算すれば、崎零を生すれども、九十六文にして算すれば、崎零生せず、故に九六とすと云々、貨幣史尙此の外にも諸書に見へたれど、今省略す、明治五年三月九六の制を禁し、丁百の制に定めてより此の事なし。

德川氏の末物の價に一分二朱と一貫三百五十文、又は銀二十五匁と百二十四文など云へり、斯る時は錢を金に引直して拂ふか常なり、錢十貫文を金一兩、銀六十匁に換ふとは規定すれども、舊幕府の頃錢の拂底なる時は、其の交換料大に騰貴することあり、一匁は時として百八文なることあり、百二十五匁なることあり、日々の高低測る可らず、明治の初、金銀と不換紙幣の相場あり、明治十二三年の頃

錢相場

不換紙幣と正貨の差及び爲替相場の變動により、横濱にて弗相場の立ちし事あり、其の變動の爲に、之に關係する人の富を得、又は産を傾くる者ありしも、亦之に似たり、錢の拂底なる時、例へば銀七匁を仕拂はんと欲するに、五匁は二朱金にて拂ふも、餘の二匁は錢にて拂はざる可らず、其の煩を省かん爲、元祿十六年、京都の商人某請ふて、銀代通寶なる銅貨を作り、銀一匁に通用せしむることを準されたるに、衡座守隨己の商業に害を蒙らんことを恐れて、差止めを乞ひ、行はれずして止みし事あり、故に年末なと小錢を多く要する時には、錢相場騰貴して、一匁か百文にも及ふことありしか、明治の初、之を確定して動くこと勿らしめたり。

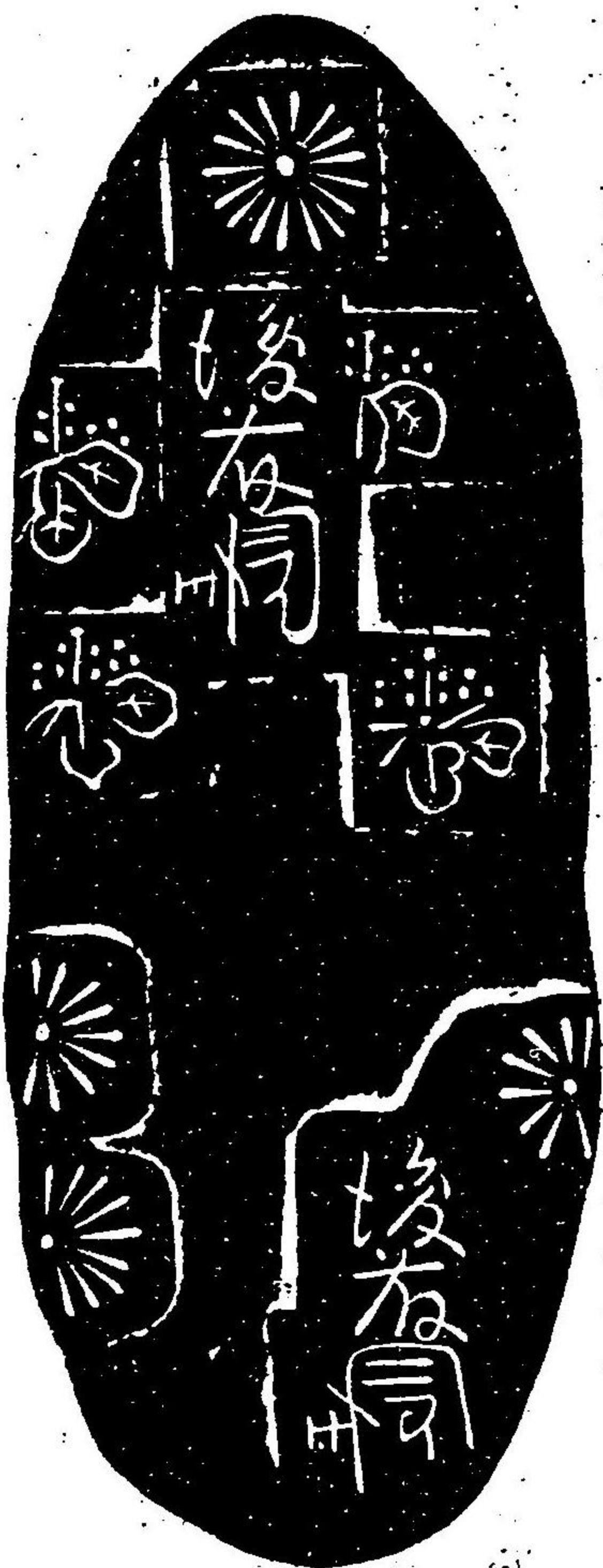
第五章 丁銀

治承二年十一月十二日、重盛砂金千兩、南鐐百を祈禱料とす、同日皇子降誕、重盛金錢九十九文を皇子に獻す、貨幣史に云、平家物語に、煖遼、其の異本に、軟丁、東鑑に、南廷、砂石集に、軟挺、明月記に、南良とあるは、皆同しく、南鐐のことにて、是れは中古長き時間、沙金と共に獻貢、賞賜等に用ひしものなり、さて本文の金錢は、恐らく通

貨にあらすして擬錢なるべしと思はるれとも、先輩錢を録するもの之れを采り、當時金錢ありとす、因て姑らく之れを記す、抑貨幣の沿革を見んには、其の貨あれは隨て其の事を掲明せざるを得ず、故に南鐐と稱するものは、即ち其例を登記す、而して此の南鐐と稱するものは、丁銀の類なりと聞けとも、如何なる形制なるか知るへからず、前に古南鐐と稱する銀貨數種を見たれとも、蓋し是れより遙か後の世のものと思はるゝなり、左に載する丁銀は、三貨圖彙に其の鑄造のときを論じて、足利氏のものなるべしといへり、其の論明確ならず、今此の圖を見るに、近世丁銀の制作に似たりと、按するに、墨一挺鐵一挺など、延喜式にも見えたり、後世一挺を一丁と書けと、挺は打ち延へたる物を指すなり、東鑑にある南庭、南庭も、南鐐の挺を云へるなるべし、豆板銀、丁銀は、蓋し煎傾のまゝにて、大小輕重元より一ならず、貨率も精確ならされとも、姑らく舊記録に載するところに據れば、左のことし、即ち慶長銀の貨率は、百分中銀八十分、銅二十分なりと、是れ大凡を云ふのみならず、れとも参考のため記す、是れより以下の豆板銀、丁銀に於るも、亦只大凡を云ふのみならず、舊貨幣表に、慶長銀の鑄造大凡の總額百二十萬貫目なりと云へり、舊幕の

豆板銀、
丁銀

古丁銀



縦三寸二分 横一寸二分 重四十三匁



とき、丁銀、豆板銀を用るには、重四十三錢を以て銀一枚と定めしゆゑ、丁銀の重の不足なるには、豆板を足し、四十三錢として、之を一枚包といひ、又丁銀の重の有餘のものは、三枚包又は五枚包のとき、大小輕重を平均して、一枚四十三錢に當ることを定制とせしなり、また茅窓漫錄に、慶長六年五月、始て通用金銀の法を立たまひ、判金、大小丁銀、豆板等の制定る、此の時始て銀座を置きたまひ、其の座より菊一文字、夷一文字、大黒極印等を刻して、調進せしに、大黒極印に定られ、其の銀貨を俗に大黒遣ひといふ、

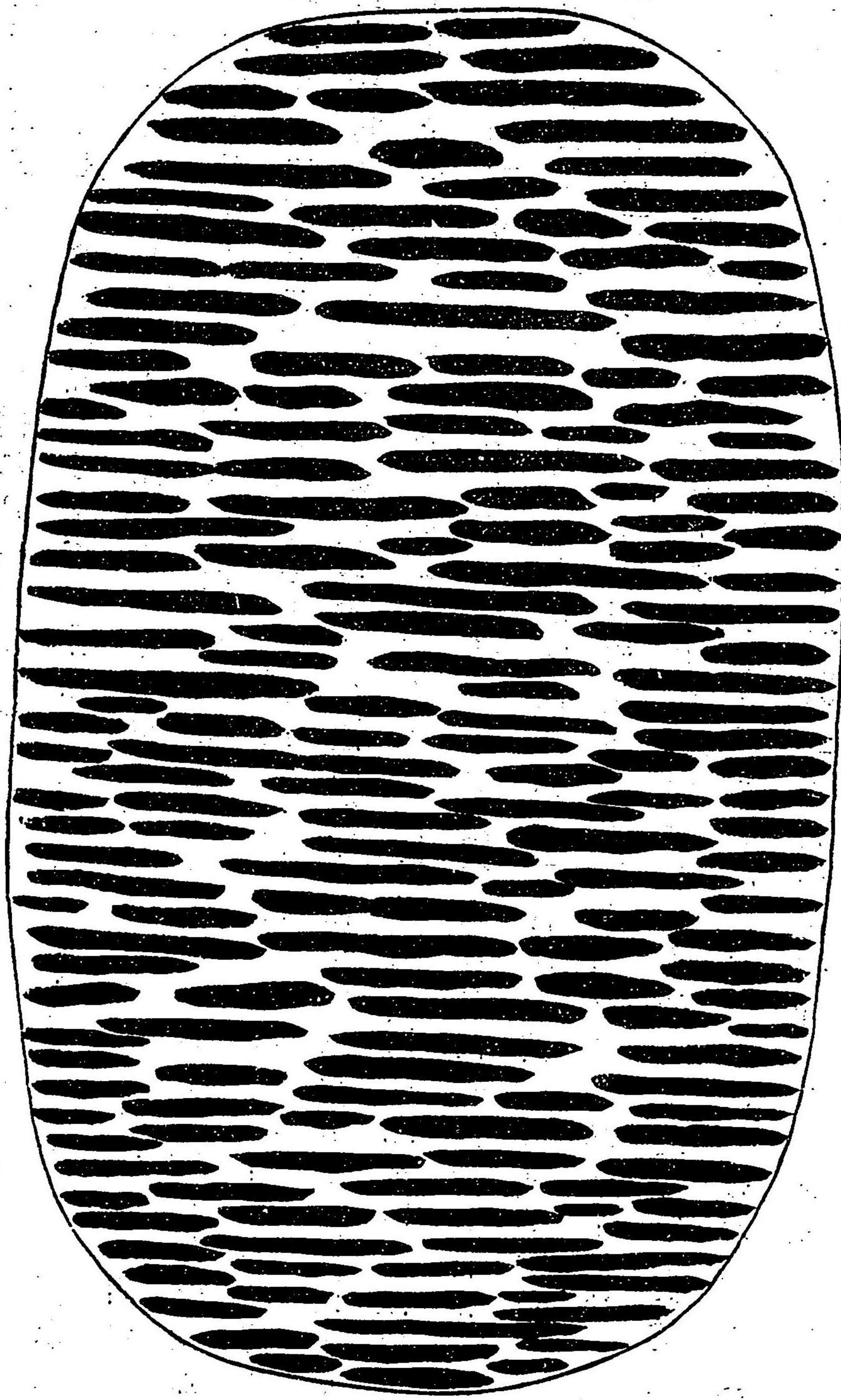
常是は乃ち其の名なり(慶長丁銀は大抵目方四十三匁の内外なり、大黒丁銀は大黒の形十二程刻せり、豆板は眞面に寶字を刻し、裏に大黒を刻す)按するに、丁銀の起りは、漢土の銀錠又は錠銀に倣て造りしといふ説あり、(金銀を錠といふは通雅に見え、金銀、銅を錠といふは、後魏崔浩好觀星變、置金銀銅錠於酢器と史に見ゆ云々)豆板は俗に小玉といふ漢土の碎銀又は散碎銀、こまかねと東涯の六帖に載せたり云々、是より以前天文永祿の比、石州銀山にて始めて銀貨を鑄たる公用丁銀(公用永祿二字を刻し、其の後文祿二年に鑄たる丁銀、重四十三匁、石州銀文祿二卯月日を刻し)同年筑前博多丁銀(博多御公用文祿二中山(與左衛門の名一面に刻す)共に慶長丁銀(四十三匁の内外)常是を刻する物)其の形宛然として相同し、されは最初丁銀を鑄たる時より、今の形を造りしなり云々といへり。

元祿八年之を改鑄す、丁銀縦貳寸五分五厘、横壹寸強、重三拾四匁六分、豆板銀縦八分、横八分、重六匁八分なり、寶永三年、銀貨を改造す、丁銀、豆板なり、これを寶字銀又寶銀といふ、寶字極印二つを刻し、常是極印なし、世に二つ寶銀といへり、丁銀は縦貳寸九分、横壹寸壹分、重三十九匁、豆板銀は縦四分五厘、横五分強、重三匁貳分な

寶字銀

り、貨幣史に云、舊貨幣表に據れば、寶永銀鑄造の總額貳十七萬八千三百三十貫目、其の貨率は、大凡百分中銀五十分、銅五十分なり、寶永三年より同七年までを寶永銀鑄造の年限とすと、三王外記元祿十六年の條に、十一月乙丑、鷄鳴地震云々、明年改元寶永、因地動之災、國用不足、於是廢元祿銀幣、更造惡幣、寶永中凡三改之、每改益加以他物、欸文曰寶、有二寶、三寶、四寶、至四寶、原銀存者四之一、往者元祿新幣、特色薄無光耳、至是其色黑黯如鉛、且生赤鏽、公家雖行之以故直、而民間則以五之一行之、といへり、正徳元年二月二日、銀貨を改鑄し、寶字の極印四を刻す、世に之を四寶銀貨といふ、丁銀縦貳寸九分、横九分強、重四十壹錢、豆板銀縦六分、重四錢貳分、貨幣史に曰く、舊貨幣表に據れば、四寶銀鑄造の總額四十萬二千二百四十貫目なり、其の貨率は、大凡百分中銀二十分、銅八十分なり、正徳元年より同二年までを四寶銀鑄造の年限とすと、寛政元年三月、頃者銀價貴く、人民困苦すと聞く、就ては通用銀の數を増し、世を利せんかため、丁銀を造る旨を令す、同三年八月、不虞に備へむため、金大法馬を鑄る、文政三年、銀貨を改鑄す、丁銀は縦三寸貳分、横壹寸一分五厘、重未詳、豆板銀は縦六分五厘、横七分五厘、重三錢五分五厘、貨幣史に云、右銀貨之を新文字銀と

無名大判金



いふ、鑄造の總額舊貨幣表に據れば、二十二萬四千九百八十一貫九百目にて、其の貨率は、大凡百分中銀三十六分、銅六十四分なり、後舊幕にて之を改鑄したる額二十萬七千六百六十五貫目なり、文政三年より天保八年までを新文字銀鑄造の年限とす。

天保丁銀、豆板銀、又保字銀といふ、貨幣史に云、其の鑄造の總額舊貨幣表に據れば、十八萬二千零八貫目なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額十萬二千四百四十貫目なり、其の貨率は、大凡百分中銀二十六分、銅七十四分なり、天保八年より安政五年までを天保銀鑄造の年限とす、五兩判は、縦貳寸九分、横壹寸九分五厘、小判は二種あり、一は縦貳寸弱、横壹寸零五厘強、一は縦二寸弱、横壹寸零五厘弱、一分判金は、縦五分五厘、横三分五厘、丁銀、縦貳寸九分五厘、横壹寸、重四十錢、豆板銀、重四十錢、貳分、天保古一分銀、縦七分五厘強、横五分強なり、安政六年、丁銀、豆銀を改鑄す、丁銀は、縦三寸、横壹寸、重三十七錢、豆板銀、重貳錢六分なり。

明治元年八月御達に曰く、丁銀、豆板銀は、其の通用を禁したれば、貢賦より諸上納に至るまで、盡く金を以て納めしむ、但し金一兩は、永一貫文、銀六十目換の算當

たるへし」と。

第六章 大判小判及額の事

寶貨事略に曰く、天正十六年、造黄金大判小判、織田殿は財を生ずる才略おはせしかは國富たり、秀吉又其の才おはしたれば天下を知らまひしより國用を被足き、天正十六年に新に大判小判等を造らる。天正十六年判と云物也、但從是三年前天正十三年の秋に、金賦として、大名小名に金額をたまひし事あり、金五千兩、銀三萬枚さらは其の頃既に大判、丁銀等有りしなり、是れは古へより有りしものにて、十六年の制とは同しからざるかと、又金銀圖錄に曰く、天正大判金、重さ四十四匁、信長公に始まり、天正八年すてに金三十枚を以て進見の禮と爲されしことあるなり」と、又經濟錄、舊章錄並に曰く、濃州の民掘つて織田氏の板金を得たり、文も款識もなき精金なり、當代大判金は三十六匁、是れ七兩二分なり、小判金は四匁八分、是れ一兩なり、一分は一匁二分なり、三品同直なり」と、又老談一言記に曰く、後藤四郎兵衛曰く、大判は信長公の世に、我か先祖の極めたるなり、大佛判は太閤様の時、先

天正大判

大佛判

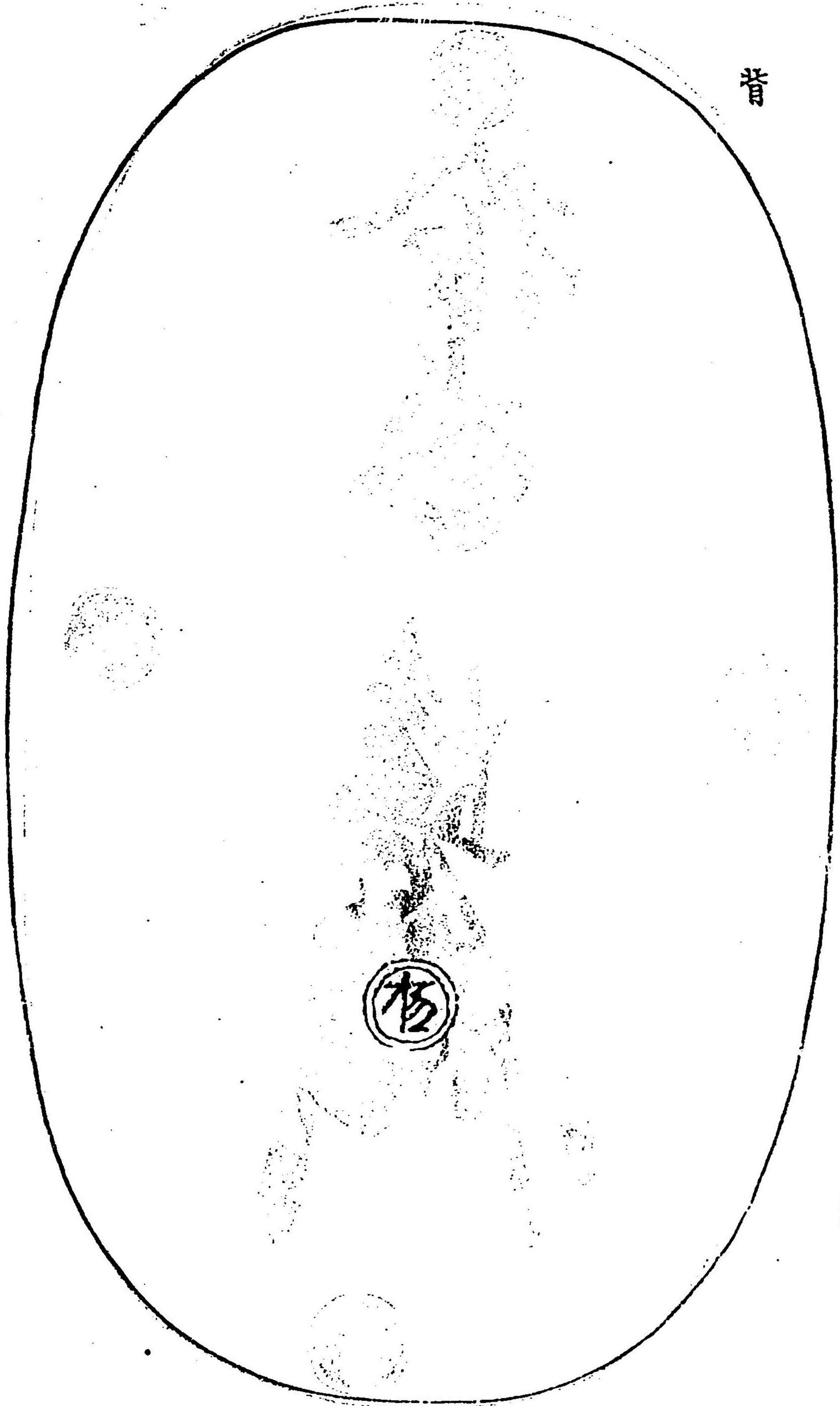
天 正 大 判

面



分三錢三十四重 分四寸三横 厘五分六寸五縱

背



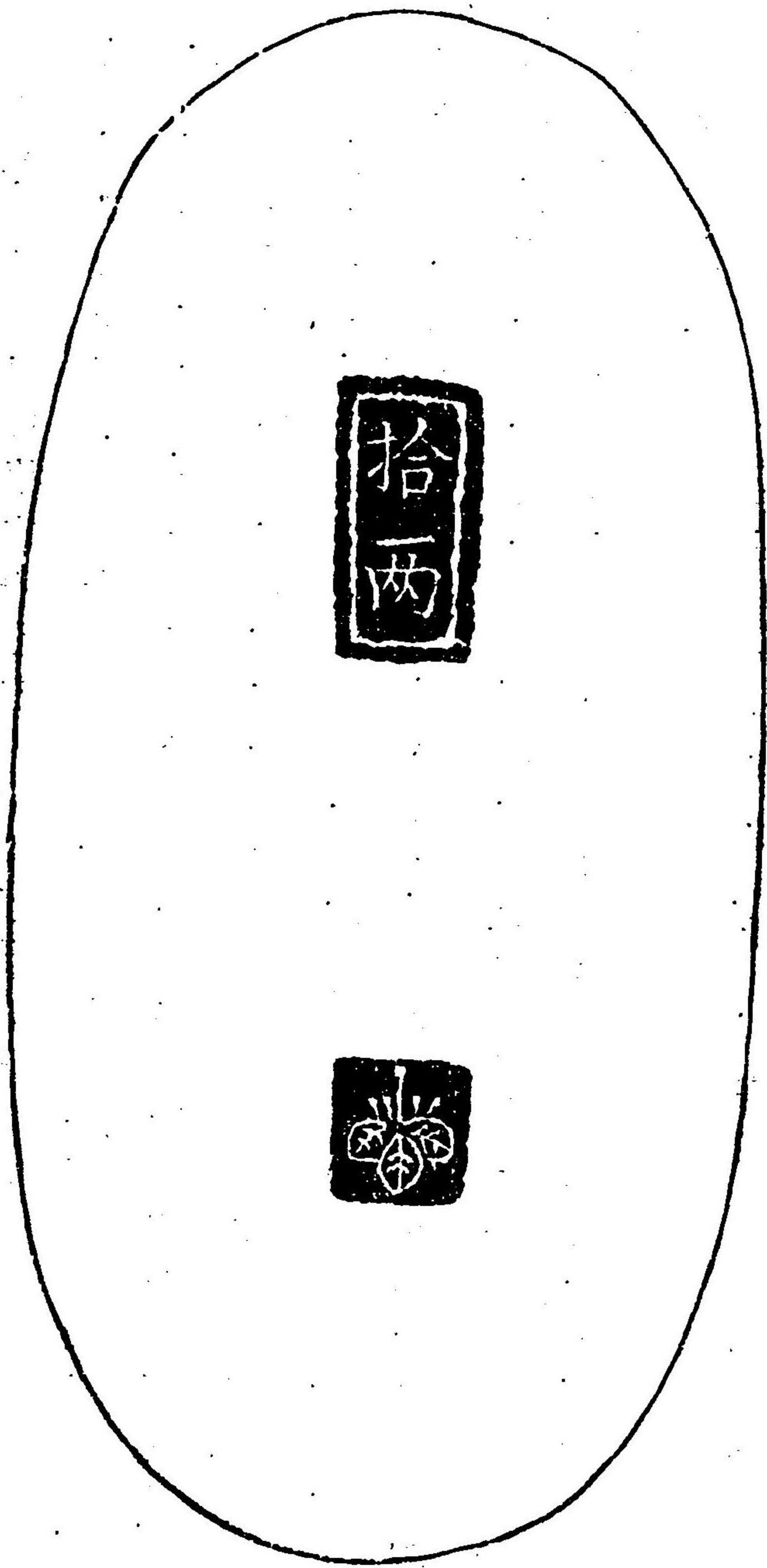
祖徳乗極めたり、極印の栴も徳乗の作なり、大佛供養の入用のため作りたるゆゑ、大佛判と云ふ、通用の大判よりは金の位よきなり、大判に拾兩と書たるは、小判十兩にてはなし、黄金十兩なり、黄金十兩と云ふは昔は銀一枚を黄金一兩とし、銀十枚を黄金十兩とす、大判一枚を銀四百三十目に通用す、右の外高下は兩替師の相場なりとあり、貨幣史に、是歳に鑄造したる大小判は、何れの品なるや、確説なし、蓋し天正の頃始て大判金、小判金を造り、文祿年中、武藏墨判小判金、駿河墨判小判金を造り、慶長年中始て壹分判金を造る、是れ徳川氏貨制の由て基つくところなり、意ふに、天正の頃より各種形の通貨を試造し、然る後に始て大小判金、分判金等に一定せしなるへしと云へり。

貨幣史に右の圖を載せ、且云、右無名大判金の説は、經濟録并に三貨圖彙にあり、且圖彙に所載の圖は、眞貨よりして直に寫せし圖なり、右二書の説に據るに、此の判金は寶永年間、濃州關の農夫、其の宅地を掘りしとき、獲たる貨にて、其の形は大抵近世の判金のこととなり、然れども文もなく、刻印もなきは、甚た異なるゆゑ、右の農夫之を京に携へ、兌金舖に問ひけるに、兌金舖答へて曰く、是は織田氏のと

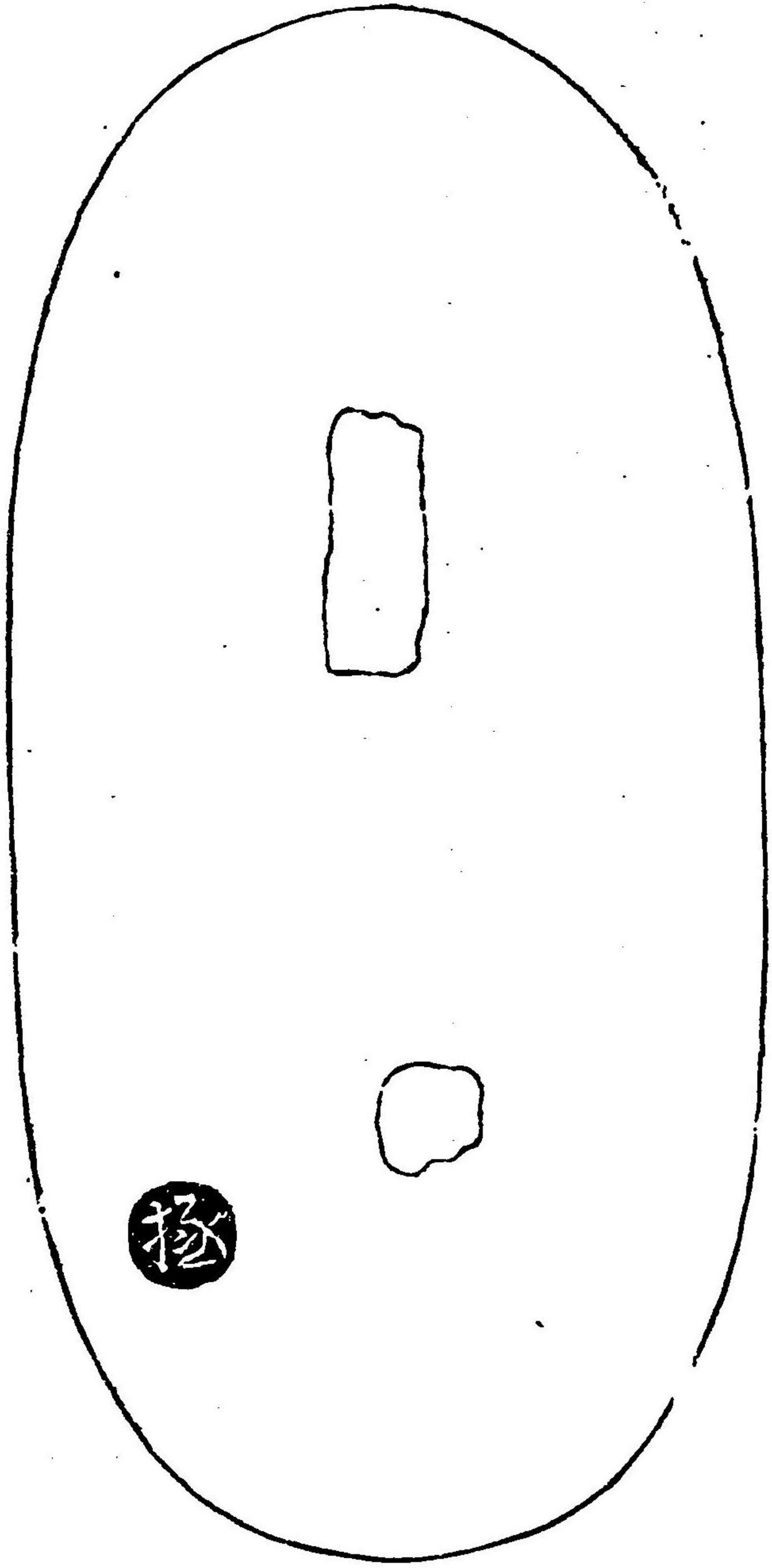
の判金なり、文もなく、刻印もなきは純精の金なるゆゑ、世に通用して偽造の患ひなければなり、而して少分の用に供するときは、之れを鑿にて切り、之れを秤りて用ひしなり云々と、然れば織田氏るとき、斯くのこととき大判金ありしなるへし、因て鑄造年月を詳かにせされとも天正の一例として茲に載す、然れとも純精の金

駿河所造銀判

面



背



縦四寸四分横二寸貳分重三十四錢

なりといふ説は審かならずと。

大判大判金縦四寸八分横二寸八分重三十八錢、大佛大判金縦五寸五分五厘横三寸五分弱、重四十四錢七分なり、駿河所造銀判縦四寸四分横二寸六分五厘、重四

駿河及武藏墨判

十三錢、銅五兩判銀、縦貳寸八分五厘、重貳十壹錢五分、同黄金五兩判、縦三寸七分五厘、横壹寸六分五厘、重貳十貳錢、貨幣史に云、下の天正小判金圖は、古貨幣を記するの書に大抵之を天正小判金といふ、然れども先輩之を論して、是は正徳金の周邊を摺り、其縁に小丸を打ち、天正二字を添へ打ちたるなるへしといへり」と。

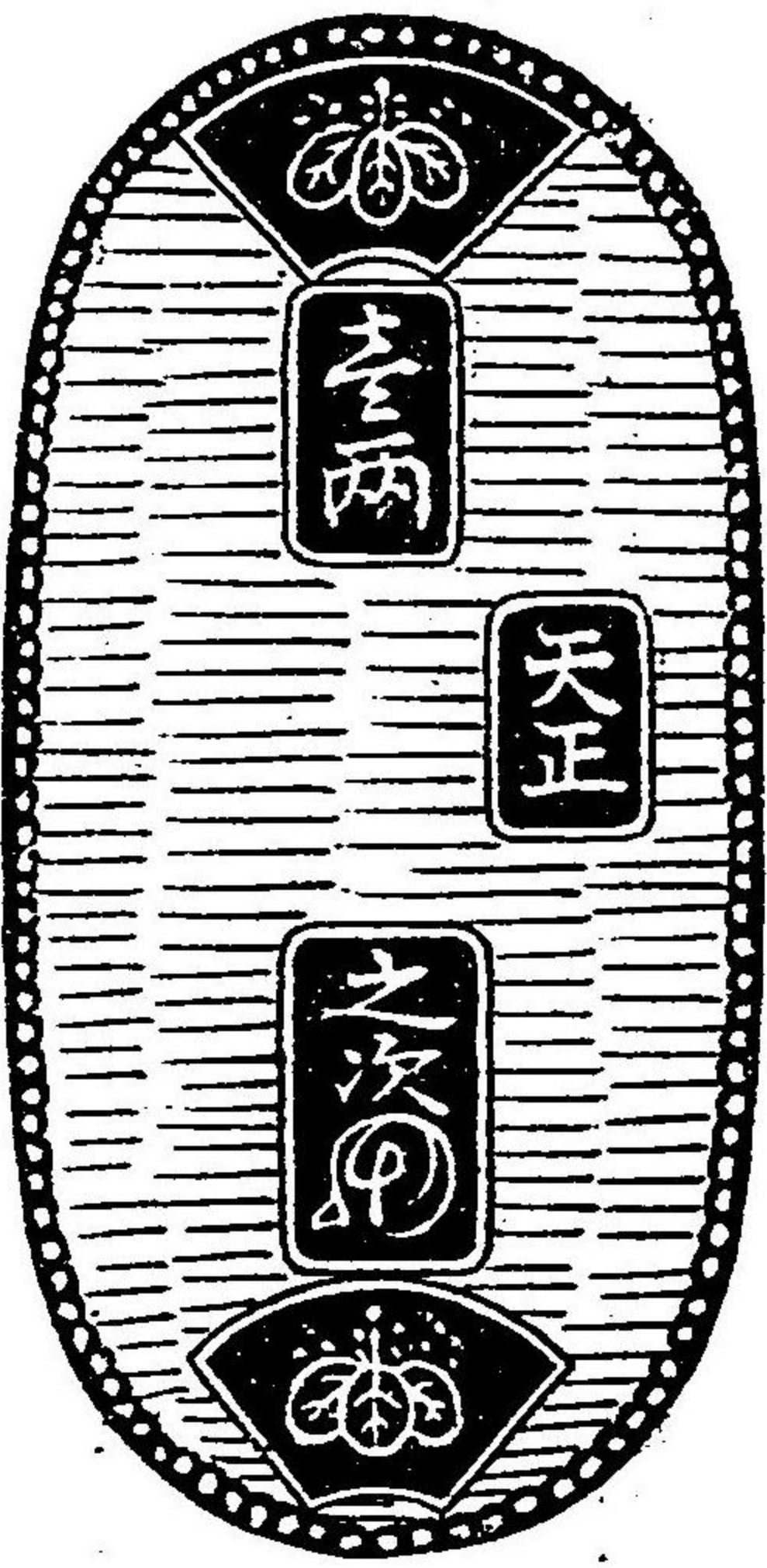
文祿四年、駿河、江戸兩所に於て小判を造り、之を駿河墨判、武藏墨判といふ、貨幣史に云、小判、初めは墨にて花押等を書し、慶長六年より墨判を廢し、刻印と爲したり、左に載せたる小判は、墨にて書きし品なり、また云、小判は早く墨書を停廢したり、然れども大判は舊幕の末に至るまで墨書のまゝなりと。

武藏墨判小判、縦貳寸、横壹寸貳分五厘、重四錢七厘、また一種武藏墨判あり、縦貳寸五分、横壹寸貳分五厘、重未詳、駿河墨判小判、縦貳寸五分、横壹寸六分五厘、重四錢貳分五厘なり。

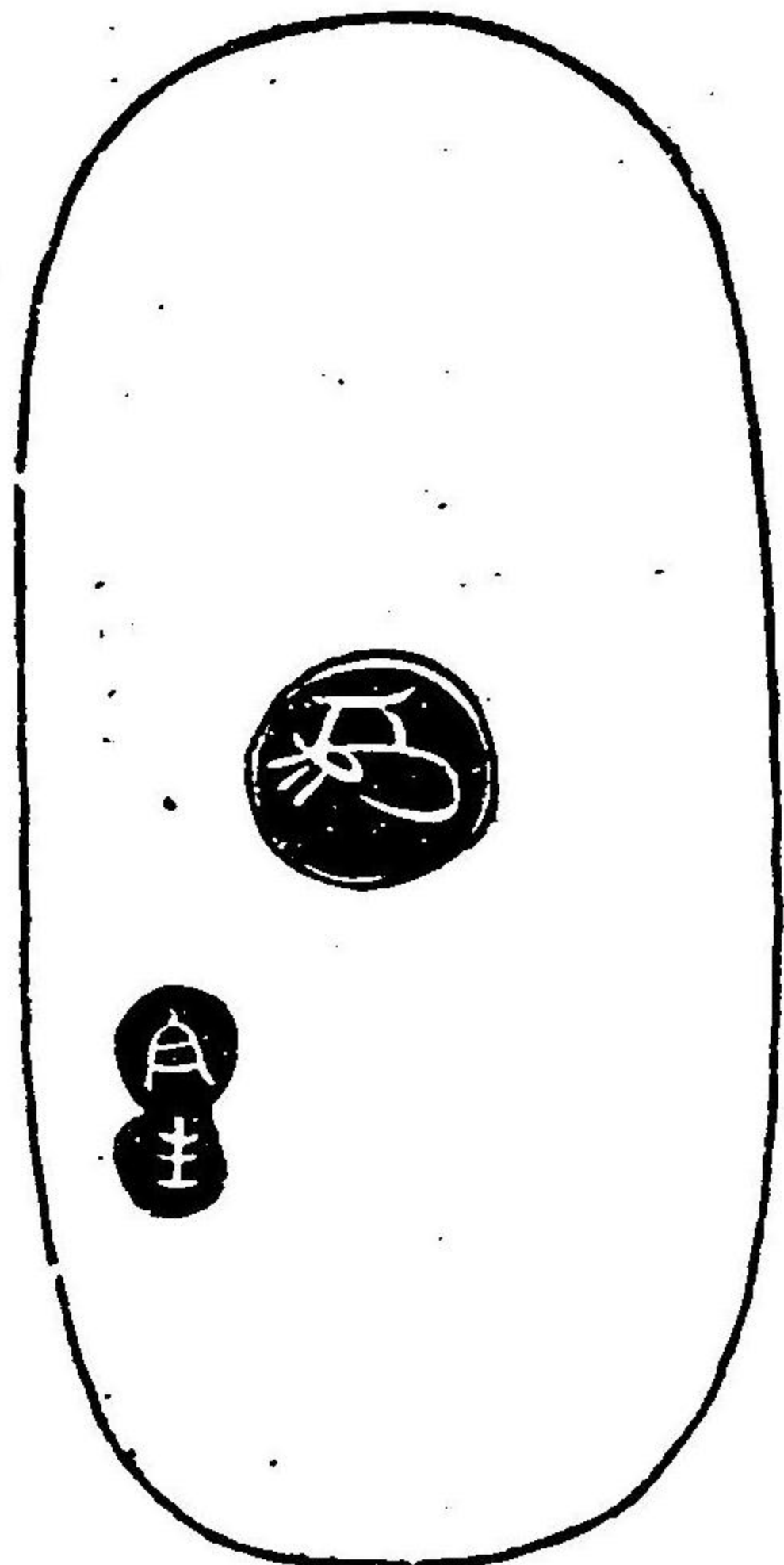
慶長四年、始て一分判金を鑄る、(老談一言記に、慶長五年となし、武徳編年集成に、十年とせり、今寶貨事略に依る)

一分判

天正小判金



背



縦貳寸貳分 横壹寸壹分 重四錢五分 五厘

半兩判金(略背)面



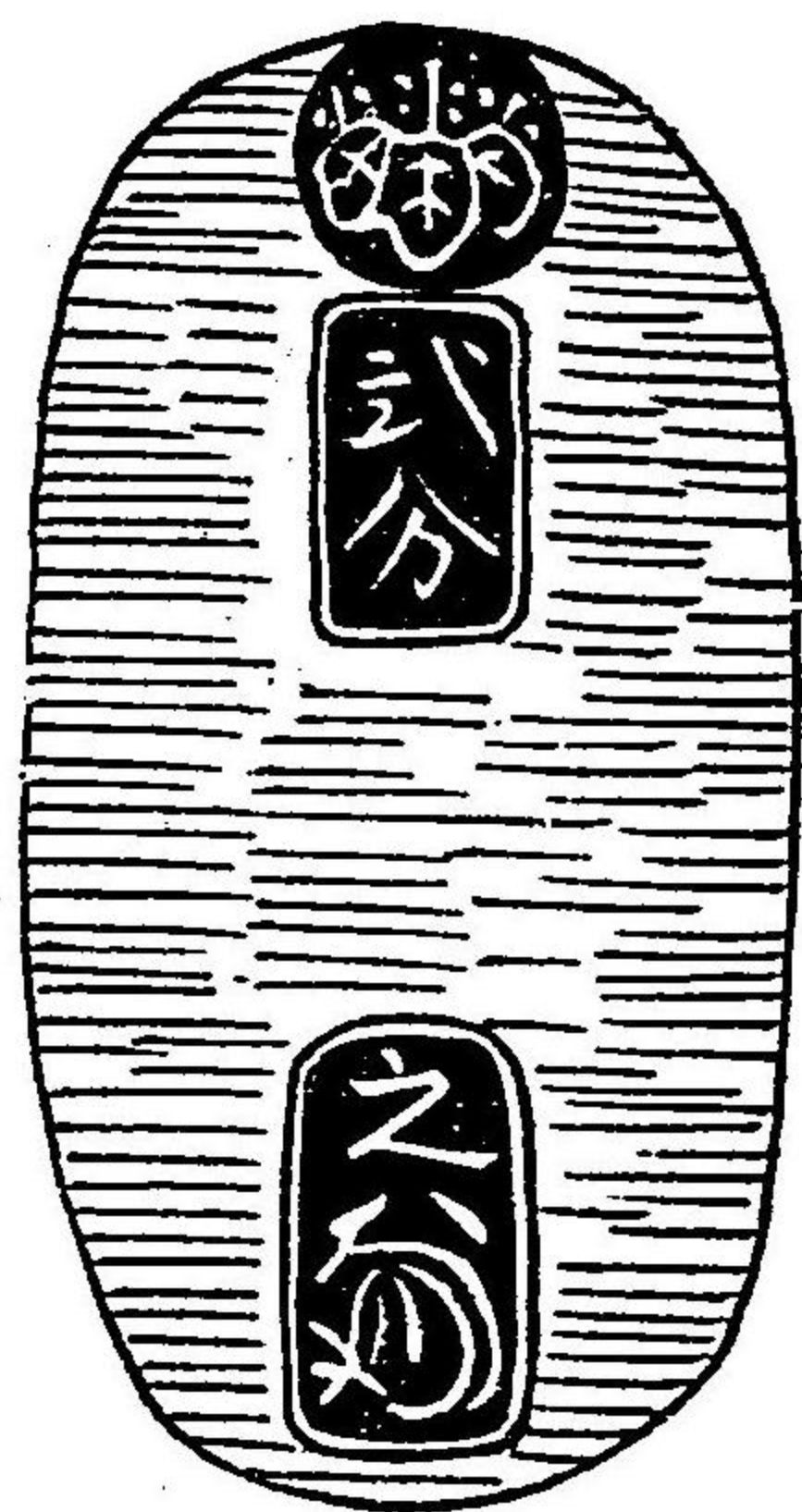
縦貳寸貳分 横壹寸壹分 重貳錢四分

第七章 貨幣の形式及改鑄

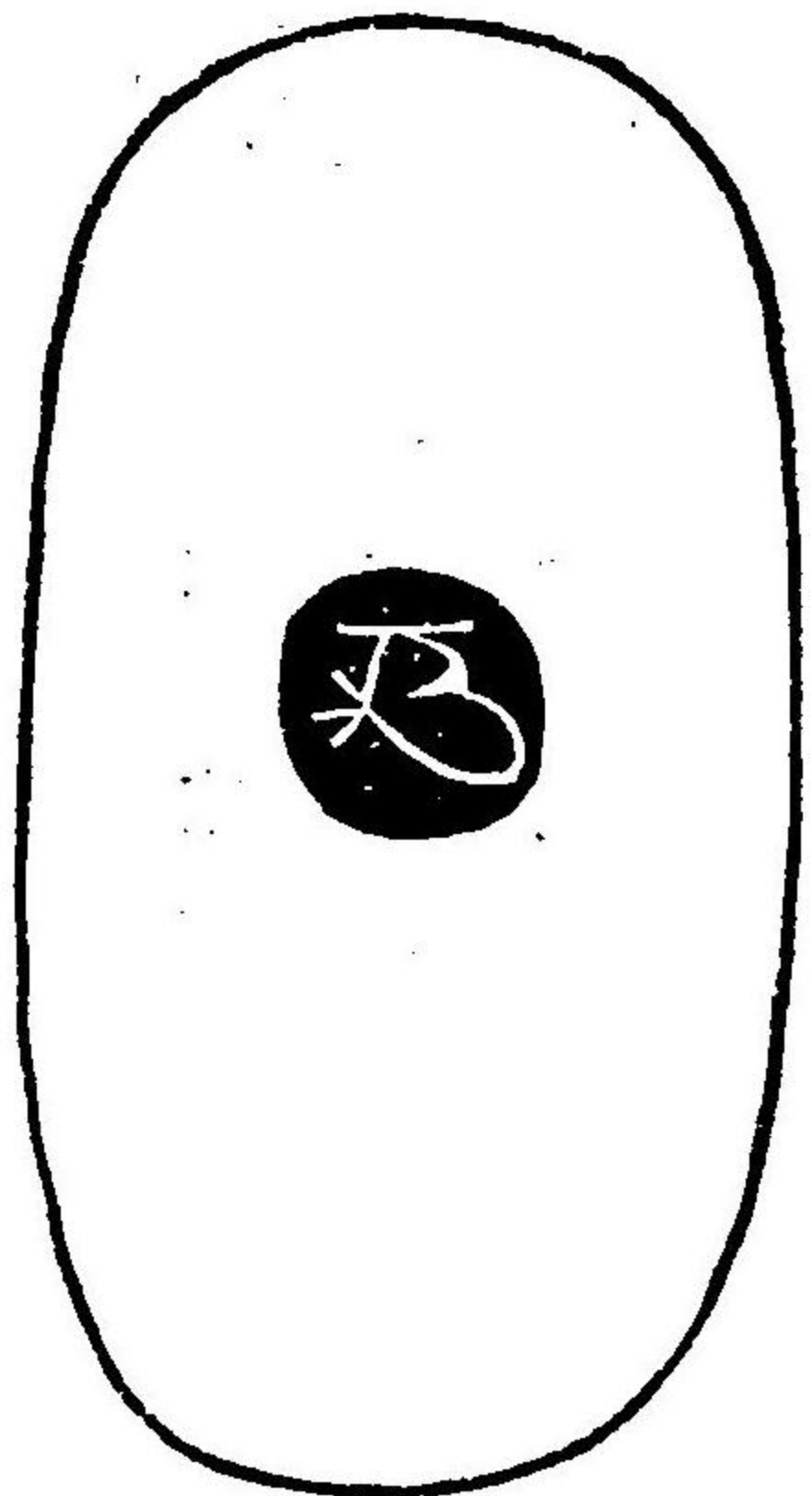
農政座右に、權重標準曰、漢志の五權の法は、銖と兩との間遠き故、分と云を増し

設けたるなり、六銖を一分とするは、一兩の四つ一つにて、鑑と云に同じ、去聲によひへし、今の世金子一兩の四つ一つを一分とするも、この分の法より云なり、大秤の十厘を分とするの分と異なり、分は平聲なり」と、また武家閑談を引て、權現

太閤貳分判金

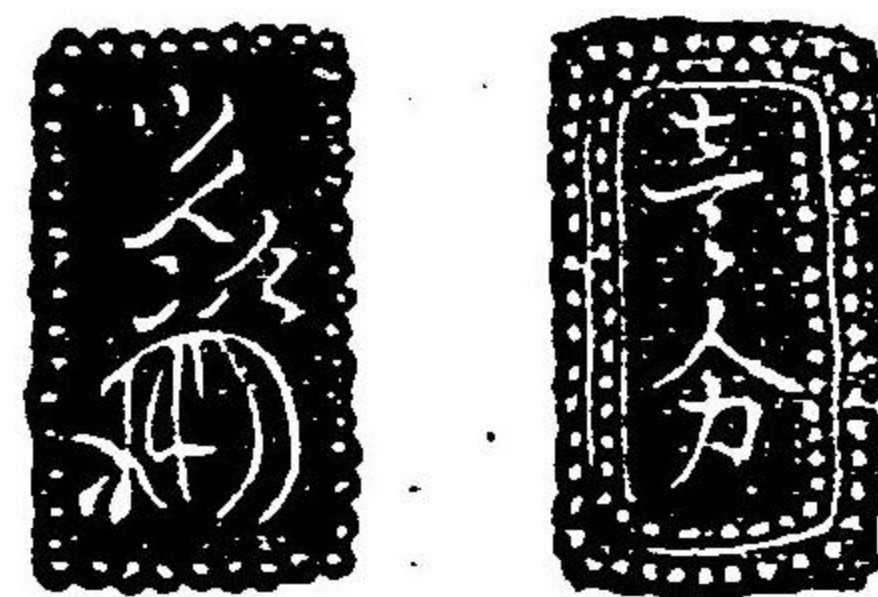


背

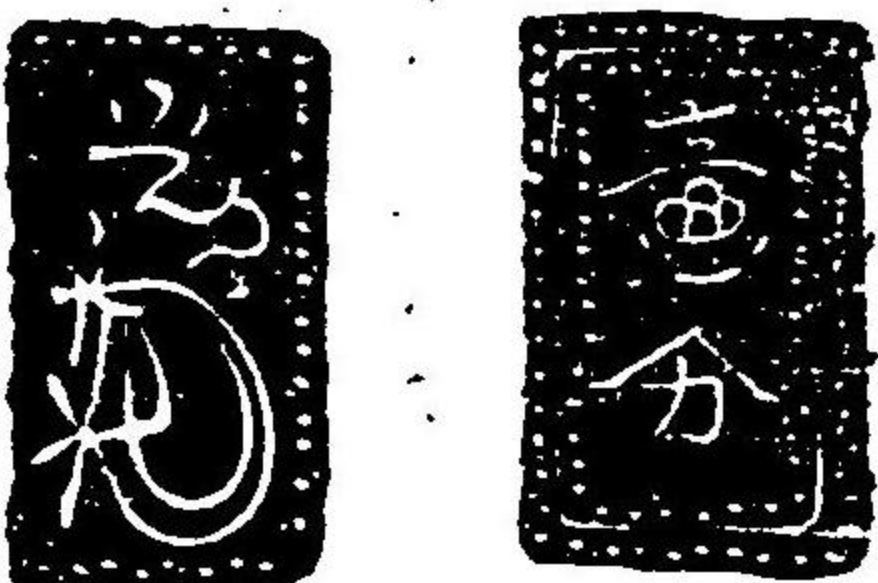


縦壹寸七分五厘
横九分五厘
重貳錢四分

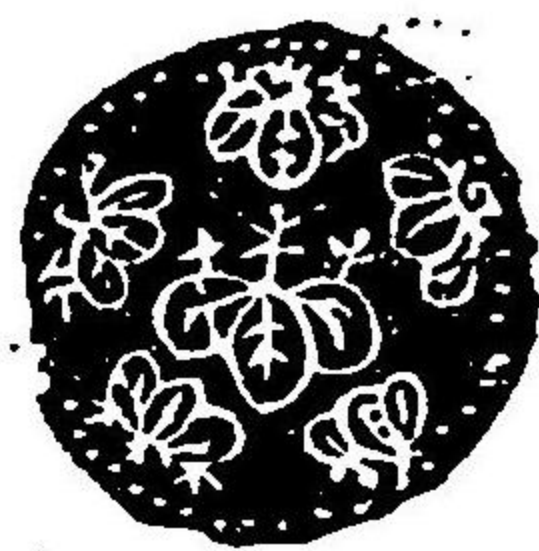
様關八州御知行の時、後藤德乘に、誰ぞ一人關東へ下るやうにと仰らるれとも、誰れも下向せんと云ものなし、弟子庄三郎望て下向す、御意に入、天下手に入りなは、其方何そ可望とあり、庄三郎、然らば小判を四つに切つてつかはせ度と望む、終に其願を遂るなり、小粒は庄三郎より始る、元は大判のみにて、小判も秀吉の頃より出來するなりといへり、貨幣史所載壹分金の圖左の如し。



縦六分強
横三分五厘
重壹錢貳分



縦六分強
横三分五厘強
重壹錢壹分五厘



徑六分 重壹錢貳分五厘

雖九桐壹分判金は形小判の如し、縦壹寸三分五厘、横七分五厘、重壹錢貳分也、(圖略)慶長六年、大判金、小判金、一分判金、丁銀、豆板銀等の制を改正す、貨幣史に云、慶長金の簿冊は、明曆の回祿に罹りて烏有となりたれば、其總額は知る可らず、然れ共舊貨幣表に、海外輸出并改鑄の總額を計れば、慶長小判、一分判の鑄造、總額大凡千四百七十二萬七千零五十五兩なり、而して舊幕にて之を改鑄したる額千零五十二萬七千零五十五兩なり、又同表に慶長大判鑄造の額も簿冊烏有となりたれば、據る所なければ、今推考するに、元祿大判より多かるへしといへり、慶長金銀貨鑄造年限は、慶長より元祿まで也、而して其通用は、元祿七年停止、又正徳四年より享保三年まで、比較法を以て再び通用、慶長金銀貨は、京、江戸、駿河、佐渡に於て之を

鑄造したるなり、且又甲州鑄造の小判も亦之あり、大判金にある拾兩後藤の字并花押は、墨にて書きしなり、而して舊幕の時は之を有する人、若し誤て墨書を消し又は損すれば、後藤の家に持ち行き、更に改め書せしむるにあらざれば通用せず、而して其の書き改めるとき、後藤に改書料を與へることの慣例ありしなり、故に之れを有する人は綿布等にて之を包み、手にも容易しく觸れざる實と爲したり。

一慶長大判一枚 重四拾四匁零分五厘五二四七六

内 金二十九匁六分零厘五零五九一八七二
銀十二匁九分五厘二一三三九四四
雜一匁四分九厘七八七五零一八四

位千分中 金六七二、零
銀二九四、零
雜零三四、零

一慶長小判十兩 重四十七匁三分零厘零四九三六

内 金四十零匁五分三厘一七九二九六五八四
銀六匁七分四厘零三二零三三八
雜二厘八三八零二九六一六

位千分中 金八五六、九
銀一四二、五
雜零零零、六

慶長大判

慶長八年五月、慶長大判を鑄る、是は金銀圖録に載す、丸の内に五曜星の紋と、慶長八五月極の六字を分書し、壹兩用介花押とを刻す、以上茅窓漫録云ふ所、他に所見なければ、暫く爰に載す、元祿八年、國用の大判金、小判金、分判金、丁銀、豆板銀を改

元祿新金

鑄す、世に之を元字金銀といひ、又元祿新金といふ、八月の令に曰く、近年諸山より出るところの金銀多からざるにより、年を逐ひ通貨漸次に減少したり、因て世上に金銀貨を多くせんがため、今回通貨の品格を改めて之を鑄造すと、さてこのとき、改鑄は、國用大に疲弊し、勘定奉行荻原近江守といふ人の説を用ひ、金には銀銅を和し、銀には銅錫を混和して、原金の半にし、形および重量は故の如く、これを元金といふ、吾邦惡幣を造る、茲に始ると云ふ、(圖略す)判金大小共に、背に元の字を刻す、大判金、縦五寸強、横三寸壹分五厘、京座小判金、縦貳寸三分強、横壹寸貳分五厘、壹分金、縦五分、横三分五厘、貨幣史に云、舊幕勘定所の簿書に據れば、元祿大判は元祿八年より同十一年まで之を鑄、其鑄造の總額三萬千七百九十五枚、而して此の大判は舊記中に、享保十年之れを毀つべきの令を載す、元祿小判、一分判、貳朱判金合して鑄造の總額千三百九十三萬六千二百二十零兩一分なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額千三百二十一萬三千九百四十三兩三分二朱なりと、舊貨幣表にあり、元祿八年より寶永七年までを、元祿小判、一分判鑄造の年限とす、元祿金銀貨のことは、舊記録にいはいはく、元祿のとき、金改後藤の家甚だ衰微し、其の職をも爲し

かたき體に至りしより、金銀貨を改鑄し、其數額を増さんとの一策を生じ、屢、時の町奉行に其の策を建言したり、然るに元祿八年、町奉行よりの答に、金銀貨を改鑄するは重大の事件なれば、汝輩の意に従ふ能はず、然りと雖、今回政府に於て金銀貨を要需することあれば、之れを改鑄するなり云々と、然れば元祿金銀貨の改鑄は、萩原某の策なりと云ひ傳ふれとも、或は是れ等に基して策を生せしならんも計りかたしと。

一元祿大判一枚 重四十三匁九分五厘八八五一一

内 金二十二匁九分零厘六九五七三六零三二
銀十九匁七分一厘二四八八七八零八
雜一匁三分四厘零七四四九六一六

位千分中 金五二一、一
銀四四八、四
雜零三零、五

又貨幣史に云、按に舊貨幣表に據られ、元祿銀は元祿八年より寶永三年まで之れを鑄造し、而して其鑄造の總額四十萬五千八百五十貫目、其の貨率は、大凡百分中銀六十四分、銅三十六分なり、元祿寶永年間、慶長金と元祿金との交換増歩の舊記にあるところ左の如し、元祿八年より寶永四年まで、慶長金百兩に付、元祿金百壹兩、寶永五年三月より同六年五月まで、慶長金百兩に付、元祿金百三兩、寶永六年

より同七年四月まで、慶長金百兩に付、元祿金百十兩、舊記に據るに、増歩百十兩にても古金尙ほ集らざりしゆゑ、一時の間、増歩百二十兩までになりたりと。

一元祿小判十兩 金四十七匁二分九厘九六六五六

内 金二十六匁六分八厘一七四一三六四九六
銀二十零匁四分二厘八七二五五七二六四
雜一分八厘九一八六六二四

位千分中 金五六四、一
銀四三一、九
雜零零四、零

元祿判



元祿十年六月、元祿判金貨を鑄造す、貨幣史に云ふ、舊記に據れば、元祿元祿朱金鑄造の總額、十萬兩なり、而して又舊記に曰く、元祿朱金は是れより以前、甲州にて國內使用のため、既に元祿朱金一朱金、朱中金といふ金貨を鑄たりしことあり、此のとき、鑄造は之に基きたるなりと、元祿十年より寶永七年までを、元祿元祿朱金鑄造の年限とす。

中御門天皇寶永七年三月六日、銀貨を改鑄せり、之れを永字銀といふ、四月二日復た銀貨を改鑄す、世に之れを三寶銀といふ、同月十五日、金貨を改鑄し、小判金一分判金、皆其の形を小にす、世に之れを乾字金といふ、同月同日、先きの新鑄金銀貨

永字銀
三寶銀
乾字金

其質惡しきにより、通行に便ならずと聞く、故に改鑄して古金銀貨の如くせんと欲す、然れども惡質の金銀貨を改鑄せば、金額大に減すべし、因て小判金、其形を小にし、之を鑄て以て金貨の額を増加せしむる由を令す、永字丁銀、縦三寸貳分、横壹寸、重四十七錢八分、同豆板銀、縦五分強、横五分五厘、重二錢八分、三寶丁銀、縦貳寸五分、横壹寸、重三拾二錢八分、同豆板銀、縦八分、横八分五厘、重七錢五厘、乾字小判金、縦一寸九分強、横壹寸零五厘弱、同一分金、縦五分、横三分弱、貨幣史に云、舊貨幣表に據れば、永字銀鑄造の總額五千八百三十六貫目なり、其の貨率は、大凡百分中銀四十分、銅六十分なり、此の銀或は永中銀と云、三寶銀鑄造の總額卅七萬零四百八十七貫目なり、其の貨率は、大凡百分中銀三十二分、銅六十八分なり、寶永七年三月中を永字銀鑄造の時限とす、寶永七年より正徳元年迄を、三寶銀鑄造の年限とす、乾字分判十兩は、乾字小判十兩と價格同しければ、之を省くと。

一 乾字小判、十兩 重二十四匁八分五厘一七五七六

内 金二十零々七分二厘六三六五八三八四
銀四々一分一厘二九六五八八二八
雜一厘二四二五八七八八

位千分中

金八三四、零
銀一六五、五
雜零零、五

貨幣史に云、按に、舊記録に據れば、右乾字小判、一分判金鑄造の總額千五百一十一萬五千五百兩なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額千二百二十萬二千七百零三兩一分なり、寶永七年より正徳四年までを、乾字金鑄造の年限とす、乾字金鑄造のとき交換増歩のこと、舊記にあるところ左の如し、一、慶長金百兩に付乾字金百二十兩、一、元祿金百兩に付乾字金百二兩二分と。

正徳四年四月十五日、金銀貨を改鑄して慶長の古制に復せしむる旨を令す、武藏小判金二品あり、縦貳寸貳分強、横壹寸貳分五厘強、一は縦貳寸三分、横壹寸貳分五厘強なり、武藏壹分判金、縦六分強、横三分五厘強、享保丁銀、享保銀といふ事下に貨幣史を引く、縦三寸、横壹寸壹分、重三十七錢三分、同豆板銀、縦六分、横六分強、重三錢五分、貨幣史に云、武藏小判金は慶長小判金と同品位なり、武藏判と之を名づくるは此のとき慶長の舊に復したるによる、而して慶長金貨は元と文祿年中武藏にて鑄造したる武藏墨判といふものを基本とせしなり、是れ武藏判の名ある所以なり、武藏壹分判は即ち慶長壹分金と同品位なれば、價格を記せざるなり、舊貨幣表に據れば、右小判、壹分判金鑄造の總額二十一萬三千五百兩なり、後舊幕にて

武藏判

享保銀

改鑄したる額十九萬六千七百零四兩三分なり、正徳四年中を武藏小判、壹分判金鑄造の時限とす、銀貨は正徳四年より鑄造せしところなれども、之を享保銀と云ひ傳ふ、其鑄造の總額三十三萬千四百二十貫目なり、其貨率は、大凡百分中銀八十分、銅三十分なりと、舊貨幣表にあり、正徳四年より元文元年までを、享保銀鑄造の年限とすと。

享保判金

享保元年、小判金、壹分判金貨を改造せり、世にこれを享保判金といふ、小判金、縦貳寸貳分五厘強、横壹寸貳分五厘弱、壹分金、縦五分五厘、横三分五厘、貨幣史に云、舊貨幣表に據れば、享保小判金、壹分判金、其の鑄造の總額八百二十八萬兩なり、後舊幕にて之を改鑄したる額七百三十二萬四千零四十四兩壹分なり、享保元年より元文元年までを、享保小判鑄造の年限とすと。

享保小判、十兩 重四十七匁零分二厘六四二五六

金四十匁七厘一分七厘一零九九五二
銀六匁二分三厘一零零一三九二
雜二匁三五一三二一二八

位千分中 金八六七零
銀一三二五
雜零零五

享保十年、大判金を改鑄す、元祿年間鑄造せる大判は品位下れるにより、古制の

如く、改造すといふ、大判一枚、小判金七兩二分と定む、縦四寸九分五厘、横三寸、貨幣史に云、舊貨幣表に據れば、享保大判鑄造の總額八千五百十五枚なり、享保十年より天保八年までを、享保大判鑄造の年限とす、價格慶長大判に同じ。

櫻町天皇元文元年、金銀貨を改鑄す、小判金、縦貳寸壹分強、横壹寸壹分五厘強、壹分金は、縦五分強、横三分強、丁銀、縦貳寸九分五厘強、横壹寸零五厘、重四拾壹錢、豆板銀、縦六分、横九分強、重七錢なり、是歲金銀改鑄により、錢の價俄かに騰貴せり、依て新錢を鑄る、江戸深川十萬坪に於て鑄る所の錢には、「十」の字を刻し、本所小梅村にて鑄造せるには、「小」の字を刻す、小字錢は銅鐵二品あり、貨幣史に云、元文金或は之を古文字金といひ、或は之を眞文字金といひ、又之を眞字金といふ、而して鑄造總額舊貨幣表に據るに、小判、一分判金、合千七百四十三萬五千七百一十一兩一分なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額、千四百二十七萬八千二百五十一兩なり、元文元年より文政元年までを、元文金鑄造年限とす、元文金銀貨の改鑄は、享保改鑄のとさ、貨額減じ、通貨貴く、輿論紛々たるにより、時宜に適せん爲め、品位を劣し、量目を減して之を造りたりといふこと、舊記に見ゆと。

一元文小判、十兩 重三十四匁七分四厘四零三九二

内 金二十二匁六分九厘四八零六四零五四四
銀十一匁九分九厘七一六七三五六
雜五厘二一六零五八八

位千分中 金六五三、二
銀三四五、三
雜零一、五

又云、文字銀鑄造の總額五十二萬五千四百六十五貫九百目なり、其の貨率は凡百分中銀四十六分、銅五十四分なり、後舊幕にて之を改鑄したる額四十九萬三千三百貫目なり、元文元年より文政元年までを、文字銀鑄造年限とすと、また云、元文より慶應まで鑄造の鐵小錢總額六十三億三千二百六十一萬九千四百零四枚なりと、後櫻町天皇明和二年、田沼山城守の時川井越前守に命じて、始めて銀貨を鑄造す、世に之を五匁銀といふ、貨幣史に云、舊貨幣表に據れば、五匁銀鑄造の總額千八百零六貫四百目なり、其貨率は凡百分中銀四十六分、銅五十四分也、明和二年より安永元年迄を、五匁銀鑄造年限とすと、銀貨は明和のとき迄は丁銀、豆板銀にて、輕重不定秤量通用なり、然るに此の時始めて五匁銀といふものを鑄し、一個の重を定め、十二枚一兩に通用したり、即ち金一匁に付、銀十五匁に當りたれば、表面上兩本位なるか如し、然れとも其の銀性惡き故、其の實價なく、爲に通用宜しから

五匁銀

銀匁五和明



縦壹寸五分
横七分強

銀匁南永安



縦八分
横五分
厚五分

す、依て性を改め、形を小さくして、南鐐貳朱銀、壹分銀等の銀貨を鑄造するに至れり、後桃園天皇安永元年九月、南鐐銀貳朱判を鑄る、貨幣史に云、舊貨幣表に據れば、安永南鐐貨之を安永貳朱銀、又は古貳朱銀といふ、鑄造の總額五百九十三萬三千兩なり、後舊幕にて之を改鑄したる額五百四十六萬零五百兩なり、安永元年より文政七年までを、古貳朱銀鑄造の年限とすと。

一安永貳朱銀、十兩 重二百七十七匁三分四厘八五九二四

内 銀二百十二匁四分五厘八二四九零七一
雜四匁八分九厘零三四三三二九

位千分中 銀九七七、五
雜零二二、五

是金一匁に付銀四匁四分餘の割合なれば、銀性の佳きといふのみにて、實價なきことは同じ、然れば此の時に於て、銀は補助貨にして、強行貨幣たる性質を顯せり。

眞字二分判



眞字二分判 縦横七分四厘五分 弱五厘

仁孝天皇文政元年、貳分判金貨を鑄る、世に之を眞字貳分判といひ、また眞文貳分判といふ、貨幣史に云、舊記並に舊貨幣一覽表等を參看するに、鑄造總額二百九十八萬六千零二十二兩なり、後舊幕にて之を改鑄したる額二百八十六萬零九百八十五兩貳分なり、文政元年より同十一年までを、眞字貳分判金鑄造年限とす。

一文政貳分判、十兩 重三十四匁八分二厘五零一七六

内 金十九匁六分零厘六四八四九零八八
銀十五匁一分四厘八八二六五六
雜六厘九六五零零三五二

位千分中 金五六三、零
銀四三五、零
雜零二、零

草字小判

同二年小判金、壹分判金を改鑄す、これ金貨に瑕あるもの往々増加せるを以て、なり、貨幣史に云、文政小判金、壹分判金を、之を草字小判金、壹分判、又草文小判、壹分判

といふ、鑄造總額舊記并に舊貨幣一覽表等參看するに、千百零四萬三千三百六十六兩なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額八百八十八萬三千五百二十一兩なり、文政二年より同十一年までを、文政小判金、一分判金鑄造年限とす。

一文政小判、十兩 重三十四匁九分零厘一零二八

内 金十九匁五分二厘三六三五零六三二
銀十五匁三分零厘七五九零八八零八
雜六厘九八零二零五五

位千分中 金五五九、四
銀四三八、六
雜零二、零

小南銀



小南銀 縦横七分四厘五分 弱五厘

右小判金二品あり、一は縦二寸一分弱、横一寸一分五厘、一は縦二寸零五厘弱、また一分金は、縦六分、横三分五厘なり、同七年南銀二朱判を改鑄す、また一朱金貨を鑄造す、縦四分弱、横三分五厘なり、貨幣史に云、此の南銀貨之を文政二朱銀又は小南銀といふ、鑄造の總額舊貨幣表に據れば、七百五十八萬七千兩なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額七百四十七萬四千八百兩なり、文政七年より天保元年までを、文政二朱銀鑄造の年限とす、文政一朱金鑄造總額同表に據れば、二百九十二萬零百九十二兩なり、後舊幕にて

之れを改鑄したる額二百九十零萬千九百三十九兩一分三朱なり、文政七年より天保三年までを、文政一朱金鑄造年限とす」と。

一文政二朱銀、十兩 重百六十零分一分一厘二七六

内 銀百五十六分五分九厘零二八四五三六
雜三九五分二厘二四八零七四六四 位千分中 銀九七八、零
雜零二二、零

一文政壹朱金、十兩 重五十九分二分零厘二

内 金七分二分八厘七七六六二
銀五十一分七分四厘二五四八 位千分中 金一二三、一
雜一分七厘一六八五八 雜零零二、九

草文二分判

同十一年、貳朱判金を鑄造す、縦七分強、横四分五厘、貨幣史に云、草字貳分判金、又草文貳分判金といふ、鑄造總額舊貨幣表に據れば、二百零三萬三千零六十一兩二分なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額百九十萬九千二百二十七兩二分なり、文政十一年より天保三年までを、草字貳分判鑄造年限とす」と。

一文政貳分判、十兩 重三十四分八分五厘五一五六八

内 金十六分九分九厘五三七四四五五六八
銀十七分八分一厘零九八五一二四八 位千分中 金四八七、六
雜四厘八七九二一九五二 雜零零一、四

古壹朱銀

同十二年、壹朱銀貨を鑄造す、縦五分五厘、横三分なり、貨幣史に云、文政壹朱銀、又は古壹朱銀といふ、鑄造總額舊貨幣表に據れば、八百七十四萬四千五百兩なり、後舊幕にて之を改鑄したる額八百五十二萬四千八百兩なり、文政十二年より天保八年までを、古壹朱銀鑄造年限とす」と。

一文政壹朱銀、十兩 重百十二分零分四厘四二一四八

内 銀百零九分二分零厘九四九六一六五五六
雜二分八分三厘四七一八六三四四四 位千分中 銀九七四、七
雜零二五、三

古貳朱金

天保三年十月、貳朱判金貨を鑄造す、縦四分五厘、横貳分五厘、弱なり、貨幣史に云、天保貳朱判金、或は之を古貳朱金と云ふ、而して其の鑄造の總額舊貨幣表に據れば、千二百八十八萬三千七百兩一分なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額五百四十三萬九千零六十一兩一分二朱なり、天保三年より安政五年までを、古貳朱判金鑄造の年限とす」と。

一古貳朱金、十兩 重三十四分七分六厘七二二三二

内 金十零分三分七厘四五三九四零二八八
銀二十四分三分三厘三五七九一七六八 位千分中 金二九八、八
雜五厘九二零四二七九四四 雜零零一、四

古壹分銀

同八年、五兩判金を鑄、小判金并壹分判金を改鑄す、また通用銀貨を新鑄す、貨幣史に云、五兩判金は其の鑄造の總額舊貨幣表に據るに、十七萬二千二百七十五兩なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額十二萬五千四百四十五兩なり、天保八年より同十四年までを、五兩判金鑄造の年限とす、天保壹分銀、又古壹分銀と云ふ、其の鑄造總額表に據るに、千九百七十二萬九千百兩なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額八百七十一萬九千兩なり、天保八年より安政元年までを、古一分銀の鑄造年限とす、天保金の鑄造總額同表に據るに、小判并壹分判金合して八百十二萬零四百五十兩なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額四百六十七萬零七百七十二兩一分なり、天保八年より安政五年までを、天保小判、壹分判金の鑄造年限とす」と。

一五兩判一枚 重八匁九分八厘零六五三六

内 金七匁五分二厘一二九三九
銀一匁四分四厘一三九四零二八
雜一厘七九六一三零七二

位千分中 金八三七、五
銀一六零、五
雜零二、零

古一分銀、十兩 重九十二匁三分五厘八零一八

内 銀九十一匁五分六厘三七三九零四五二
雜七分九厘四二七八九五四八

位千分中 銀九九一、四
雜零八、六

一天保小判、十兩 重二十九匁九分零厘八五一九二

内 金十六匁九分七厘三零八四六四六
銀十二匁九分零厘九五二六零三四八
雜二厘九九零八五一九二

位千分中 金五六七、五
銀四三一、五
雜零一、零

同九年、大判金貨を増鑄す、十二月又令して、丁銀、豆板銀を増鑄す、貨幣史に云、大判吹増の高は千八百八十七枚なり、九年より萬延元年までを、吹増大判の鑄造年限とす」と。

新壹朱銀
吹繼壹朱銀

孝明天皇嘉永六年、壹朱銀貨を鑄る、縦五分強、横三分強、貨幣史に云、嘉永壹朱銀或は之を新壹朱銀といふ、又安政元年より通行したるゆるゑ、或は之を安政壹朱銀といふ、鑄造總額舊貨幣表に據るに、九百九十五萬二千八百兩なり、嘉永六年より慶應元年までを、右壹朱銀鑄造年限とす、別に又吹繼壹朱銀といふものあり、是れは明治元年より二年まで鑄造す、其の額同表に據るに、百十七萬千四百兩なりと。

一新壹朱銀、十兩 重八十零匁六分九厘一四九八

位千分中 銀九六七、八
雜零三二、二

安政三年、貳分金貨を鑄る、縦七分五厘、横四分五厘、貨幣史に云、安政貳分判金鑄造の總額、舊貨幣表に據れば、三百五十五萬千六百兩なり、後舊幕にて改鑄したる額、百四十四萬千四百七十一兩也、安政三年より萬延元年迄を、安政貳分判金鑄造の年限とす」と。

一 安政貳分判、十兩 重三十零分三厘一三九四四

内 金六匁二分八厘二五六七七零八四八
銀二十三匁六分八厘五七六三二八
雜六厘三零六五九二八二四

位千分中

金二零九、二
銀七八八、七
雜零二、一

同六年、小判金壹分判金並に丁銀、豆板銀を改鑄し、および二朱銀貨を鑄る、また外國貨幣同位の壹分銀を鑄る、小判金二種あり、一は縦一寸八分五厘、弱、横一寸強、一は縦一寸九分、横一寸、壹分金は、縦五分五厘、横三分強、外國銀貨同位壹分銀は、縦八分、横四分五厘、弱なり、其の二枚は墨銀一枚と同量なるを以て、之を通用せしめて、八枚を以て小判一枚と交換せしめ、壹分銀の通用を停めたるに、其の鑄造數少き爲に、壹分銀を禁する能はず、適、外國人より苦情出て、十日程にて通用を停めたれば、俗に之をバカ貳朱といへり、貨幣史に云、安政大形貳朱銀、或は新貳朱銀と

バカ貳朱

正字金

新一分銀

いふ、鑄造總額、舊貨幣表に據れば、八萬八千三百兩なり、後舊幕にて之を改鑄したる額、八萬千六百兩なり、安政六年中を大形貳朱銀鑄造の時限とす、小判一分判は安政金、或は正字金といふ、鑄造總額、同表に據れば、小判壹分判金合三十五萬千兩なり、後舊幕にて之れを改鑄したる額、貳拾七萬六千八百貳拾九兩三分なり、安政六年中を正字小判、壹分判金鑄造の時限とす、安政壹分銀は、或は新一分銀といふ、鑄造總額、同表に據れば、貳千八百四十八萬零九百兩なり、後舊幕にて改鑄したる額、十萬千三百兩なり、安政六年より明治元年までを、新壹分銀鑄造年限とす、別に又明治元年より二年に至るまで鑄造の壹分銀、百零六萬六千八百三十三兩二分

安政大形二朱銀



縦九分 横五分五厘

政字銀

あること、同表に見ゆ、安政丁銀、豆板銀、或は之を政字銀といふ、鑄造總額、同表に據れば、拾萬貳千九百零七貫目也、後舊幕にて之を改鑄したる額、貳萬三千八百五十

六貫目なり、其の貨率大凡百分中銀十三分、銅八十七分也、安政元年より慶應元年迄を、政字銀鑄造年限とす。

一 安政大形貳朱銀、十兩 重二百九十零分六厘八七

内 銀二百四十五分八厘一八九二零二
雜四十五分一分六厘六八零七九八
位千分中 銀八四四、六
雜一五五、四

一 安政小判、十兩 重二十三分九厘三厘零二八

内 金十三分六厘三厘二九三六九五六一六
銀十零分二分四厘六八三七九八九六
雜五厘零二分三厘五八八
位千分中 金五六九、七
銀四二八、二
雜零二、一

一 安政壹分銀、十兩 重九十二分一分一厘五三三二二

内 銀八十二分二分五厘八九九零七六一六
雜九分八分五厘六三四零四三八四
位千分中 銀八九三、零
雜一零七、零

萬延元年、大判、小判、壹分判、貳分判、貳朱金を改鑄す、大判金は縦四寸三分五厘、横貳寸六分、貳分判金は縦六分五厘、強横四分、貳朱金は縦四分弱、横貳分五厘、弱貨幣史に云、萬延大判或は新大判と云、鑄造の總額舊貨幣表に據るに、壹萬七千九十七

新大判

枚なり、萬延元年より文久二年迄を、新大判の鑄造年限とす、萬延金或は新金と云ふ、鑄造總額新小判、新壹分判、金合六十二萬五千零五十兩なり、萬延元年より慶應三年までを、新小判、新壹分判、金鑄造年限とす、新貳分判、金、新貳朱判、金鑄造總額合五千三百二十四萬零五百七十六兩なり、而して萬延元年より明治二年までを鑄造年限とす。



一新大判一枚 重三十零分五厘五四八九二

内 金十零分三分二厘四零六零五四零二
銀十九分二分一厘一四六八九六六四
雜五分一厘九九五九九六三一六
位千分中 金三四三、五
銀六三九、二
雜零一七、三

一新小判十兩 重八分八厘五厘零八二三二

内 金五分零分七厘六八三二一八七五二
銀三分七分五厘二七四九零三六八
雜二厘一二四一九七五六八
位千分中 金五七三、六
銀四二四、零
雜零二、四

一新貳分判、十兩 重十六匁零分三厘七八六三二

内 金三匁六分六厘四六五一七四一二
銀十二匁三分四厘一一三五七三二四
雜三厘二毫七五七二六四

位千分中 金二二八、五
銀七六九、五
雜零二、零

一新貳朱金、十兩 重十六匁零分四厘八三七八八

内 金三匁六分七厘五零七八七四五二
銀十二匁三分四厘一二零三二九七二
雜三厘二毫九六七五七六

位千分中 金二二九、零
銀七九六、零
雜零二、零

第八章 貨幣用の金塊

叙上錢貨の外に、昔時貨幣として通用せしものあり、即ち砂金は袋に盛り輕重を秤りて使用し、又は竹器に入て腰に携へ用ふるもあり、煉金はその用ひむとする丈を截り、秤量して用ふ、延金も沙金を煉りて製するものにて、截りて使用す、竹流金は割りたる竹に鎔し流し込たるもの、板金は長方形に造り、截りて使用す、竹金の丸かせ、ひるも金、印子金といふものは是なり、是等は貨幣の如く一定の量目もなきゆゑ、使用の際に臨み、輕重を秤り用ふるなれば、甚だ不便なるものゆゑ、

砂金延金

砂金

民間一般に融通せしにはあらざるへし、兩替賃を切賃と云ふは、切銀、竹流銀などを鈍鑿、鉄などにて切りて秤量に掛るゆゑ、其の名の残れるなるへし。

砂金は袋に容れて使用す、金銀圖録に、近世用る、砂金籠は、小判十兩を木形の香合の如き物の中へ入れて、其の上を外龜甲形金紙一枚、裏無地金紙一枚、中黄赤青紙各一枚、紅白水引にて之を結び、劔先より底まで長さ七寸七分許とありて、砂金の代りに判金を用るもの、如し、かく種々なる裝飾をうくることの遺風か、今日も猶ほ残り、而て、謝金をは必ず紙に包み、水引もて帯ひするものとなし居れり、徳川氏の元祿年間に至り、銀包と云ふことを行ひたるは、一は定量するの必要もあり、一は偽造品を鑑別するの必要もありたるならん、銀を常是包の儘にて通用せしめ、其の體を露はさざりしは、銀貨として誠に價なきもの、みなれば、かくはなしたるものならんと、明治の世となりて、包座といへるものを設置し、上納金は總て包座の封印なかるへからすと、なしたるは、全く偽造を鑑別するの意にいてたるものならん。

甲州金

農政座右に云、甲陽軍鑑に、基石金と云ふこと見えたり、其の外は見當らず、金銀

圖録曰、按に甲金其の始を詳にせず、武田氏の舊制に因て天正中に改造せられ、今に迨て一國通用を許さる、其の金坑はもと山梨郡黒川にあり、其の金座は志村、野中、山下、松木の四家あり、其の古金は基石金、板金、大鼓判、細字金、延し金、繩目金等、其の新金は甲安金、中金、甲重金、甲定金の品あり、其の通用は一分判重さ一匁、是を銀十二匁と定む、今通用する物は壹分、貳朱、壹朱、朱中の四品のみ、甲金凡壹百卅六品あり、寶永四年美濃守吉保吹く所の元字金に准するあり、正徳四年甲斐守吉里吹替新金に准するあり、享保六年十月甲斐守本書に名なし、吹替の新甲金あり、甲重金と呼ぶ、享保十二年四月吹足しの甲定金なりとあり。

黄金の分銅は通用の爲に作るものに非ず、軍用の蓄として、幕府の庫中に藏め置くものなり、後水尾天皇慶長十九年、大阪城に於て千枚法馬と稱するところの金法馬を以て、竹流判金を作る、元和元年後藤光次をして、大阪城の金銀を檢査せしむ、五月七日藤堂高虎大阪城より黄金の大法馬を携出す、是れは不虞に備るため、豊臣氏黄金千枚を以て金法馬一個と爲し、之を造り、多く貯へしところのものなり、七月大阪城東北櫓の焼跡より黄金三十枚、竹流判金數十枚を掘り出す、萬治

金法馬

金幾兩と
いふ稱

二年、金銀の大法馬を鑄る、寛政三年八月、及び天保十三年、金銀の大法馬を鑄る、右等の幾分は、徳川氏より明治政府へ引繼たりと云ふ。

兩の稱は砂金算用より起る、農政座右に、金幾兩を以て云は、推古紀に黄金三百兩と見え、持統紀に白銀三斤八兩とあるを始とす、日蔭蔓曰、古書に金百兩とあるは砂金にて、秤目百兩のことなり、太平記卷三十一曰、遊佐勘解由左衛門か金百兩を以て作りたる三尺八寸の太刀もあり、草蘆雜談曰、民部卿法印記せる嚴廟御元服の儀式に、賜予の銀三十兩を以て稱す、正保まてはその淳朴かくの如し、今は下々の音信にも、銀は枚を以て稱す、誠に過分の至りなり、我國古は唐の制によられ、十匁を一兩とすとみえたり、四匁三分を一兩となすは、いつれの時よりなるや、詳ならず、今の良子フナゴの一兩は十匁なれば、國初の頃より四匁三分を一兩とするにや、草蘆雜談云、寛明日記寛永九年の件に、黄金一兩に付銀六十匁替とあれば、國初より六十匁の内外と見えたりとあり、但し最近世の一兩は四匁なり、又貞丈雜記に古は物の代物にも進物にも、鳥目はかり用ひし也、大判、小判、小粒など、云物、古はなかりし故也、銀も今の丁銀はなかりし也、金は砂金とて、金山より金をほり出

し、白き石に取つてあるを、石を打ちくたき水に入ゆりて砂をゆりすて、金はかりをえり取て、いまた吹たてすして、すなの如くなるを袋に入れて、進物にしける也。舊記に砂金何兩と云は、秤の量目也。大館書札秘傳抄に、金子三十兩とあり、書札條々等黄金五十兩銀百兩と有之、子と付事如何候、但不苦歎云云。道照愚草に云、禁裏様御進物の事、一かとの時は御劔砂金十兩共、御目錄には調進勿論也。當時砂金まれなる間、黄金にて納之、御目錄には黄金と不致調進云云。是等の舊記に黄金又金子なと、あるは、今の大判小判の事にあらず、板金、竿金などを切て進物にするを云、何兩と云は秤の目也。板金と云は金を吹たて、盆の如く丸くして、板の様に薄く打のはしたるを云也。蟠川記に云、板金ひろうの事、五枚十枚百枚と候へは折又は唐の盆なとにすへ候て披露候、又只一枚二枚も同前に候、御前なとにて包をあけ候なとはなく候、但時宜により相變事可有之云々。竿金と云は竹なかしとも云、金にても銀にても火にてとかして、細き竹の筒へ流して、み竿の如くしたるを、入用程つゝ切てつかひ、進物なとにもしたる也。古は砂金も黄金も、常の進物にはなし、まれの事也。常には鳥目はかり通用して、進物も錢はかり也。千疋萬疋なと、

板金

竿金

夕の字

折紙に書て、錢をは別に折紙に書たるほど遣しける也。今時の如く折紙に小粒をはり付ける事はなかりし也と見えたり。

農政座右に云、金銀圖錄曰、夕は錢の俗字なり、或人云、京攝の商賣幾夕を幾エンと云、エンはセン(チエン)の轉音にて、則錢なり、此の説當否を知らず、按に、夕の字は宋の時より既に用るか、宋版の醫方にあり、兩を夕に作、錢を夕に作る、篇海類編に、錢俗作夕とみえ、丹鉛總錄に、文人奇士多用古字、官府文移通用今字、吏胥下流、市井米鹽帳簿、用省訛俗字、如錢作夕是なりとみえたり、字典索引曰、字義總略に出す杜選の字に、夕は錢の字とあり、邦俗夕を目の省と爲て、幾錢夕と云は重語なりと、今按するに夕の字此の外種々説あれと、丹鉛總錄云ふ所の如くなるへし、又文と夕とを合せて作りし字と云ふ、詳ならず。

第九章 貨幣に關する制令

天武天皇十二年四月壬申の詔に曰く、自今以後必用銅錢、莫用銀錢、また乙亥の詔に曰く、用銀莫止、是は本朝に於て銀の出てし十年後のことなり、集解に、顯宗天

用錢の詔

皇紀曰、稻斛銀錢一文、據此考之、專用銀錢久矣とあり、斯く古く顯宗天皇のときより通用せしものなる歟否や詳ならず、又右は本朝にて銅錢を用ひしことの史に見えし始めなれとも、何れの年に鑄造せしか、何れの所にて鑄造せしか、共に未審なり、然れとも本朝にて既に銅錢を鑄造せしこと知るへし、茅窓漫錄に云、四月十五日に銀錢を禁し、其の四日後十八日通用すへき詔あるは、譯ある事と見ゆ、此の年銅錢とあるは、外國貢上の銅を用ひたりしは勿論なれと、何れの年に鑄たりしや詳かならず、和銅の出しは是より二十六年後にて、鑄錢司を置くは、持統帝八年にて、是より十二年後なりとあり。

元明天皇和銅二年正月壬午の詔に曰く、向者銀錢を頒て前錢に代ふ、又銅錢を并行す、頃奸盜私鑄して公錢を紛亂す、自今以後私に銀錢を鑄るものは、身は沒官し、財は告る人に入れよ、同年三月甲申の制に曰く、凡そ交關雜物、其の物價銀錢四文以上は即銀錢を用ひ、價三文以下は銅錢を用ひよ、貨幣史に云、錢史に云く、銀錢四文と續日本紀にあれとも、銀の字は衍なりと、此の説文意に於て穩なるに似たり、さて之に従て考るに、蓋し銀錢一文は銅錢四文に當りたるならん、而して銀錢

私鑄の禁

銅錢の差此のことくなりしを見れば、當時銅錢の貴き想ふへしと、按ずるに、原文の通にても解釋し得ることなし、銀一銅四の比價とするは疑ふへし、和銅二年八月乙酉、銀錢を行ふ、和銅三年正月丙寅、太宰府より銅錢を獻す、同月戊寅、播磨國より銅錢を獻す、和銅三年九月乙丑、天下の銀錢を禁す、茅窓漫錄に云、是は前年銀錢の價を貴くし、後又是を廢し、今年に至て禁せむか爲なり、同四年冬十月甲子に、私鑄錢者を嚴重に制するの勅あり、同六年三月壬午に、賣買田以錢爲價の詔あり、同七年九月甲辰の制、不得擇錢の勅あるも、銀錢を重し、銅錢を行ひ、濫錢を破らん爲めなりと、同四年穀六升を以て錢一文に當つ、また蓄錢者に位を授け、私鑄錢者を斬に處す。

同五年九月己巳、大赦、錢を私鑄する者の罪一等を降す、十月乙丑詔して曰く、行旅人をして必ず錢を齎らし、資と爲し、以て重擔の勞を息め、用錢の便を知らしめよ、閏十二月、諸國より送る所の調庸等のものは、錢を以て換へ、錢五文を以て布一常、常とは壹丈六尺なりに准せしむ、貨幣史に云、錢を以て物に代ることの史に見えしは、既に顯宗天皇のとき、稻斛銀錢一文とあり、然れとも此の和銅五年に、行旅

錢を以て物に代ふ

人をして必ず錢を齎らしむるの詔あり、又六年に、田を賣買するに錢を以て價となし、他物を以て價と爲すを禁するの詔あり、然れば此の時代までも尙錢の外のものを用ひて、賣買の資と爲せしものありしと見ゆ、譬へは旅人は錢の代りに米等を齎らし、田を賣買する者は錢の代りに布等を用ひしこともありしならん、古の事情想ひ見るへしと。

和銅六年三月壬午の詔に曰く、郡司少領以上に任するものは、性廉時務に堪ふと雖も、蓄錢乏しくして六貫に満たざるものは、以後遷任を得され、と、又同日の詔に曰く、田を賣買することは、錢を以て價と爲すへし、若し他物を以て價と爲さは、田並に其の物を没官せしめよ、と、同七年、錢を擇ふを禁す、是歲九月申辰の制に曰く、自今以後錢を擇ふを得ず、若し實に官錢なるを知り、嫌ひ擇ふ者は杖一百に處せん、濫錢は主客相對し、之を破り、市司に送れ、と、考證に云、藤氏貞幹曰、和銅錢一種有銅質黑濁輕小不精者、史所謂濫錢即是、と、元正天皇養老五年、銀錢一を以て、銅錢二十五に當て、銀一兩を以て壹百錢に當てしむ、同六年二月戊戌の詔に曰く、市頭にて交易することは、元來其の價を定む、比日多く法の如くならず、因て更に用錢

錢を以て
價とす

の便宜を計り、百姓の利潤を得んと欲す、夫れ二百錢を以て壹兩銀に當て通用せよ、と、九月庚寅、伊賀、伊勢、尾張、近江、越前、丹波、播磨、紀伊等をして、始めて錢調を輸さしむ、貨幣史に云、是は蓋し漸次に銅錢の數増すにより、前年銅錢百文、銀壹兩なるを改めて、銅錢二百文、銀壹兩と定めたまひしなるへし、尙ほまた和銅二年の條をも較閱して、銀銅の差異並に銅錢の増加を考ふへしと。

桓武天皇延暦十七年九月乙丑、是日大政官符禁斷貯錢、被右大臣宣備、奉勅、用錢之道、取於輕便、有無均利、彼此得宜者也、如聞外國吏民、多有貯蓄、京畿士庶、還乏資用、既乖均利之義、亦失得宜之方、宜下嚴制、不得更然、茅窓漫錄に、是は畿内より外の國々多く錢を買貯へて、京畿の錢乏しく、利用に不便なる故に、蓄錢を禁したまふなりといへり。

仁明天皇承和二年十月己亥、勅して新錢四萬文を以て之を分ち、京城及び平城の有名なる寺に施す。

清和天皇貞觀六月十日、京畿及近江國賣買之輩、惡錢を擇棄るを禁す、茅窓漫錄に、是は去弘仁十一年六月九日、大藏省に下知ありて、鑄錢司より進獻する所の新

新鑄錢を
神社に奉
ず

錢は、文字少々不明、又少の疵有とも、通用に妨なく請取渡可致處に、是は文字不全、是は輪廓有缺なといひ立て、十に二三は嫌ふ故に此度嚴重に禁制せられて通用せよとの事なりといへり、同十二年八月二日、(一)に五日に作る鑄錢司より新鑄真觀鑄一千一百拾貫文を進む、勅して太皇太后宮及淳和院に各五拾貫文を獻し、東宮に二拾貫を賜ひ、親王以下五位以上の見參者に頒ち賜ふこと各差あり、諸司六位官人より諸衛府駕輿丁衛士に至るまで、皆恩賚に預かりたり、十一月丙辰、大舍人頭從五位上磯江王を遣はし、鑄錢司及ひ山城國葛野郡の鑄錢所等の新鑄錢を伊勢大神宮に奉ず、同月乙丑、使者を諸社に分ち遣はし、鑄錢司及ひ葛野鑄錢所の新鑄錢を奉す。

後陽成天皇慶長九年正月令して曰く、永樂錢一を以て鑑錢四に當て之を通用せよと、貨幣史に云、寶貨事略國貨令に、此の後慶長十三年の令を載す、之を見るに、永樂錢一と鑑錢四との通用にても、尙錢の善惡を選ふの論未だ止まざる也、此の時代徳川氏の制、小判壹兩を永樂錢壹貫文に代へたり、故に永壹貫文を金壹兩とし、永貳百五拾文を金壹分とせしは、此の餘風なりしと云ふこと舊記に見ゆと、同

金銀の比
較を定む

十三年十二月令して、以來永樂錢の通用を停止す、貨幣史に云ふ、蓋し是は前にもいふ如く、是れより先き永樂錢と鑑錢との選ひ強かりしにより、永樂錢停止のこ

六錢の事

同十四年、金銀等の比較を定む、七月令して曰く、金壹兩、永樂錢壹貫文たるへし、金壹兩、京錢四貫文たるへし、金壹兩、銀五拾目たるへしと、同八月、復た永樂錢停止の令を出す、是れは前きに永樂錢の通用を禁したるに、今年駿河、江戸賦税の會計に、永樂錢も亦用ひたるゆゑ、農商誤て永樂錢の通用を許したりと思ひ、之れを求むるもの多かりしゆゑなり、貨幣史に云、前年永樂錢を停止したるに、金壹兩、永樂錢壹貫文とあるは、賦税等に用ひるの定制を示せしなるへしと、元和二年五月令して曰く、六錢の外は錢を選ひ棄つへからず、若し之を選ひ棄て、或は強て六錢を用るものあらは、烙印を以て其面に印すへし、又曰く、錢の賣買は金壹分に壹貫文とすへしと、貨幣史に云、六錢のとは國貨令中に其の令文を載す、其の文に大かけ錢、われ錢、かたなし錢、新惡錢、ころ錢、なまり錢とあり、蓋し大かけ錢とは大破の錢、われ錢とは破裂の錢、かたなし錢とは形の定かならざる錢、ころ錢とは小錢、なま

買貨賣買
禁止

り錢とは鉛錢なるへし、然れば本文の意は、此の六錢の外皆選ひ除かすして賣買すへしとのことなるへし」と、靈元天皇寛文八年三月八日、長崎奉行に令して以來銅を外國に輸出せしむるなからしむ、延暦二年二月令して曰く、贋造の金銀貨を賣買することを許さず、若し兎銀鋪に持ち來る者あらは、之れを破て其者に還付すへし」と。

東山天皇帝元祿八年九月令して曰く、今回改鑄の金銀貨次第に通行す、然れば新古ともに皆同様の金銀貨と思ひ、悉皆改鑄の功畢るに至るまでは、雜へて之を行ふへし、且つ古金銀貨を有するものは之を蓄へず、之を出して新金銀貨と交換すへし」と、同九年七月九日の發令、亦之と大同小異なるを以て略す、同十年四月二十六日令して曰く、今回金銀貨を改鑄せしにより、新古悉皆交換すへし、假令遠き國に在ても、遺漏なく之を交換すへし、明年三月以後は、新古雜用を許さず、新金銀のみ通用せしむへし、同六月三十日令して曰く、今回新に貳朱判金貨を鑄て之れを世に行ふ、諸國滯りなく之れを通用すへし、而して貳朱判金は壹分判金の半なるものと知るへし、若し之を贋造する者あらは、告訴せよ、同十一年正月令して曰く、

金箔使用
禁止

前令に於て新古金銀貨交換の期は、本年三月を限りたり、然るに交換せざるもの尙多ければ、改めて明年三月を期限とす、同三月二十六日令して曰く、以來常用の雜具及兒童の玩具等に、金箔を用ふることを許さず」と。

同十三年十一月八日令して曰く、銀貨の價は官の出納を金一兩に六十錢換と定められたれば、總て之に准して賣買すへし、然りと雖も兎銀鋪等は、兌換によりて利あるへければ、今年より明年十二月に至るまで、五十八錢より騰貴せしむるを許さず、十二月令して曰く、府下方今銀并錢甚た不足なりと聞く、因て遠國に銀を輸送するを許さず」と、同十四年、銀貨を貯ふるものは、之れを賣るへきことを令す、同十五年二月三日令して曰く、既に古金銀は之れを改鑄したり、然るに尙未だ諸國に於て新古交換せざるものありと聞く、嚴しく之れを檢查し、交換せしむへし、同八月二十九日令して曰く、頃者銀價騰貴す、之を有するものあらは、之を出し、時價に従て之を賣るへし、私に買ひ貯るものあらは、之れを罪せん、十二月十一日令して曰く、從來西國中國に於ては、總て専ら銀貨のみ通行すと聞く、自今以後一般に滯りなく金銀貨を共用すへし、また同日令して曰く、銀貨は金壹兩に五十八錢、錢

價は金壹兩に三貫九百文より貴くするとを許さずと。

（寶永二年に又銀貨價格の令あれとも、これと同じきを以て略す）寶永三年六月令して曰く、近年銀貨不足なりと聞く、因て之れを改鑄し、乃ち新鑄の銀貨を銀座より出し、古銀貨と交換せしむ、而して新古交換のときは新銀貨は其の數を増して之れを與ふへしと、同四年十月令して曰く、頃者通貨乏しければ、是まで曾て交換せざりしところの軍需金銀も、亦新鑄金銀貨と交換せよ、海を隔てる遠き國に便ならざる地は、其の近傍の代官所にて交換すへしと、同五年二月朔日、銀座に令を下して、其の座より下金を箔座に賣らしむ、九月令して、大錢は金銀貨並小錢と同じく、滞りなく之れを用ひしむ、而して大錢の成るや、人民甚た之を便とせず、商賈之れを取らず、因て大錢を便とせざるものを罪に抵し、商賈の之を取ざるものを官に告訴せしむ、然れとも、明年令して、此の錢の通行を停む、十一月令して曰く、通貨の瑕あるは、兌金舖にて歩銀を取ると聞く、今より以後瑕ありとも、通用の妨とならざれば、歩銀を取るとを禁す、若し折損して用ひかたきは、銀座に致して交換すへしと。

新古交換の制

同六年三月八日、箔座を廢し、下金の賣買をして人民の意に隨はしむ、同年十月二十九日令して曰く、頃者錢價騰貴すと聞く、因て庫中の錢五千貫を糶賣す、之を買はんと欲するものは、淺草米庫に於て錢奉行より之を買ふへしと、同年七月十五日令して曰く、貳朱金は今より通行を停む、之れを有するものは交換すへし、同七月令して曰く、府内は云ふに及はず、諸驛並邊鄙に至るまで、錢價日々騰貴す、奉行等嚴に各隸下を搜索し、錢價を貴くして賣るものは論なく、又或は過分の錢を買求むるものあらは逮捕すへしと。

中御門天皇正徳元年五月令して曰く、賈造の金銀貨は一切之を停む、若し賈造のものあらは、金銀座に致し、試檢を請ふへし、又令して曰く、錢は其の座外に於て私に鑄ることを禁す、又令して曰く、錢價は金壹兩に四貫文、壹分に壹貫文とすへし、税課亦皆此の制たるへしと、同二年十月十八日令して曰く、本朝上古以來、金銀を出すこと少く、財貨優かならざりしに、慶長のときに至り、諸國鑛山始めて多く、金銀を出し、財用充足せり、然るに其のときより以來、金銀の外國に輸出し、又は國內に消耗するの數亦寡からず、因て慶長以來九十餘年間に於て、國內の金銀大に

金銀の減
少と物價
の騰貴

減し、通貨古の如くならず、元祿年間之を改鑄したれども、貨質悪しきを以て、人民之れを便とせず、物價日に貴く、貨幣日に賤しく上下困苦す、故に之れを改鑄し、古貨の質に復し、物價をして平均ならしめんと欲す、然れども悪質の貨幣を改鑄せは、通貨の額其の半を減すへし、然れば人民一層の困苦を増さん、故に直に古貨のことに改鑄することを命せず、乃ち先きの新鑄金貨は薄小なれども、因循して尙ほ暫く之れを行ふ、然るに先きの新鑄銀貨は其の質最も悪ければ、之を鑄ることを停む、夫れ金銀貨は天下の至寶なれば、假令國內の通貨其の半を減すとも、善質古貨の如くにして之れを萬世に傳へんこと、最も其の理なりとす、人民能く此の意を體認し、通貨の額其の半を減すとも、善質の貨に改鑄せんことを欲せば、速かに改鑄して古貨のことにすへし、人民若し利を失ひ財を減せんことを恐れ、改鑄を欲せずんば、將に人民と共に改鑄の時會を待つへしと、又同月令して曰く、頃日民間錢を買て蓄ふものあり、因て錢價騰貴すと聞く、最とも謂れなし、里正各所屬を點檢し之れを禁すへし、令を犯すものあらは、里正に至るまで之を罪せんと、貨幣史に云、是歲勘定奉行萩原重秀罪あり、其の職を免す、重秀會計を掌ること三十

造幣に關
する二種
の所見

餘年、富國を名とし屢、貨幣を改鑄し、改鑄することに利を貪り、私を營み益、貨質を悪くし、貨幣流通せず、民大に困む、是に至て事露れ其の職を免すといふこと、亦徳川實記に見ゆれば、因に記す、抑、此の時代造幣に關せる得失論蓋し二あり、新井君美の論には、貨幣の數減すとも貨質を良くすへきことを主張し、物茂卿の論には、貨質悪くとも其の數を増すへきことを主張せり、而して當時餘人の論亦此の二なり、然れども元祿年間金銀貨を悪くせしより、所謂極印なるものをも亦巧に偽作し、世に贗金銀貨の數増し、眞贗混し行はれしゆゑ、之かため罪を犯し身を亡すもの亦増せしと舊記にありと。

同三年閏五月令して曰く、近年諸國より大阪に致すの銅數減少せり、因て各地の銅山を檢察せしめしに、其の山又は他所にて或は貯ふるものあり、或は私に濫出す、抑、諸國に於て銅を物品に用ることあれども、大抵其の制限あり、畢竟近年私賣の數増加したるなれば、古より之れを賣る處は問はされとも、其の他は大阪吹屋に致し之を賣るへし、是公用のみにあらず、世上の爲めなれば、各銅山其の外の地に於ても、貯へすして之を致すへしと、同四年四月、諸國の兌銀舖に諭して曰く、

元祿寶永以來金銀貨の品位改まり而して改まることに通貨凝滞し世人困苦す、是れ兌換鋪等私に金銀貨の價を昂低し過分の利を求むるによる、今回金貨を慶長の制に復すと雖も、元祿以來の金銀貨悉く改鑄に至るまでは、年月を經へきにより、其の時間金銀通用割増の法を定む、以後兌換のことにより貨幣通用を妨ぐるものあらは、其の者を嚴科に處し、之を訴る者を賞するに、犯罪者の家財を以てせん」と、又同年十一月二十九日令して曰く、前に金銀貨通用の制を令せしに、商人等新金銀貨の品格を評論し、兌換の増歩を求め、剩へ武家にて新金貨を用ひざるゆゑ、通貨凝滞せりと流言するものありと聞く、故なく諸物の價を貴くし、或は金銀貨通用の妨をなすものあらは、之を訴へよ、訴へるものには賞を與へんと、同年正月、長崎の交易法を改め、銀額を減す、四月二十五日令して曰く、新金銀貨日を逐て流布す、而して東國は専ら金貨の通用なるに、新金貨いまた徧く布かず、且つ前に久しく小形の金貨を慣用せしゆゑ、過半此の金貨を通用せり、抑、去年令したる新金銀貨のことは世のためなれば、其の令の旨を守り、新古貨を選ばずして用ふへきに、小形の金貨のみに偏するは、僻境の者等其の旨を解せざるによるなるへ

し、然れば里正等は論を待たず、大小の農商に至るまで能く此の旨を體し、元祿金貨并に小形金貨も亦皆之を新金貨に交換すへし、今回府徳川實記に府といふは江戸を指すなり、に於て諸行家に命し、元祿以來の金銀貨を其の集るに任せ、交換所に出し新金貨と交換せしめ、荷主等にも新金銀貨は之を用ひて決して損失なき旨を諭し、賣買に専ら新金銀貨を用ひせしめ、たれば、諸國農商此の旨を體すへし、若しも鄙邑に於て、商物の價又は小判金の切貨等に付き、新古金銀貨の割増の制を守らざるもの、又は元祿金貨、小形金貨を貯蓄して之を交換せざるものあり、後に至り發覺するときは、本人は論なく里正をも罪すへし」と、又同日令して曰く、新金銀貨次第に流布す、而して兌換鋪賣錢鋪は金銀貨の流通を以て業とするものなるに屢、交換のことを訝かり、殊に乾字金を交換すること寡し、今より以後府内市井の兌換鋪賣錢鋪は其の組合を設け、月ごとに一人行事を定め、日々集まるところの元祿金貨、乾字金貨を包括し、交換所に出し、新金貨と交換すへし、且又各令の旨を體し、金銀貨割増の制を遵奉すへし、令に違ふものあらは、之を罪せん」と、又同日令して曰く、元祿以前は府に於て小玉銀も亦通用したるに、近年に至り其數

の不足なるかため、其の代として専ら錢を以て通用したるより、錢の價は論を待たず、小判金の切貨も亦年々騰貴し、諸人困苦す、因て今回鑄造の新銀貨は、最も多く小玉を鑄造す、然るに新銀小玉の通用昔時のことくならずと聞く、今後金壹兩餘の端銀又は乾字壹分金の代り、或は市井の税銀諸工の工料等に於るかことき些少の價には、専ら小玉を用ひ、縦ひ金貨を多く用るときにても、亦雜へて之を用ひよと。

同年十二月十六日令して曰く、新造の金銀貨は日を逐て流布し、元祿金貨は其の數を減したり、因て元祿金貨の通用は來る丁酉十二月限り、戊戌の正月より之を停むへし、其の後に至りても遠き國にありて、尙未だ交換に付せざるは交換すへし、然れとも通用を止めたる後は、交換のとき歩金を加ふへからず、小形の金貨通用のとも日ならずして停止の令を下すへければ、元祿金は論なく小形金貨の交換も、其の意を以て爲すへし、元祿以來の銀貨も此の旨に準し、新銀と交換すへし、又元祿金貨、小形金貨を五畿其の他の國々に輸送するを許さず、私かに之を輸送するものあらは、見聞のまゝ之を訴ふへし、又兌換舖等五畿其の他より爲換の

ことを爲すに、新金貨、小形金貨と區分し、譬へは畿内よりの爲換にも、府にては新金貨又は小形金貨を以てすと聞く、今より以後爲換にも専ら新金貨を用ひ、金貨に品を區分することを許さず、又借金も新金貨を以て借るものは新金貨を以て返し、小形金貨を以て借るものは小形金貨を以て返すと聞く、縦ひ貸せしとき、金貨と同しからざるものを以て返すとも、之を拒ますして受け納め、其の品を區分するなかれと。

享保二年八月二十日令して曰く、新貨鑄成するに隨ひ、次第に乾字金貨の交換を爲したり、因て此の金貨の通行は、今年より三年を限り之を停むへしと、享保三年十月、同四年七月の令に、乾字金貨通行停止のこと見ゆれとも、これと異同なきを以て略す。

同三年閏十月二十六日令して曰く、乾字金貨の交換は五箇年を限り、元祿金貨の交換は明年を限るへしと、貨幣史に云、舊記に據れば、是歲新鑄金貨多く成るを以て、金銀貨交換の法を定むること左の如し、乾字金貨并元祿金貨と新金貨の引替は先きの定め、の如くす、一慶長の古銀并新銀十貫目に元祿銀は二割半増、十二

貫五百目を以て之に代ふ、但し元祿銀は正味の割合同しきを以て、先の定めぬ如くす、寶永銀は六割増、十六貫目を以て之に代ふ、中銀は十割増、二十貫目を以てこれに代ふ、三寶銀は十五割増、二十五貫目を以て之に代ふ、四寶銀は三十割増、四十貫目を以て之に代ふ」と、以後貨幣改鑄毎に、新舊貨交換割合を定むるの令あれと省く、同十年令して曰く、頃日切貨騰貴すと聞く、以來騰貴せしむるものあらは嚴に之を罪せんと、又同十一月令して、今回大判金の改鑄により、兌銀舖に於て一切極印并墨判を修補するを許さす。

貨幣埋没の禁制

寛保二年四月令して、葬者金銀貨を埋め、或は六道錢と稱して錢を埋むるもの無益のことなれば、自今以後之を禁せしむ、同三年六月令して曰く、金銀を掛け合する分銅は寛文中改造したりしか、今に至るまで改造以前の分銅を用ふるものあり、以來私に古分銅を賣買するを禁す、之を有する者は後藤四郎兵衛のもとに之を賣るへし」と。

銀使用の制限

又同九月二十三日令して曰く、前に令して櫛笄に銀を用ふることを禁し、皆毀ちて銀座に收むへからしむ、總て灰吹銀其の外敗銀に至るまで、私に賣買すへか

らす、然るに近年令に違ふものあり、以來固く之を禁す、銀を用んと欲するものは、銀座より之を買ふへし」と、(寶曆三年八月に、またこの令あれとも、之と異同なきを以て略す)

空金賣買の禁制

寶曆十一年二月令して曰く、先きに官金を借るものは、銀貨を以て之を貸すと雖も、奉還のときは金貨を用ふへしと令したり、然れとも、自今以來金銀貨を擇はすして奉還せしむ、但し金貨を貸せしは銀を以て奉還するを許さすと、又同年十二月三十日令して曰く、近年大阪兌銀舖にて印金と名つけ、空金を賣買するものあり、以來固く之を禁す、又同地諸藩倉庫より米券を出すに、其の石數實米に過ぎ米價を妨ぐ、仍て固く之を禁すと、光格天皇天明五年十一月、松平重村(舊仙臺藩主)今年より五年間、仙臺通祿錢を鑄て其の封内に行はんと請ふ、之を聽す、同月二十二日令して曰く、凡そ小判金瑕疵五分、減量四厘に至るまでは、滯りなく通用し、兌銀舖にて歩銀を取るへからすと前に數回令したれとも、文字金の鑄造既に年を経たれば、減量等あるもの多くして通貨を妨ぐと聞く、因て今回金座に於て鑄修せしめ、兌銀舖より課金を出し、其の料に充てしむ、依ては兌銀舖に於て瑕あるの

金貨は、速かに兌換せしむへし、而して兌換鋪は瑕の大小、減量の多小に隨ひ歩銀を取るへし」と、同七年八月令して曰く、瑕あり又は減量あるの金貨は、兌換鋪にて相當の歩銀を取るへしと前きに令したれとも、以來五分以下の錠、四厘以内の輕目金貨は、滯りなく通用し、歩合を取るを許さすと。

寛政七年閏八月令して曰く、古金銀貨は前に令せし如く、明年二月を限り通用を停むへきにより、古金銀貨を致し交換を請ふ者には、住所より金銀座并其の他交換所に至るの道路に應じ、貨數に従ひ費用を給すへければ、速かに交換せよと、以後屢、此の類の事を令して、費用を給する事を記せり。

天保十三年以來、金壹兩に錢六貫五百文と定む、是歲及び安政二年十一月令して金銀を諸具に用ふるを禁す、安政六年、丁銀、豆板銀貨を改鑄す、五月二十五日令して曰く、世上通用の爲め、此回貳朱銀貨を鑄造し、此の貳朱銀貨八個を以て金壹兩に當つ、壹分銀貨、壹朱銀貨并其の他の諸貨と共に通行して滯る勿れ」と、又同日令して曰く、今回小判金、壹分を改鑄す、就ては古貨を有するものあらは、之を出し交換せよ、又令して曰く、保字小判は増價して壹兩壹分とし、保字壹分判は増價し

金銀を諸具に用ふるを禁す

金貨交換の増歩

て、壹分壹朱とし、以て交へ行ふ、但し日ならずして之か通用を停むへし、又令して曰く、外國金銀貨幣は其の重を權り、我國金銀貨と比較して其のまゝ之を行ふへし」と、又八月令して曰く、今回外國銀貨と品位を同くして、壹分銀貨を鑄造し、銀貨の數を増す、乃ち現行の壹分銀貨と雜へて、之を用ひ滯る勿れ」と、又十二月令して曰く、外國銀貨其の重七匁に及へるものは、壹分銀貨三個に當て通行し、銀座に於て刻印を付す、乃ち之を有するものは、銀座に出し刻印を請ふへし、又令して曰く、保字金は、丁銀、小玉銀とも、之を貯へすして、交換すへし、而して丁銀を出し、小玉銀と換へ、小玉銀を出し、丁銀に換るも、皆其の人の意に隨ふへし」と、貨幣史に云、舊記に據れば、安政六年金貨改鑄のとき、交換を請ふものに増歩を給すること左の如し、慶長金武藏判百兩代金二百五十八兩、元祿金同同百七十八兩、乾字金同同百三十五兩、享保金同同二百六十六兩、元文金同同百五十兩、眞字貳分判文政金同同百三十兩、草字貳分判同同百二十三兩、五兩判同同百五兩」と。

萬延元年正月の令に、外國と互市に付、貨幣の比較惡しければ、貨幣改鑄に至る迄左の如く比較通用し、交換のことは尙後日令すへしと云こと、舊記にあり、其の

比較通用の法左の如し、保字小判壹兩、代金參兩一分二朱、同一分判、同三分一朱、正字小判壹兩、同二兩二分三朱、同壹分判、同二分三朱、同年四月の令に、今回保字、正字小判、壹分判、歩増通用を命するにより、古金銀交換歩増左の如しと、舊記にあり、慶長金武藏判百兩、代金五百四十八兩、元祿金同、同三百七十八兩、乾字金同、同三百四十七兩、享保金同、同五百六十五兩、元文金同、同三百六十二兩、眞字貳分判、分政金同、三百四十二兩、草字貳分判同、同三百十三兩、五兩判同、同二百七十三兩。

同年閏三月十八日令して曰く、今回大判を改鑄す、就ては前の大判は之を出し、交換すへし、而して新大判壹個は金二十五兩に當つ、前の大判は本年四月十日を限り通行を停む、但し前の大判と新大判と交換を請ふものには、別に三十兩を添へ與へんと、又四月令して曰く、今回新小判、壹分判を鑄、及び貳分判、貳朱金を改鑄す、通行して滯る勿れと、又五月令して曰く、外國銀貨其の重七匁に及へるものは、壹分銀三分に當て、刻印を付し通行せしめたり、然るに人民之を便とせずと聞く、以來外國銀貨は輕重并刻印の有無を問はず、丁銀に準し、時價を以て之を通用せしむ、但し時價を不相當に爲すことを許さすと。

第十章 貨幣の混亂

我國豊臣氏以前に於ては、普ねく天下に通用すへき貨幣の制度制定せられたることなし、豊臣氏の時天正中に於て、始めて金銀貨の鑄造ありしと雖、其の制座未だ備はらざりしなり、而して徳川氏大政を握るに及ひ、慶長六年初めて銀座を置き、大判金貨、小判金貨、壹分判金貨、及び丁銀、豆板銀の五種を鑄造し、普ねく全國に流通せしむ、我國か一定の貨幣制度を得たるは實に茲に始まれる也、此の貨幣即ち所謂慶長金は精良の貨幣なりしと雖、其の後經ること九十餘年にして、幕府の貨幣制度は漸く紊亂の弊端を發し、幕府は財政の困難に遭遇するや、貨幣の品質を劣惡し、其の量目を減少し、其の名稱價と實價との差より生ずる利益を收入して、財政を彌縫するの窮策を行ふに至れり、即ち元祿八年貨幣を改鑄し、尋て寶永三年より七年に亘りて再び貨幣を改鑄して、益之を劣惡にしたりしか、家宣將軍の時に至り、新井筑後守君美の計畫を採用して、大に積弊矯正の道を講し、正徳四年より貨幣を改鑄して、慶長の舊制に復せしめ、吉宗將軍の時に至り、先代の遺

舊幕の金
貨と明治
新貨との
比較

圖を繼ぎて更に貨幣を改鑄したるか、是れ享保金と稱せられたるものにして、金貨の品位の如きは慶長金の上に出てたり、斯の如く正徳享保間に於て、幕府は銳意貨幣を改良したりと雖、惜ひ哉此の善政は久しく繼續せられずして、元文の改鑄に由り再び紊亂の緒を開き、爾來文政、天保、安政、萬延の改鑄を経て貨幣は變質減量の爲めに益、劣惡となれり、今幕府時代に於ける前後の金貨を明治の新貨に比較するに、慶長小判は十圓〇六錢四二、元祿小判は六圓八六錢五七、寶永小判は五圓一五錢六五、安政五年以前通用の小判は三圓五〇錢〇五一、安政六年以後通用の小判は一圓三十錢〇四三に當ると云ふを見れば、貨幣劣惡の如何に甚しかりしかを知るに足るへし。

斯の如く幕府の紀綱廢弛し貨幣の變質減量に由りて財政を彌縫するの術數屢行はれ、且價造貨幣も其の間に混したるを以て、世上良惡眞贋の貨幣錯雜して並ひ行はれ、其の紛亂の狀實に云ふへからざるものあり、故に惡貨幣は良貨幣を驅逐するの理必ず行はれ、苟も貨幣の良惡を判別し得るものは、争ふて良貨幣を藏匿し、若くは外國貨物と交易の用に共し、良貨幣は富豪又は商賈の深藏秘匿す

る所となりて、一般の人民は非常の損失を蒙れり、故に人民の疾苦甚たしくして到底堪ふへからざるのみならず、嘉永安政の交より諸外國と條約を締結して、開港互市のこと行はるゝに至りしを以て、外國との通商上に於て、貨幣紛亂の弊害は一日も忍ぶへからざるに至れり、是を以て安政六年本邦駐荷米國公使ハリス氏は、我國貨幣制度紊亂し、殊に金貨と銀貨との法定比價當を失へるか爲めに國損を招くこと測るへからざるものありと爲し、公書を幕府の執政に呈して、幣制を改正すへき理由を懇々忠告し、其の後各國の公使は幣制紊亂の弊害に堪へざるを論じ、我國は慶應二年英、佛、米、蘭四國と締結せる改稅約書に於て、幣制改革の豫約を爲すの止むを得ざるに至れり、然れとも當時幕府は積衰之餘、到底此の豫約を履行する能はさりき。

第十一章 明治維新以後の沿革

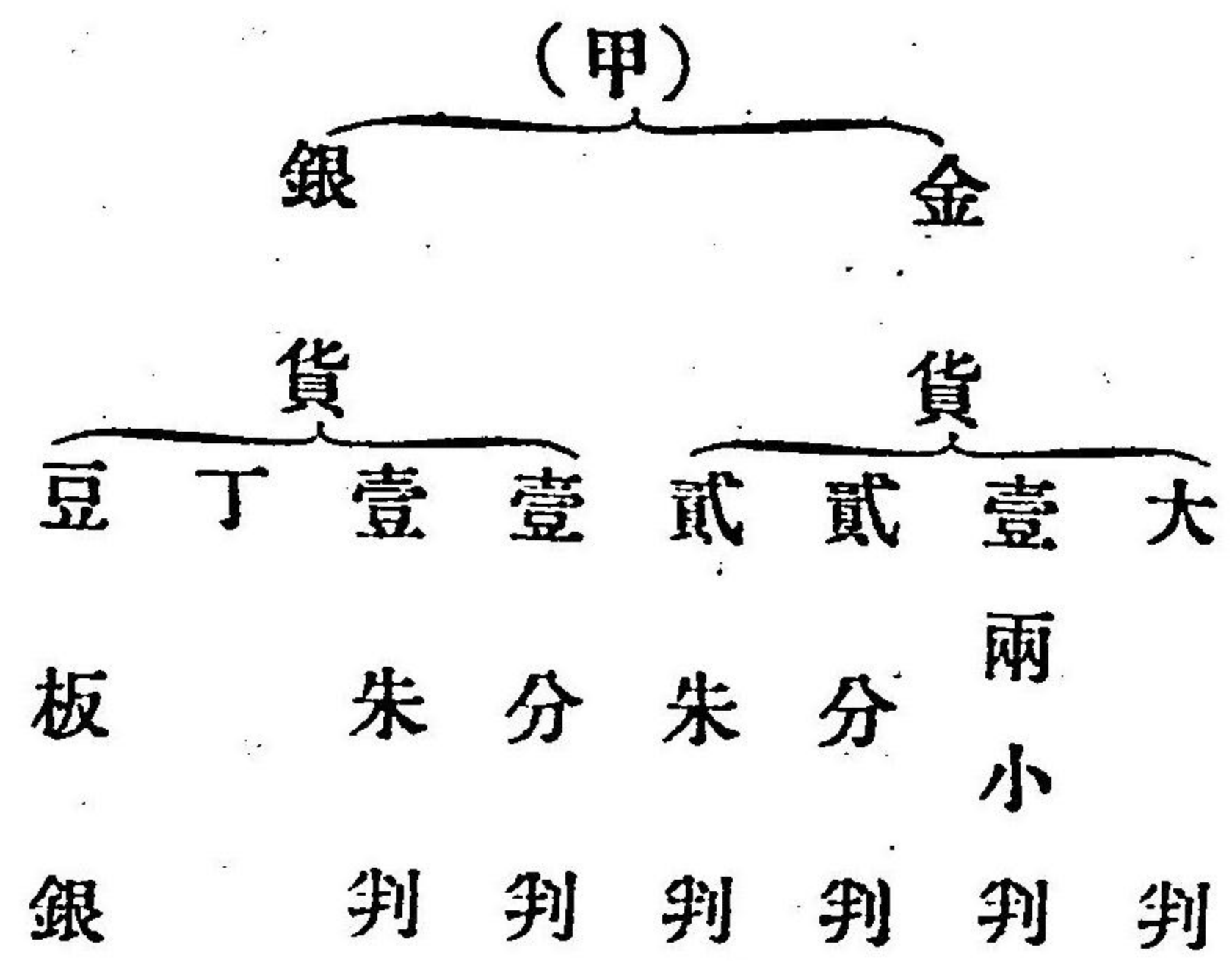
明治維新の政府は貨幣の混亂其の極に達したる後を承け、夙に幣制改正の最も急務たるを知りしと雖も、當時兵馬騷擾の際にして、國帑極めて空乏せるを以

て、直に改正を實行する能はず、止むを得ずして、一時洋銀及び古金銀を通用せしむるの臨機手段を執りたり、然れども其の次第を述ふる前に先たち、當時に於ける貨幣の種類及び流通額等を示すへし。

一 舊貨幣の種類

明治財政史に據るに、維新の初め我國内に流通せし所の貨幣は、大別して左の甲乙丙三種とす。

維新當時
流通の貨幣



(特に禮典儀式上のみ用ひらるる者に於て平常民間に通用なし)

十枚を以て大判金一枚に換ふ

二枚を以て小判金壹兩に換ふ

八枚を以て小判金壹兩に換ふ

四枚を以て小判金壹兩に換ふ

十六枚を以て小判金壹兩に換ふ

(明治元年五月以後其目六十匁乃至百匁を以て通用を停止せらるる) 金壹兩に當て計算せらる

(明治元年五月以後丁銀) 用方丁銀に同じ

(乙) 銅真鍮
鐵諸錢

- 永 錢(唯稱呼のみ現存せられ其體銅貨あるに非ず)
- 銅壹文錢(寬永通寶) 六千枚乃至八千枚を以て金壹兩に當つ
- 真鍮四文錢(寬永通寶) 千五百枚乃至二千枚を以て金壹兩に當つ
- 真鍮當百錢(天保通寶) 六十枚乃至百枚を以て金壹兩に當つ
- 銅四文錢(文久通寶) 千五百枚乃至二千五百枚を以て金壹兩に當つ
- 鐵四文錢(寬永通寶) 千八百枚乃至三千五百枚を以て金壹兩に當つ
- 鐵壹文錢(同) 七千枚乃至一萬枚を以て金壹兩に當つ

(丙)

- 金 札
- 銀 札
- 錢 札
- 米 札
- 永 札
- 傘 札
- 總 絲 札

（錢） 札

以上の内甲即ち金銀貨は、舊政府に於て安政年度以降慶應年度迄の間に鑄造せし所のものなり、乙即ち銅真鍮鐵諸錢は、舊政府に於て寛永以降慶應に至る迄の間に製造せし所のものなり、又丙は各藩及び旗下に於て其の領内通用の爲めに、或は舊政府の許可を経て、或は舊政府の許可を経ずして、之を製造發行したるもの、大別種類にして、其の細別種類は一千六百九十四ありしと云ふ。

二 舊貨幣の流通高

以上諸種貨幣の維新の際に於ける流通高は、文獻記録の徴すへきなくして、其の精確なることを知るに由なし、然れども明治八年大藏省の調査に係るものとして明治財政史に載する所に依れば、舊金銀貨幣及び銅真鍮鐵諸錢の明治二年に於ける流通額は、大凡左の如し。

舊貨幣流通概額(明治二年)		同上舊貨幣を明治新貨に改算したる額	
古 貳 朱 金	七百四拾四萬四千六百參拾八兩參分貳朱	二二、一四七、三〇九、三〇七	
安政貳分判金	貳百拾壹萬〇百貳拾九兩	四、〇九三、九一一、九一六	
安政小判金	七萬四千七百七拾兩壹分	二六四、九九八、〇六五	

舊金貨	萬應延小判金	六拾貳萬五千〇五拾兩	八三一、〇二〇、八五一
慶應延大判金	一萬七千〇九拾七枚	四九二、九〇四、四五八	
安政大判金	五千參百貳拾四萬〇五百七拾六兩	五九、一〇五、五三一、二三二	
明治新貳分判金	六拾萬八十兩	六七四、九七六、八七六	
明治劣位貳分判金		八七、六一〇、六五二、八〇五	
右金貨流通概額計		一五、六〇九、五二五、二三〇	
古 壹 分 銀	千〇壹萬〇百兩	一、六〇八、五二五、七九五	
政字銀(豆板銀)	七萬九千〇五拾一貫目	一一、〇三四、六五七、〇三四	
壹 朱 銀	九百九拾五萬貳千八百兩	二五、四六六、四九九	
安政大形貳朱銀	六千七百兩	三六、一四六、三五八、六五〇	
壹 分 銀	貳千八百參拾七萬九千六百兩	一、三五八、七九八、〇九一	
明治新壹分銀	百〇六萬六千八百參拾參兩貳分	一、四九一、九八一、七二四	
明治吹繼壹朱銀	百拾七萬四千四百兩	五二、六六五、七八七、七九三	
右銀貨流通概額計		一四〇、二七六、四四〇、五九八	

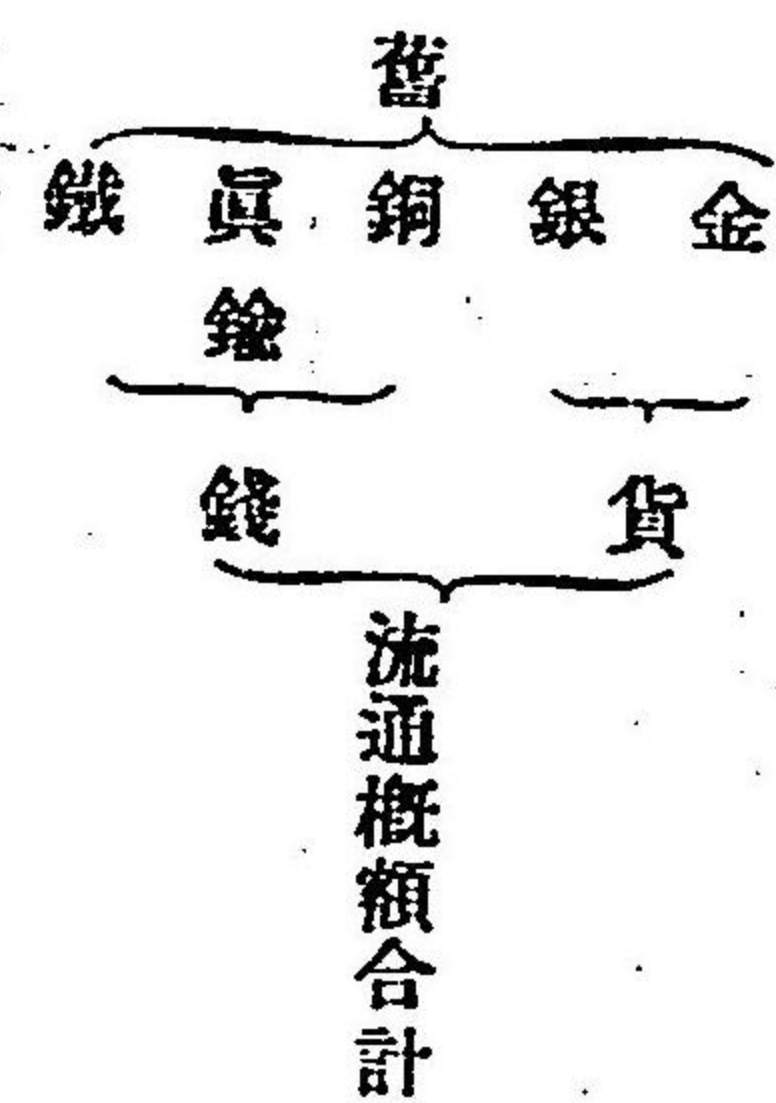
舊銀貨		舊金貨小計	
寛永通寶銅壹文錢	九拾五萬〇四百六拾貳貫八百參拾文	寛永通寶銅壹文錢	九四、〇四六、二八三
寛永通寶鐵壹文錢	參百九拾五萬七千八百八拾七貫百二拾七文五分	寛永通寶鐵壹文錢	三九五、七八八、七一三
寛永通寶真鍮四文錢	參百拾四萬八千五百〇七貫貳百文	寛永通寶真鍮四文錢	三一四、八五〇、七二〇
天保通寶當百錢	參千八百七拾八萬四千參百貳拾四貫八百貳拾文	天保通寶當百錢	三、八七八、四三二、四三二

文久通寶 千參百參拾八萬貳千七百五拾四貫六拾文
寬永通寶鐵四文錢 拾貳萬七千參百五拾八貫八百參拾七文五分

一、三三七、二七三、四四七
一、七三五、八八三

右真鐵舊錢流通概額計

六、〇三三、一二七、四七八



一四六、三〇九、五六八、〇七六

明治初年
現在の金
銀貨

此の流通概額の外に、民間に貯藏せられて流通せざる古金銀(天保年度以前慶長年度以後の間に鑄造發行せられたるもの)大凡九千七百三萬餘圓相當のものありしと云ふ故に此の調査を確實なりとせば、明治初年我國内に存在せる金銀貨は、大凡二億三千七百餘萬圓に達するの計算となるなり。

藩札及び旗下札の流通高は是れ亦其の精確なることを知るへからず、然れども明治三年の調査に基き、更に明治四年七月十四日の各地藩札相場を以て之を新貨に比較換算したる合計流通額の概數は左の如し。

藩札合計	明治四年七月流通高
二四、四四七、〇七四、〇八五	
旗下札合計	一九、一九五、八三〇
縣札合計	一七八、九三三、七三一
總計	二四、六四三、二〇三、六四六

三 舊貨幣の流出

我國金銀貨の比價は、歐米諸國と比較して非常の大差ありたり、天保以來我比價は金一に付銀八半強乃至十強の間にありしか如しと雖、歐米諸國に於ては大抵金一に付銀十四乃至十六の間にありたり、斯の如く彼我金銀の比價に非常の懸隔あり、故に我國か苟も外國と通商する以上は金貨流出せざるを得ずして、開港以前我海外通商の嚴密に制限せられたる際に於ても、既に金貨の流出せしもの甚た多かりしなるへし、况や開港後に於てをや、蓋し安政元年幕府か米國と締結したる和親條約に於て、米國人民か日本物品を購求する代價を拂ふに米國金銀貨を以てすることを許し、更に安政四年の條約に於て、米國人民と日本人民と

彼我金銀
の比價

の通商上彼我雙方の貨幣は、金は金に銀は銀に各、其の同量懸目を以て互に交換通用すべき旨を規定し、露國に對しても同様の事を約せり、而して安政五年幕府が米英佛露蘭五國と締結せる修好通商條約に於ても、各外國貨幣は一切日本に於ても通用すること、並に外國貨幣と日本貨幣との對比は彼是同種の同量を以て相通用することを規定せり、即ち内外の金銀貨は同量同價を以て通用すべきことを約せる者なり、故に射利に敏なる外人は一攫千金の機會を得たりと爲し、香港上海等より盛に洋銀を齎し來り、其の一箇を以て我壹分銀三枚と交換し、更に其の壹分銀を以て我金貨と交換し、之を輸出して非常の大利を博せり、斯くて當時我金貨の滔々流出せしもの、實に其の幾何なるやを知る可らざるなり、是れ維新前後に於ける我金貨濫出と稱せられたる現象なり、而して幕府は萬延元年に至り、貨幣の流出を防かんか爲めに、品位劣悪なる金銀貨を鑄造するの計に出たりと雖も、外人は香港等に於て洋銀を鎔解して我劣悪銀貨を偽造し、之を我國に輸入して舊金貨と交換し、以て益、金貨を輸出したるか故に、幕府の計は毫も其の功を奏する能はざりき、明治財政史に外人か内外貨幣の交換に由り非常の

金貨濫出

利益を博するの一例として、左の計算を示せり、即ち外人は洋銀百枚を以て其の同量同價なる我壹分銀三百十一枚と交換し、更に此の壹分銀を以て我金貨貳分銀を以て我金貨貳分判百五十枚半と交換するものとせば、實に左の利益を獲るなり。

一洋銀 百枚

此の代價米國金貨九十九弗

一壹分銀(安政年度鑄造)三百十一枚

此の代價米國金貨九十九弗〇二仙八厘一五三五

(但壹分銀一枚に付米國金貨三十一仙八厘四一八五比較)

一貳分判金貨(安政年度鑄造)百五十五枚半

此の代價米國金貨百五十弗八十四仙四厘六四一

(但安政貳分判一枚に付米國金貨九十七仙〇〇六二比較)

故に内外貨幣の交換に由り、五十一弗餘の驚くべき巨利を博するものなり、我金銀貨の比較其の當を得ざりしか爲めに、國損を蒙るの如何に大なりしかを思

ふへきなり。

四 洋銀及古金銀の通用

維新の際我幣制は上述の如く紊亂紛淆を極めたり故に我政府は兵馬倥傯百事草創最も國用の多端に苦みたりと雖積幣を一洗して貨幣改良の實を擧ぐることに銳意し明治元年より貨幣改鑄の調査に着手し貨幣分析所を京都二條金座中に設け慶長以來の我金貨幣並に歐米各國の貨幣を分析して其の精粗優劣を審査せしめ其の結果我貨幣は歐米各國に比較して甚だ劣れるを知りしか故に斷然良制を設けて畫一純正なる新貨を鑄造するの議を決したり然れども此の事たるや一朝にして實行し得へからざるを以て姑く臨機の處置として洋銀及古金銀を通用せしむるの布告を發せり其の布告は即ち左の如し。

二種の布告

明治元年二月二十日太政官布告

今度御一新之折柄外國之交際も近々被爲在候儀に付ては指向爲融通洋銀一枚に付金三分之當りを以て無差支交遣ひ可致旨被仰出候間銘々無疑念通用可致候。

古金銀と現行通貨との比較價格

明治元年二月二十三日會計事務局布告

古金銀是迄通用令停止候處御一新之御場合未だ御手元も不被爲届追ては被仰出方も可有之候得共當分地下相場を以て無差支可致通用候尤御新政之折柄萬一心得違致竊に積置候者等於有之は嚴重之御沙汰可有之候此旨末々迄不洩様可申觸者也。

政府は先つ以上二回布告を發し尋て夫の貨幣分析試験の結了するに及び古金銀と當時の現行通貨との比較價格を定め内國一般に通用すへきの標準を示したり其の布告左の如し。

明治元年閏四月十四日太政官布告

大政御一新ニ付宇内貨幣ノ定價御吟味ノ上古今通用金銀銅錢等別紙之通被仰出候間支配未々迄不洩様可相觸者也。

(別紙)

一慶長金小判壹分百兩目方四百七十六文目

内金四百一文目二二六
銀七十四文目七七四

此の通貨九百〇五兩壹分貳朱換

一 武藏判 右同斷

一 乾字金 百兩目方二百五十文目

内 金二百十文目〇七三
銀三十九文目二七

此の通貨四百七拾五兩貳分換

一 元祿金小判 百兩目方四百七十六文目

内 金二百七十三文目〇六三
銀二百〇二文目九三七

此の通貨六百參拾五兩參朱換

一 享保金小判 百兩目方四百七十六文目

内 金四百十三文目〇九六六
銀六十三文目九三四

此の通貨九百參拾兩壹分貳朱換

一 古文字金小判 百兩目方三百五十文目

内 金二百三十文目
銀百二十文目

此の通貨五百貳拾八兩貳分貳朱換

一 眞字貳分判 百兩目方三百五十文目

内 金百九十七文目四三七
銀百五十二文目五六五

此の通貨四百六拾兩換

一 文政金小判 右同斷

右同斷

一 壹朱金 百兩目方六百文目

内 金七十二文目三二八七
銀五百二十七文目六七一二

此の通貨貳百貳拾七兩壹分參朱換

一 草字貳分判 百兩目方三百五十文目

内 金百七十一文目一二
銀百七十八文目八八九

此の通貨四百〇四兩貳分換

一 古貳朱金 百兩目方三百五十文目

内 金百〇二文目六六六六
銀二百四十七文目三三三三

此の通貨貳百六拾兩〇參朱換

一五兩判 百兩目方百八十文目

内 金百五十一文目七二四
銀二十八文目二七六

此の通貨參百四拾貳兩壹分貳朱換

一保字金小判百兩目方三百文目

内 金百七十文目三二二六
銀百二十九文目六七七四

此の通貨參百九拾六兩貳分壹朱換

一正字判小判百兩目方二百四十文目

内 金百三十六文目二五八一
銀百二十九文目六七七四

此の通貨參百拾七兩壹分換

一安政貳分判 百兩目方三百文目

内 金五十八文目六六六六
銀二百四十一文目三三三三

此の通貨百六拾壹兩參朱換

一元祿大判 一枚目方四十四文目一分

内 金二十六文目六一五四
銀十六文目二四七五
銅一文目二三七

此の通貨六拾壹兩壹分參朱換

一享保大判 一枚目方四十四文目一分

内 金三十四文目六
銀七文目九
銅一文目六

此の通貨七拾八兩壹分換

一慶長大判 右同斷

一新大判 一枚目方三十文目

内 金十一文目
銀十六文目
銅三文目

此の通貨貳拾六兩貳分壹朱換

一寶永濤錢 但當通用拾貳文代り貳拾四文

天保百文錢一枚に付四枚を以換

一同 銅錢 但當通用六文代り拾貳文

同斷に付八枚を以換

一文久同錢 但當通用八文代り拾六文

同斷に付六枚以換

但天保百文錢は是迄の如く通用

斯の如く政府は古金銀及び銅錢の通用價格を公定したりと雖も、人民其の趣旨を解せずして、或は公納に用ふへからざるものと信し、又奸商多分の打賃を取りて私利を營むものありしを以て、政府は同年閏四月二十八日沙汰書を發し、此の度宇内貨幣の定價を仰出されたるに、諸上納に相立たざるやにも相心得、且私利を營み、多分打賃等を取る趣相聞へ、以ての外の事なり、右定價仰出されたる上は、古金銀錢等は勿論洋銀等も、定價通り疑念なく通用すべく、太政官諸上納及び御拂等も、都て定價通り取扱はるゝに付、其の旨心得べく、萬一異議申立つるものあるに於ては、屹度沙汰に及ふべき旨を令せり、又同年五月、丁銀、豆板銀の通用を禁止し、從來貸借に銀名を用ひしものは、其の年月日の時價によりて金錢に改算

古金銀二十種
價格決定

すべく、且舊來の丁銀、豆板銀を藏するものは、不日官に於て改鑄の新金錢を以て買取すへければ、逐次各所轄所より會計官貨幣司に出すべき旨を布告し、七月に至り、前に丁銀、豆板銀は新鑄の金錢を以て買取すへしと令したれども、未だ改鑄に暇あらず、故に同銀を藏するものあらは、先づ之を官に納れしめ、其の代價は銀位相當の新金銀を以て逐次に下附すべく、下附の期を俟つ能はざるものは、先づ金札を以て下附すへし、又金札にて官買を請ふものは、其の請を許すへし、右の令を體認し、八月五日を限り、所藏の員數を會計官に申稟すへき旨を布告せり。尋て同年十月に至り、政府は古金銀二十二種の價格を定め、之を引換へんことを令せり、其の達文左の如し。

明治元年十月十日太政官達

兼テ古金銀歩増之儀、布告有之候處、取引不融通ノ趣モ相聞候ニ付、左之分今般引換被仰出候。

一元文字金百兩ニ付

引換金四百九拾壹兩

一眞字貳分判文政金百兩ニ付

引換金四百貳拾七兩

第二編 日本貨幣の沿革

一 朱金百兩ニ付	引換金貳百拾壹兩
一 草字貳分判百兩ニ付	引換金參百七十六兩
一 古貳朱金百兩ニ付	引換金貳百四十壹兩
一 五兩判百兩ニ付	引換金參百十八兩
一 天保金百兩ニ付	引換金參百六拾八兩
一 正字金百兩ニ付	引換金貳百九拾五兩
一 安政貳分判百兩ニ付	引換金百四拾九兩
一 慶長銀 量一貫目	代金八拾九兩
一 元祿銀 同	代金七拾壹兩參朱
一 寶永銀 同	代金拾五兩
一 永字銀 同	代金四拾四兩壹分
一 三ッ寶銀 同	代金參拾五兩壹分
一 四ッ寶銀 同	代金貳拾壹兩參分貳朱
銘元文	代金五拾壹兩
一 文目銀 同	代金參拾九兩參分
一 草文字銀 同	代金貳拾八兩貳分貳朱
一 保字銀 同	代金拾貳兩參分參朱
一 政字銀 同	

一 古貳朱銀百兩	引換金百六拾兩
文政貳朱銀百兩	引換金百拾五兩
御一新後引換歩増六分	引換金百七兩
一 古壹分銀百兩	

右之品所持罷在候者、金銀兩局並商法會所へ、引換差出可申候、尤右金銀差出候日限より、日數二十五日過代り金之儀は、定價之内書面之吹元諸雜用を引、被下渡候間、銘々不貯置、引換差出可申候。

蓋し古金銀の價格を公定して、新古數十種の貨幣を混合通用せしむるか如きは、到底圓滑に行はるべきことにあらず、且洋銀の如き外國貨幣を通用せしむるは、獨立國の體面を害すること論を俟たず、唯、政府は當時の事情止むを得ずして、一時古金銀及び洋銀を通用せしむるの方針を執りたりと雖、固より眞正の救濟法にあらずして、殆と毫も其の目的を達すること能はざりき、故に政府は一面に於ては、初めより新貨の鑄造に最も銳意しつゝありしなり。

第十二章 新貨計畫

政府は百難を排して精良畫一なる新貨を鑄造せんと欲し、明治元年に於て、香港にありし英國造幣器械(代金六萬弗)を購收し、地を大阪にトし、英人ウオートルズ氏を備ひて造幣局建築に従事せしめ、其の工事漸く進行せんとするに際し、明治二年十一月、該建築工場誤て火を失し、造幣器械の如きも大半焼損せり、此の意外の不幸は新貨鑄造に焦慮せる政府に對して一大打撃なりしと雖、政府は毫も撓むことなく、直に再築の議を決し、明治三年東洋銀行を介して、新に英國より器械を購入し、拮据して工事を督勵したるを以て、數月にして竣工を告げ、明治三年十月より新貨を試鑄し、十一月より銀貨を鑄造し、翌四年二月十五日、始めて造幣寮の開業式を舉行するに至れり、造幣寮建築費及び器械代金等合計九十五萬五千二百兩餘なりしと云ふ、而して政府既に新貨鑄造の議を決したる以上は、其の事務を管掌すへき官署なかるへからず、是を以て明治元年閏四月、貨幣司を會計官中に置き、貨幣の事務を管理せしめたるか、既にして翌二年二月に至り、新に造幣局を太政官中に置き、貨幣司を廢止したり、太政官は造幣局の設置に際して之に諭告を與へ、從來幕府は屢、貨幣を改鑄せしに、奸吏詐偽を逞うし、其の改鑄毎に

益、貨幣をして粗惡を加へしめ、爲めに物價沸騰の基を開き、大に人心を害し、風俗を破れり、今般新貨を鑄造するに就ては、王政一新至仁の朝旨を奉體し、嚴密に注意して従前奸吏の惡弊を戒め、精金を以て新貨を鑄造し、品量正當以て人心風俗をして敦厚に趣かしむるを期すへき旨を達せり、此の諭告に徴するも、當時政府か文明國たるに恥ざる新貨の鑄造に頗る熱心なりしことを知るに足るなり、又造幣寮を創建し、歐米新式の方法を以て貨幣を鑄造せんと欲せば、之を擔當すへき適任の技術家なかるへからず、故に政府は東洋銀行に委託し、英人キンドルを聘して、明治三年二月、同氏を造幣工業首長に任し、其の他十餘名の外人を雇ひて造幣士官に任したるか、就中キンドルは我造幣事業に關して、功勞甚た大なるものなり、而して爾來我造幣事業は年々整頓し、且我造幣士官の技術大に進歩せるか故に、明治八年雇聘契約の期限滿つるに及び、外人の造幣士官は僅に五六名のみを残し、キンドル以下十名は之を解職せり。

政府は夙に新貨鑄造の議を決し、明治二年二月造幣局を設置したること前述の如しと雖、當時政府は未だ貨幣の形狀及び名稱を改正するの決心ありしに非

すして、唯貨幣の品質を精良にせんことを期し、其の他は舊制を踏襲して、形状は方形と爲し、名稱は兩分朱を用ひんと欲したるものなり。

然るに此の際參與大隈八太郎及び造幣判事久世治作は、貨幣の形状を圓狀と爲し、其の算則を十進一位と爲すの至當なるを認め、明治二年三月、其の意見を建議せり、其の理由の大意は、(第一)我國従前の金銀貨幣は其の形状方なるもの多しと雖、宇内各國貨幣の圓にして携帶に便なるものに比すれば、方なるものは太た不便なり、故に新貨幣鑄造するに當りては、宜しく舊制方形を廢して圓形に改むへし、(第二)我國従前金銀貨幣の價名朱分兩の數は、計算上太た不便なるか故に、新貨幣を鑄造するに當りては、宜しく舊朱分兩を廢して、十進一位の價名に改むへと云ふにあり。

當時政府部内、二氏の意見を否とするものあり、曰く我國に於ては金銀貨幣を紙に包みて、之を納むるに方形の匣を以てす、銀の外國に於て之をカマス袋に入るゝものと同じからず、故に貨幣は方形なるに如かすと、又曰く、我國の貨幣は從來朱分兩の名稱を以て通用せらるゝこと已に久し、一朝俄に之を變更せば、民心

圓狀の造
幣及十進
一位の建
議

疑惑紛擾を免れ難し、姑く舊制に従ふに如かすと、二氏か之を辯駁せるの要に曰く、我國貨幣の形状を方にするは近代の事のみ、古來甲州金の如きは其の形圓なり、其の後橢圓に變せしは、慶長より始まる、今人拇と食指との尖を合せて圓を爲し、之を傍人に示せば、貨幣たるを解せざるものなし、凡そ物の方なるや、環旋し難くして摩損する多し、圓なるもの之に反し、摩損少なくて環轉し易し、故に宇内各國其の貨幣を圓形にするものは、皆此の究理上に出て、其の便なること決して方型貨幣の比にあらず、方今萬國交互貿易彌盛なるの秋に當り、我國斷然舊來因襲の弊を除き、彼の長所を取りて以て我短所を補ひ、改良を施すに非ずんば、何を以てか富國の基を立るを得んや、又我國貨幣の價名に兩を用ふるは、蓋し慶長小判に始まれり、抑、朱分兩の名稱は、支那量目の名稱より出づ、支那にては量目我四匁餘を兩と云ひ、而して慶長小判の量目は、恰も四匁餘にして、兩の名稱に適せり、然れども其の後幕府は頻々貨幣を改鑄し、其の改鑄毎に量目を變換減落す、是れ其の正を失するの大なるものにして、法とするに足らず、而して一分は兩の量目四分の一にして、壹朱は兩の量目十六分の一なる銖の字より轉したるものなり、然

れは鉄兩は元來支那量目の名稱にして、價位の數にあらず、夫れ數は十進一位、萬國皆同じ、故に今新貨の價位を立るや、宜しく舊來因襲の陋制を廢して、各國通行の制に則り、百錢を以て一元と定め、以下十分の一を十錢とし、錢の十分の一を一厘とせば、計算上に於て従前の煩雜なく、數歳の後に民間取引の便却て今日に倍蓰せんと、而して廟議終に二氏の意見を採納するに決せり。

然れとも貨幣の品位量目を如何に定むべきかは、最も重大なる問題なり、而して政府は廣く歐米各國の幣制を研究し、我國貨幣紊亂の覆轍に鑑み、百方審議を盡したる後、明治二年十一月に至り、其の要領を決し、先づ條約上の豫約に基き、之を締盟各國の公使及び領事に通告せり、當時政府は銀貨本位採用の方針を執り、量目七々二分二厘五九二即ち四百十六ゲレオンにして、品位純銀十分の九なる銀貨即ち墨銀と同品位なるものを本位貨幣と定め、其の他に補助貨幣として、四種の小銀貨、三種の金貨、二種の銅貨を發行し、又從來の貨幣は漸々之を排除せんことを期するも、敢て急激なる處置を施さずして、姑く新貨幣と併行せしめんと欲したるものなり、而して其の後政府はキンドルの意見を參酌し、更に審議の上、

新貨の品
位及量目
協議

本位に關
する廟議
の變更

前の方案に多少の變更を加へ、終に本位壹圓銀貨は品質銀九分、銅一分にして、量目四百十六ゲレオン即ち我七々一分九厘六毛に當るものと定め、其の他に補助貨幣として五十錢、二十錢、十錢の四種銀貨、十圓、五圓、二圓半の三種の金貨一錢、半錢の二種銅貨を發行せんとせり、補助銀貨の品質は總て銀八分、銅二分にして、五十錢銀貨の量目を二百八ゲレオン、即ち我三々五分九厘六毛に當るものと定め、又補助金貨の品質は總て金九分、銅一分にして、十圓金貨の量目を二百四十八ゲレオン、即ち我四々二分八厘八毛に當るものと定めたり、是れ實に政府が新貨鑄造に關して決したる第一の計畫たりしなり。

然るに以上方案の實行に先ち、新貨制度の計畫に關して一大更革を見るに至れり、一旦決したる銀貨本位を棄て、金貨本位を採用するに至れること、是なり、而して廟議の此の一變は、大藏少輔伊藤博文の建議に基けるものなり、是より先き伊藤少輔は理財調査の爲め、命を奉して米國に赴き、歐米諸國幣制の實況及び其の將來の趨勢を察して、世界諸國の貨幣は、早晚終に金貨本位に歸すべきものと爲し、乃ち明治三年十月二十九日付を以て、我本位變更に關する意見書を大藏

卿に呈出せり、其の大意は、我新金貨の量目は歐米諸國の金貨に比して輕し、而して米國に於てメトリックシステムの秤量に従ひ、萬國普通の新貨幣を鑄造せんとする議案に記したる金貨十弗の豫定重量は、二百五十七グレイン二分即ち十六グラム三分の二なるか故に、我新金貨の重量を之と同一の重量に増加せば、將來變革の患なく、萬國普通の貨幣と原位價格を同ふし、萬古不易の大基礎となること疑なかるへし、且貨幣を鑄造するに、金銀何れを基礎とすへきかの當否は既に方今文明歐洲諸國の碩學多年の經歷を以て、金貨を原位と定むるの議略、一轍に歸す、故に新に貨幣鑄造法を創立する國あれば、必ず金貨を原位と爲すや疑なかるへし、我國新に貨幣を鑄造する、宜しく他邦從來の經歷に基き、或は學者の議論をも折衷して、至當の正理に法るへし、然れとも銀貨を原位とせされは、現今全國の損害となるへき實驗ある時は止むを得ざるへし、然らば金貨を原位と定むるに如くなし、若し銀貨を以て原位とするの議既に決したるを以て、今遽に變すること難ければ、姑く金を助金として通用せしめ、漸々金貨を原位に至らしむると雖も、別に憂を生ずることなかるへしと云ふにあり。

蓋し我政府に於ても初めより金貨本位の可なるを認めざるにあらずして、敢て銀貨本位を以て貨幣の眞理を得たりと爲したるにはあらざるか如し、然るに其の銀貨本位採用の議を決したるものは、東洋は多銀少金の土地なるを以て、一に理論上の完全を求めて金貨本位を採用するときは、實際反て蹶躓の患あらんとを慮りたるか爲めなり、故に政府は銀貨本位を採用すると同時に、補助貨幣として三種の金貨を發行し、其の法律上の通用制限を十圓金貨の十個即ち百圓に定むと雖も、人民相對の合意を以てすれば、如何なる大金額の授受にも使用し得るものと爲し、殆ど金銀兩本位に近き一種の制度を設けんとしたるものなり、斯の如く政府は金貨本位を希望するの意見強かりしを以て、今伊藤少輔の意見書に接するに及びては、千里相隔てて所見相暗合したりしと爲し、廟議忽ち一變して、當分金銀兩本位を採用するに決したるか、政府は更に熟慮細考を盡し、銀貨本位又は金貨兩本位は結局姑息の策たるを免れたるを以て、斷然金貨本位を採用し、彼の泰西文明國に於ては累年刻苦の研究を経て漸く金貨本位を可とするの理を彰明にしなから、尙ほ其の實行を難しとするに際し、却て蕞爾たる東洋の一

小島に於て、早く著鞭するの快なるに如かずと爲し、廟議更に再變して、終に金貨本位を採用するに決したり、然れども全然一圓銀貨を廢止するは、當時東洋の事情に於て貿易上不便なりと爲し、本位金貨の外に、貿易の便利を謀りて特殊の一圓銀貨を鑄造し、開港場に於ける取引及び納税に限りて之を通用せしめんとせり、是に於てか金銀は當初の計畫に比して、全く主客の地位を顛倒するに至れり。政府か新貨鑄造の改正計畫を締盟各國の公使に通牒するや、外人は大に之を非とし、各國公使は他の銀貨國と通商する便宜より論すれば、銀貨本位は經濟の眞理に合するものなるに、今之を變更せるは眞に遺憾に堪へすと爲し、又一圓銀貨を發行して墨銀と共に通用せしむるは貿易上便利を見ざるのみならず、反て貨幣の紛亂を生せしむるの患ありと爲し、政府に復牒して種々の異議を唱へたり、又東洋銀行支配人カールゲルの如きも書を參議大隈重信に呈し、日本外國貿易の爲めには實際銀貨を便利とするものなるに、學者の空理に迷ふて實用を捨つるは得策にあらざるを忠告せり、然れども政府は固く金貨本位の議を執り斷乎として動かす終に新貨條例を公布して之を實行するに至れり。

第十三章 新貨條例の制定

我新貨鑄造の問題は、上述の如き研究と準備とを経て終に決し、明治四年五月十日を以て新貨條例公布せられたり、而して政府か此の條例に掲げたる諭告は、當時貨幣紊亂の事情並に政府經營辛苦の狀を示すに足るを以て、左に之を録すへし。

皇國往古より他邦貿易の事少なく、貨幣の制度いまた精密ならず、其の品類各種にして、其の價位も亦一定せず、今其の概略を擧げむに、慶長金あり、享保金あり、文字金あり、大小判金あり、一分金あり、貳分金あり、貳朱金あり、一分銀あり、一朱銀あり、當百錢あり、大小數種の銅錢あり、其の他一時通用の貨幣は枚擧に遑あらず、甚しきは一國一郡限の貨幣ありて、今に至るまで、僅に其の一部に通用し、他方に流通せざる者あり、かく其の品類區々にして、方圓大小其の價を異にし、混合雜駁其の質を同うせず、抑、貨幣の眼目たる量目と性合とに至りては、殆んど辨知すへからず、新舊互に雜用し、品位自ら低下し、其の間或は贗造の弊あ

新貨條例
諭告

り、竟に今日の甚しきに馴致せり、偶、良性の貨幣は、徒らに富家庫中の寶物となり、或は外國へ輸出せしも亦少なからず、遂に諸品換用の能力を失ひ、日用便利の道を塞ぎ、流通の公益殆んど絶えんとするに至る、實にこれ天下一般の窮厄にして、萬民の痛心更に之より大なるものなし、今其の緣由を尋釋するに、全く一定の價位なくして、善惡良否を雜用するの舊弊より生ずる事なり、方今貿易の道彌、盛むなる時に當りて、舊弊を改め、精良の新製を設けずんば、何を以て流通の道を開き、富國の基を立んや、是政府の責任にして、然も焦眉を急務たり、故に去る明治元戊辰の年より早く、其の功を起し、莫大の經費を厭はず、大阪に於て新に造幣寮を建置し、壯大なる器械を備へ、廣く宇内各國貨幣眞理を察知し、金銀の性質量目より割合の差等鑄造の方法に至るまで、詳かに普通の制度を比較商量し、以て精密の通用貨幣を鑄造し、在來の貨幣に加へて一般の流通を資けんとするの都合を謀り、既に開寮の儀典を完了せり、されとも前に言へることく、區々各種の貨幣多ければ、現場諸品の價値を錯亂し、萬民の迷惑なることなれば、漸々新舊を交換して、在來の通寶は悉く改鑄し、都て品類を一定せし

めんとの御趣意なり、且貨幣は天下萬民の通寶たる主旨に基き、地金を持參して引換を望む者へは、速に改鑄して通用貨幣を渡すへし、されは今人々古來の舊習を襲ひ、重代の寶物とせる古金銀の類も、數年ならずして全く地金一様のものなるへければ、早々交換流通して貨幣の眞理を失はざる様、注意すへき事肝要なり、斯く新たに造幣寮を設けしも、偏に萬民の保護を任するの職分を盡すの外他あるにあらざれば、萬民亦能く此の理を會得し、各その務を勉勵して天賦の職をつくすへし、仍て今茲に其の次第を揭示し、併せて新貨幣の眞形を摹し、其の量目品位表を添へ、且地金引換の規則等詳細に附録し、普く國內に頒布諭告する者也。

明治四年辛未五月

太 政 官

貨幣例目

同條例中、貨幣の稱呼計算並に貨幣の公差を示さんか爲めに、左の貨幣例目を掲けたり。

貨幣例目

一貨幣ノ稱呼ハ圓ヲ以テ起票トシ、其ノ多寡ヲ論セス都テ圓ノ原稱ニ數字ヲ

加ヘテ之ヲ計算スヘシ、但シ壹圓以下ハ錢(壹圓ノ百分一)ト厘(壹錢ノ十分一)トヲ以テ小數ノ計算ニ用フヘシ。

一算則ハ都テ十進一位ノ法ヲ用ヒ、壹厘十ヲ合シテ壹錢トシ、壹錢拾ヲ併セテ拾錢トイヒ、拾錢拾(即チ百錢)ヲ以テ壹圓トス、壹圓ヨリ上、十百千萬ニ至ルトイフトモ、皆ナ十數ヲ合シテ一位ヲ進ム、其ノ他半錢、五錢、五拾錢、五圓ノ如キハ十數ヲ半割シ、貳拾錢、貳圓、貳拾圓ノ如キモ亦一十ノ數ヲ倍スルマテニシテ、固ヨリ軌範ノ外ニ出テス。

一厘ヨリ以下ハ別ニ鑄造ノ貨幣ナシト雖モ、若シ計算ヲ要スレハ、毛糸忽微纖ヲ以テ微少ノ數ヲ算スヘシ、又萬ヨリ以上ハ十萬百萬千萬ニ至リ、千萬十即チ萬々ヲ以テ一億トシ、大數ノ計算ヲ爲スヘシ。

一製貨中金銀純分ノ割合及其ノ量目ハ、都テ眞形模寫ノ下ニ表出スルトイヘトモ、鋳和鑄造ノ際僅少ノ差アルヲ免カレス、故ニ今各種ノ貨幣ニ就テ、其ノ已ヲ得スシテ生スル量目並品位ノ公差ヲ表出シテ以テ毛糸ノ微細ヲ辨拆ス(貨幣量目及び品位の公差表は之を略す)

又同條例中各種貨幣の通用制限に關して、左の規定を設けたり。

新貨幣通用制限

本位金貨幣即貳拾圓、拾圓、五圓、貳圓、壹圓ノ中壹圓金ヲ以テ原貨幣ト定メ、各種トモ何レノ拂方ニモ之ヲ用ヒ、其ノ高ニ制限アルコトナシ。

本位トハ貨幣ノ主本ニシテ、他ノ準據トナルモノナリ、故ニ通用ノ際ニ制限ヲ立ツルヲ要セス、尤モ壹圓金ヲ以テ本位中ノ原貨ト定ムルトハ、就中壹圓金ヲ以テ本位ノ基本ヲ定メ、他ノ四種ノ金貨モ都テ標準ヲ壹圓金ニ取レハナリ。

定位ノ銀貨幣即五拾錢、貳拾錢、拾錢、五錢ハ都テ補助ノ貨品ニシテ、其ノ一種又ハ數種ヲ併セ用フルトモ、一口ノ拂方ニ拾圓ノ高ヲ限ルヘシ。

定位ノ銅貨即壹錢、半錢、壹厘ハ都テ一口ノ拂方ニ壹圓ノ高ヲ限リ用フヘシ。定位トハ本位貨幣ノ補助ニシテ、制度ニヨリテ其ノ價位ヲ定メテ融通ヲ資クルモノナリ、故ニ通用ノ際コレカ制限ヲ設ケテ交通ノ定規トス。

各開港場貿易便利ノ爲メ、當分ノ内中外人民ノ望ニ應シ、壹圓ノ銀貨ヲ鑄造シ、

之ヲ貿易銀ト爲シテ通商ノ流通ヲ資クヘシ。

此ノ壹圓銀ハ全ク各開港場輸出入物品其ノ他外國人ヨリ納ムル諸税及日本人外國人ト通商ノ取引ニ用フルノミニシテ内地ノ諸税納方等公ナル拂方ニ用フヘカラサルハ勿論其ノ他一般ノ通用ヲ得サルヘシ去レトモ私ノ取引ニ付相對ノ示談ヲ以テ受取渡シ致ス分ハ何レノ地ニテモ勝手タルヘシ。各開港場諸税受取方ニ付壹圓銀ト本位金貨トノ價格比較ハ當分銀貨百圓ニ付本位金貨百〇壹圓ノ割合タルヘシ。

右通用制限ハ元來貨幣ニ原本ト補助トノ別アル所以ノ理ニ基キテ制定セシモノナレハ人々取引ノ節右ノ制限ニ照準シモシコレニ超レハ誰ニテモ請取渡ヲ拒ムノ道理アルヘシサレトモ私ノ取引ニ付便宜ノ爲メ對談ヲ以テ請取渡シ候義ハ全ク相互ノ都合ニ從フ筈ナレハ右制限ニ不拘勝手次第ニ交通イタシ不苦候事。

是れ本位貨幣と補助貨幣即ち定位貨幣との區別を明にし併せて貿易銀の特殊の性質を明にしたるものなり抑本位貨幣の價格は貨幣に含有する純金銀の

本位貨幣
の價格

多少に従ふものにして法律の力に依りて其の價格を増加するものにあらず故に之を鑄造して貨幣と爲すも之を鎔解して地金銀と爲すも其の價格は相同しきものとす政府か之を定形の貨幣に鑄造して文字圖識を刻印するは唯其の品質量目を保證し受授の際鑑定秤量の勞を省かしむるか爲めにして之に由り價格の増減を生ずるにあらず唯自然に一圓の價格ある地金銀を鑄造して一圓と公證し自然に十圓の價格ある地金銀を製作して十圓と明定するに外ならず其一圓とし十圓として通用せらるゝは金屬自有の力に由り法律の力に依るにあらず本位貨幣の性質斯の如くなるを以て法律上の貨幣として之を受授すべき金額に制限を設くるの要なし何となれば之を以て如何に多額なる仕拂を受くるも損失を蒙るの虞あるへからされはなり故に金額を制限なく一切の仕拂に通用せしむるものにして是れ本位貨幣を稱して無限法貨と云ふ所以なり又本位貨幣の鑄造は自然に一圓の價格ある地金銀を一圓の貨幣に製作するに外ならざること前述の如くなるか故に人民地金銀を造幣局に輸納して鑄造を請求するあれば政府は其の請求に應じ所謂自由鑄造を許すを普通の例とするなり

但し政府に於て鑄造料を徴するときは、鑄造請求者は固より此の鑄造料を損せざるを得ず、又政府が官費鑄造主義を行ふ場合に於ても、地金銀を輸納して成貨を受取るまでに多少の時日を経るものにして、鑄造請求者は其の間の利息を失はざるを得ず、而して鑄造料若くは利息の損失あるときは、此の損失を償ふか爲めに、貨幣の価格は地金銀の価格に比して、幾分の貴さを致さざるを得ずと雖此の差たるや甚た小なるものなり、故に本位貨幣に關しては、貨幣としての價格も地金銀としての價格も同一なりと概論するを妨げざるなり。

補助貨幣即ち定位貨幣に至ては、大に之と相異なれり、補助貨幣は法律の力を以て、貨幣に含有する金屬の自然價格よりも貴き人爲價格を賦與するもの也、即ち其の實價に超過する命價を賦與するものにして、例せば三十錢の實價ある地銀を鑄造して、五十錢の銀貨と爲すか如し、而して斯の如く補助貨幣に人爲價格を賦與するは何故なるやと云ふに、其の鎔潰輸出を防ぎて、日常小取引の爲めに貨幣缺乏の患なからしめんか爲めなり、前例の如く貨幣としては五十錢の價格あるも、地銀としては三十錢の價格あるに過ぎずとせば、之を貨幣として使用する

補助貨幣
の價格

るに利ありて、之を地銀として使用するに損あること最も明なるを以て、何人も補助貨幣を鎔潰輸出するものあらざるなり、故に金貨本位國たると、金銀複本位國たると、將た銀貨本位國たるとを問はず、補助貨幣として小額の貨幣には銀貨を使用し、最小額の貨幣には銅貨の類を使用せざるはあらざるなり、而して補助貨幣の性質斯の如くなるか故に、法律上の貨幣として之を通用すへき金額に制限を立つるの必要を生ずるなり、何となれば、其の通用の金額に制限を立つるなくんは、之を以て多額の仕拂を受くるもの非常の不便損失に苦まざるを得されはなり、故に補助貨幣は有限法貨にして、無限法貨にあらざるなり、且補助貨幣の鑄造は大に利益あるものなれば、其の鑄造權は政府之を專有し、其の鑄造を請ふの自由を人民に許すへからざるなり、而して小額の貨幣は日常取引の爲めに、社會一日も之を缺くへからざるか故に、苟も其の發行額にして過度に流れざる以上は、能く人爲價格を維持するを得るなり、殊に政府が人民の請求に應じ、本位貨幣を以て補助貨幣と交換するの規定を設けたる場合に於ては、補助貨幣は一層確實に其の人爲價格を維持するを得るなり。

本位貨幣と補助貨幣との區別は大要斯の如し而して、我新貨條例に於ては、壹圓、貳圓、五圓、拾圓、貳拾圓の五種金貨を本位貨幣と爲し、五拾錢、貳拾錢、拾錢、五錢の四種銀貨、並に壹錢、半錢、壹厘の三種銅貨を補助貨幣と爲し、本位金貨は金額に制限なく之を通用せしむと雖、補助銀貨は一口の仕拂十圓を以て、又補助銅貨は一口の仕拂壹圓を以て其の通用の制限と爲せり、此の外尙ほ貿易銀便利の爲めに、特種の壹圓銀貨を鑄造し、開港場に於ける取引及び納税に限りて之を通用せしめんとせり、即ち此の銀貨は通用金額に制限なしと雖も、通用地域に制限あるものなり。

本位金貨の品質は總て金九銅一にして、壹圓金貨の量目は英量二十五グレイン七二(佛量一グラム三分の一)なり、又貿易銀即ち壹圓銀貨の品質は銀九銅一にして、其の量目は英量四百十六グレイン(佛量二十六グラム九五、六三、六三)なり、然るに補助銀貨の品質は銀八銅二にして、五拾錢銀貨の量目は英量一百九十三グレイン(佛量十二グラム五)なるか故に、之を壹圓銀貨に比すれば、品質量目共に劣れるを知るへし、是れ補助貨幣か實價に超過せる命價を有する所以なり。

金貨本位
制の行は
れさりし
事情

政府か維新草創の際より辛苦經營して制定したる新貨條例の要領は、實に上述の如し、而して政府は金貨本位主義に基ける完備せる幣制を確立し、元祿以降貨幣紊亂の積弊を一洗して、文明各國と相對峙せんと期したるものにして、當時の事情に於ては、實に果斷に出てたる一大改革なりと稱せざるへからず、故に之をして永久に行はるゝを得せしめば、我貨幣制度は早く明治四年より歐米の文明國に譲らざるの地歩を占めたるならんと雖、實際其の然るを得さりしは眞に惜むべきなり、蓋し當時我國は凡百の制度文物に涉りて西洋の文明を輸入するに急なりしか故に、其の結果として貨物の供給を西洋に仰かざるを得ざるもの極めて多し、然るに國內の生産貿易は、封建制度瓦解の後を承けて其の組織紛亂したるを以て、吾より海外に輸出すべき物品は甚だ寥々たりき、故に外國貿易上連年輸入は輸出に超過して、權衡平を得る能はず、從て我正貨は貨物の輸入を償はんか爲めに、滔々として外に流出せざるを得さりしなり、而して當時政府は諸侯及び富豪の貯藏せる古金尙ほ莫大なるものあるべきを期し、又我國採擷事業の規模を擴張せば、金の産出大に増加すべきを期し、金貨本位の維持敢て難きに

あらずと思惟したりと雖、實際金の貯藏及び産出は豫期の如くならず、加ふるに外にしては明治七八年の頃より歐米市場に於ける銀價の下落激烈にして、所謂金貴銀賤の勢は比年益、其の甚しきを加へ、内にしては政府が國庫の窮乏に苦み、明治元年太政官札を發行したる以來、政府の不換紙幣漸々膨脹したるか爲めに、此等の諸原因相混合して金貨を我市場より驅逐するの結果を來し、明治七年の頃より我金貨の流出益、増加したり、是を以て政府は明治八年迄に凡そ五千餘萬圓の新金貨を發行したりと雖、大抵は海外に流出し、國內に残存する少額の分も皆藏匿せられ、金貨は全く市場に跡を絶つに至れり、而して政府は明治十年西南の變亂に會して、軍資に充つるか爲めに、巨額の紙幣を増發するの止むを得ざるに至り、又國立銀行紙幣は、明治五年の條例に於ては金貨を以て兌換するの制なりしと雖、到底其の金貨兌換を維持する能はざるに至りしを以て、明治九年條例を改正し、銀行紙幣は通貨即ち政府紙幣を以て兌換することゝ爲し、爾來銀行紙幣の發行高俄然増加したり、故に此の兩種の不換紙幣國內に汪溢して正貨を驅逐し、正貨は金銀兩つなから其の流通を見る能はざるの狀勢となりたり。

政府は折角に新貨條例を制定し、新貨を發行したりと雖、上述の如き事情に會したるか爲めに、新貨の多少流通したるは僅に數年間に止まり、爾來我國は制度上に於ては金貨本位國なりと雖、實際は不換紙幣國となりたり。

政府は新貨條例の制定後、金銀貨幣中寸法量目を改正したるものあり、又各種銅貨の圖面等を改正し、且貳錢銅貨を創鑄することゝ爲せり、故に明治八年六月二十五日を以て新貨條例に訂正を加へ、新に一條例を公布せり、貨幣條例と改稱せられたるもの即ち是なり。

第十四章 舊貨幣の處分

政府は明治元年に於て、舊金銀貨の價格を公定して其の通用を許し、丁銀、豆板銀は其の通用を禁止したること、既に述べたるか如し、而して新貨條例制定後も、舊金銀貨を新貨と共に通用せしめたりと雖、既に新貨を發行したる以上は舊金銀貨の如きは速に之を吸收して新貨に改鑄し、以て貨幣の畫一を謀らざるべからざること論を俟たず、故に政府は古金銀預證券を發行し、古金銀を造幣寮に輸

貨幣條例
の發布

新舊貨幣
交換の令

納するものに一時之を交付して、民間の融通上に使用せしめ、追て改鑄の新貨を以て之を交換する方法を設け、又三井組爲替會社、東洋銀行に命し、舊銀貨を買収して之を造幣寮に輸納せしめ、以て新貨鑄造の材料に供したることありしか、明治六年末には新貨の發行高金貨四千六百七十一萬圓餘、銀貨一千三十萬圓餘、合計五千七百萬圓餘に達したるを以て、政府は凡そ相當の新貨を供給し得たりと爲し、明治七年に至り舊金銀貨交換の令を發したり、其令左の如し。

布告第九十三號(明治七年九月五日)

明治元年閏四月中、舊貨幣價格比較の儀、布告候處、今般更に造幣寮に於て精細分拆の上、別冊の通改定し、來明治八年十二月迄、新貨と交換候條所持の者は、各地方廳へ引換方可申出、期限中海關稅を除くの外租稅其の他一般の公納に相用候儀は、不苦人民相互の取引は、自今令廢止候此の旨、布告候事(別冊略す)故に人民相互の取引は、直に之を禁止し、明治八年十二月を限りて新貨と交換し、此の交換期限中は、海關稅以外の公納に充用するを許可せるものなり、然るに此の交換及び公納充用の期限は、其の後延期せらるゝこと五回に及びたり、其の

五回目即ち明治十二年の延期布達文は左の如し。

大藏省布達第三百三十三號(明治十二年十二月二十五日)

舊貨幣新貨と交換並公納の儀、明治十一年十二月當省甲第六十七號布達を以て、本年十二月迄延期候處、尙證議の次第有之、追て相達し候迄延期候條、此の旨布達候事。

即ち此の布達に依り、期限を定めずして延期したるものなるか、終に明治二十一年十一月の大藏省令を以て、舊貨幣新貨と交換の儀、本年十二月三十一日限り廢止する旨を達し、翌二十二年七月の大藏省令を以て、舊貨幣公納延期は、國庫收入金に限り、其の他は爾後之を止むる旨を達し、更に明治三十二年八月の大藏省令を以て、新貨條例發布以前の舊金銀貨幣は、自今國庫に於て之を收入せざる旨を公布し、是に於てか舊金銀貨幣は、交換及び公納充用共全く廢止せられたり。

又我舊銅貨は、金銀貨に對して、其の價格を定むること低きに失し、之か爲めに、其の海外流通を促したるを以て、政府は此の弊害を矯正せんか爲めに、明治元年以來種々の布告を出したり、而して新貨條例制定せられ、新銅貨の鑄造を規定し

たりと雖、當時新金銀貨の鑄造を急とし、未だ銅貨を鑄造するに遑あらざりしを以て、政府は明治四年十二月の布告を以て、舊銅貨の比較價格を、天保通寶は八厘、寛永通寶(元四文錢)は二厘、文久永寶は一厘半、寛永通寶(元一文錢)は一厘と定め此の四種舊銅貨を新貨と並行通用せしめ、一口の仕拂一圓を以て其の通用制限と爲せり。

然るに天保通寶の如きは形量重大にして、民間の流通上最も不便を感したるか故に、明治十七年十月の布告を以て、舊銅貨天保通寶は來る明治十九年十二月限り通用を禁止する旨を令し、同時に新銅貨と之を交換する方法を定め、爾來其の交換を行ひたるか、其の通用禁止期限に接して、尙ほ民間に残存するもの大なるの見込なりしを以て、止むを得ず其の通用期限を延期することとなり、乃ち明治十九年十一月の勅令を以て、天保通寶通用禁止期限は更に明治二十四年十二月三十一日迄延期する旨を令せり、而して政府は其の後通用禁止貨幣紙幣引換期限に關し、左の法律を公布せり。

法律第十三號(明治二十三年三月一日)

天保通寶
の處分完了

元四文錢
及文久永寶
の通用

政府發行の補助貨幣及紙幣にして通用を廢止したるものは、其の廢止の翌日より起算し、滿五箇年内に引換を請求せされば、期滿免除として政府は其の引換義務を免るゝものとす、但明治二十年六月三十日を以て通用を廢止したる拾錢紙幣は本法發布の日より起算し、滿三年を以て期滿免除の期限とす。此の法律公布せられたるか爲めに、政府は天保錢に關しても、通用禁止期限後五箇年間即ち明治二十九年十二月三十一日迄は引換義務を負はざるへからざることとなり、明治二十五年一月の大藏省告示を以て、交換期限内は國稅其他國庫納入金の内へ天保通寶取寄せ金庫に納入するも妨なき旨を達せり、而して二十九年十二月に至て天保錢の處分始めて完了するを得たり。

寛永通寶(元四文錢)及び文久永寶も流通上不便なりと雖、政府は別に其の通用を禁止することなく、唯國庫官廳銀行會社等に集るに従ひ、漸々之を鑄潰すの方針を執り、既に鑄潰されたる高甚た大なり、獨り寛永通寶(元一文錢)に至ては、他に最小取引に使用すべき適當の銅貨なきを以て、民間之を便利として、今日に於ても流通せり。

又舊鐵錢に關しては、明治五年九月の布告を以て精鐵錢と唱へたる元の四文錢なる寛永通寶並に鑑錢と唱へたる元の一文錢なる寛永通寶の通用を許可せり、其の價格は前者は八枚、後者は十六枚を以て新貨一厘に當るものと定め、一口の仕拂五十錢を以て其の通用制限と爲せり、然れども此の鐵錢は品質最も劣惡なると、又分數過小にして實際の取引に必要なさとの爲めに、殆ど全然其の流通を見ざるに至れり。

以上舊貨幣に對する處分は、沿革の年次に關せず、便宜上一括して茲に之を記せるものなり。

壹圓銀貨
の内地通
用許可

明治十一年を以て政府が壹圓銀貨の内地通用を許可するに及び、從來金貨單本位たりし我幣制は、一變して金銀貨複本位となるに至れり、是れ實に幣制上に於ける甚だ重大なる變革なりとす。

抑、壹圓銀貨は貿易便利の爲めに特別に發行せるものなれば、明治四年の新貨條例に於て、其の通用を開港場のみに限れることは、前に之を記したるか如し、而して明治八年の貨幣條例に於ては、多少字句を修正したりと雖、通用制限に關す

る規定は、之か爲めに毫も變動せるにあらず、即ち同貨幣條例に曰く、

貿易銀は各開港場貿易便利の爲め、内外人民の望に應じ鑄造し、内外通商の流通を資くへし。

此の貿易銀は全く海關稅其他外國人より納むる諸稅及日本人外國人と通商の取引に用ふるのみにして、内地の諸稅納方等公なる拂方に用ふるへからざるは勿論、其の他一般の通用を得ざるへし、されども私の取引に付相對に示談を以て受取渡しいたす分は、何れの地にても勝手次第たるへし。

海關稅其他外國人より納むる諸稅受取方に付、貿易銀(但新舊とも)と本位金貨との價格比較は、當分銀貨百枚に付本位金貨百〇壹圓の割合たるへし。

故に相對の示談を以て受授するは勝手たりと雖、内地に以ては決して法貨たる資格を有せざりしなり。

新貨條例の定むる所に依れば、壹圓金貨も壹圓銀貨も、品位は純分九、雜分一にして、其の量目は壹圓金貨全量二十五グレイン七二、純金量二十三グレイン一四八、壹圓銀貨全量四百十六グレイン、純銀量三百七十四グレイン四なり、而して外

國人の諸納税に於ては、銀貨百圓と本位金貨百壹圓と對當するの割合なりしが故に、金銀兩貨法定の比價は、金一銀十六・〇一四なりき。

然るに政府は其の後明治八年二月二十八日第三十五號布告を以て、壹圓銀貨の量目を増加して四百二十ゲロンと爲し、從來壹圓銀貨と稱したるを改めて貿易銀と稱せり、是れ前に抄出せる貨幣條例に於て「貿易銀」及び「新舊とも」の文字を見る所以なり、且政府は明治九年三月四日第二十七號布告を以て貨幣條例中貨幣通用制限第六節を改めて貿易銀と本位金貨との價格比較を、銀貨百枚に付本位金貨百圓の割合と爲せり、故に金銀兩貨の法定比價は、金一銀十六・三三となり、而して此の際墨銀も亦其の百枚を以て本位金貨百圓に對當すべき旨を、大藏省より開港場各府縣に令達せり。

貿易銀の内地通用許可

明治十一年に至り、政府は二箇の布告を發し、貿易銀の内地通用を許可せり、其の布告左の如し。

布告第十二號(明治十一年五月二十七日)

貿易銀貨の儀は、從來各開港場貿易便利の爲め、鑄造し、各開港場に限り通用候

處、今般更に令通用候條、租税其の他公私の取引上都て授受可致、此旨布告候事。

布告第十三號(明治十一年五月二十七日)

今般第十二號布告貿易銀貨を以て一般の通用貨幣と被相定候に付ては、明治八年(六月)第八號布告貨幣條例中貨幣通用制限の第五節を左の如く改正し、且該貨鑄造料及地金輸入定高相減し、貨幣渡日限相縮め、造幣規則第四條但書中並第九條、第十一條、第十三條中左の通改正候條、此の旨布告候事。

貨幣通用制限中第五節改正

此の貿易銀は海關税其の他外國人より納むる諸税及び日本人外國人と通商の取引に用ひ、又これを内地の諸税納方等其の他公私一般の拂方にも用ひ、其の高に制限あることなし。

造幣規則第四條但書中(銀地金輸入定高)

銀地金は(千オンス凡八貫二以上)とあるを(五百オンス凡四貫百以上)と改正。

同第九條中(貨幣渡日限)

二本日より(二十日目)とあるを(十日目)と改正。

同第十一條中(鑄造手数料)

當分の内(百に付一半)とあるを(百に付一)と改正。

同第十三條中(再鑄造手数料)

貿易銀は(千に付十)とあるを(千に付五)と改正。

是に於てか貿易銀は本位金貨と相並ひて、全國に通用せらるべきの資格を得たるものにして、我幣制は實際金貨單本位より金銀貨複本位に改まりたり。蓋し歐米諸國に於ては、銀の產出大に増加すると同時に其の需要は反て衰へ、且獨逸か銀貨本位を棄て、金貨本位を採用せし以來、諸國靡然として金貨採用銀貨廢止の風潮を生せしかば、前述の如く明治七八年の頃より、銀價益、暴落し、金價愈、激騰し、其の底止する所を知らざらんとせり、殊に東洋は一般に銀貨を使用せるに當り、我國獨り金貨單本位を維持せんとするは、極めて困難なるのみならず、洋銀相場場の浮沈動搖劇烈にして、其の弊害に堪ふべからざるものあり、故に政府は望を金貨單本位の維持に斷ちて、實際銀貨通用の制と爲さんと欲し、乃ち貿易銀の全國通用を許可し、其の鑄造上に便利を與へ、我圓銀の勢力を盛大にして、洋銀を

幣制上の變動

驅逐し、遠く清國及び海峽殖民地方面に至るまで、東洋一般に我圓銀を流通せしめんと企圖せるものなり、而して貿易銀の量目を増加したるか如きも、我圓銀をして洋銀との競争上優勢を得せしめんとの畫策に出でたるものなりと雖、是れ夫の「惡貨幣は良貨幣を驅逐す、然れども良貨幣は惡貨幣を驅逐する能はず」と云へるグレンシャム氏の原理に通せざるの擧にして、貿易銀の増量は洋銀の排除に便せずして、反て洋銀の跋扈を助くるの結果なかるべからず、故に政府其の非を知り、明治十一年十一月二十六日第三十五號布告を以て、增量貿易銀の鑄造を廢止し、以前の貿易壹圓銀を再鑄發行することとなせり、而して壹圓銀と本位金貨との比較價格は從來の儘なりしを以て、金銀兩貨の法定比價は金一銀十六・一七四となれり。

亞て政府は此の壹圓銀(即ち量目四百十六グレインのもの)をして洋銀と並價を以て通用せしめ、且一般に租稅其他公私の取引に通用せしむる件に付、左の二箇の布告を發したり。

布告第三十五號(明治十二年九月十二日)

一貿易壹圓銀量目七匁一分七厘六毛性合銀九銅一の儀今後税關の諸税及其の他凡そ洋銀を以て取引すべき諸勘定の拂方をなす爲め之を差出すときは諸官廳に於ては之を洋銀と並價にて受領すへし。

一本月十九日以後は、人民に於て凡そ負債其の他の拂方洋銀を以て履行すへしと結約したる所の金高を拂ふ爲め右壹圓銀を差出すときは、之を洋銀と並價にて受領すへし。

右布告候事。

布告第四十一號(明治十二年十月一日)

明治十一年十一月第三十五號布告へ、左の通但書追加候條、此の旨布告候事。但貿易壹圓銀一般通用の儀は、明治十一年(五月)第十二號布告の通可相心得事。

即ち前に記したる貿易壹圓銀再鑄發行の布告に此の但書を追加して、其の一般通用の儀を明にしたるものなり。

斯の如くにして壹圓銀は我無限法貨となり、我幣制は金銀貨兩本位となれり、

銀貨單位となる

白銅貨の發行

然れども金貴銀賤の當時の形勢に於ては、到底金銀兩貨の並行を見る能すして、貴き金貨は必ず賤き銀貨の爲めに驅逐せられざるを得ず、故に金銀貨兩本位の制は、事實上銀貨單位の制たらざるを得ざるなり、然れども當時我國に於ては、銀貨よりも一層賤き通貨即ち不換紙幣行はれたるを以て、銀貨も亦之か爲めに驅逐せられ、市場は實に不換紙幣の獨占する所たりしなり。

然るに政府が銳意不換紙幣を銷却し、且銀貨の蓄積に努力したるか爲めに、紙幣の價格漸次に恢復し、明治十八年に至ては紙幣と銀貨との差價殆ど消滅したり、是を以て政府は明治十九年より、銀貨を以て政府紙幣の兌換を開始し、且是より先き明治十八年五月發行せられたる日本銀行兌換券も、亦銀貨を以て兌換せらるゝものなりしか故に、當時以來我幣制は事實上純然たる銀貨單位となり、明治三十年新貨幣法の制定に至るまでは、此の状態を繼續したり。

政府は明治二十一年十一月六日勅令第七十四號を以て貨幣條例を追加改正し、初めて五錢の白銅を鑄造するに至れり、蓋し白銅は銅とニッケルとの混和より成り、銀に比すれば價格低廉にして、而かも色澤は甚だ美麗なり、且銅の如く青

鑄を生ずるの患なく、又善く磨損に堪へ、鑄造甚だ困難ならず、故に明治三年白耳義に於て白銅貨の鑄造に成功したるを嚆矢とし、爾來各國相競ふて之を發行するに至れり、而して我國に於ては五錢白銅貨を發行して、他の流通不便なる補助貨と交換すへしとの建議、造幣局長遠藤謹助より出て、政府之を採用して此の白銅貨を發行し、五錢銀貨、貳錢銅貨、天保錢、文久錢等を引揚ぐるに至りしものにして、亦以て我補助貨制度の一進歩と稱せざるへからず。

我國は明治十九年紙幣兌換開始以降、事實上純然たる銀貨單本位となり、爾來此の幣制の下に於て殖産貿易大に進歩し、經濟財政共に漸く其の面目を改むるに至りたり、然るに世界の形勢を見れば、前述の如く銀は其の産出増加すると同時に其の需要減少し、之に反して金は其の産出減少すると同時に其の需要増加し、且歐米諸國か翕然として金貨本位の採用を競ふの趨勢は、逐年益々其の熾盛を加へたるを以て、制度上金銀貨兩本位を維持する諸國も、銀貨溢入し、金貨散出せんことを憂慮し、自衛の策を講ずるの止むを得ざるに至れり、是に於てか佛國其他羅甸同盟諸國及び米國に於ても、本位銀貨の鑄造を停止して、事實上金貨を

世界金貨
本位の趨
勢本位の戰
争

專用することとなり、加ふるに人民の嗜好に於ても、金を愛重するの念益々強くして、其の價格の騰貴に關せず、金を工藝上に使用すること愈々増加し、貴金排銀の風潮は滔々として抑ゆへからざるに至れり、故に單本位復本位得失の問題は、各國の經濟家か其の心力を傾注するの燒點となり、或は委員を設けて之を調査せしめ、或は萬國貨幣會議を開きて之を解決せんとし、可否の議論紛出して辯難攻撃殆ど寧日なきの觀あり、世之を稱して、本位の戦争と云ふ、而して米國は巨額の銀を産出し、隨て銀黨の勢力強大なるを以て、銀價挽回の方策は國會の可決する所となり、即ち明治十一年(一八七八年)夫のブランド條例を制定し、銀塊を購入し銀貨を鑄造して、銀價の下落を防止せんと企圖し、其の後明治二十三年(一八九〇年)に至り、ブランド條例を廢止して更にシエルマン條例を制定し、一層購銀額を増加したりと雖、十分に銀價下落の大勢を制遏するの効力なかりしを以て、終に明治二十六年(一八九三年)に至りてシエルマン條例を廢止し、且從來銀の最大需要國たりし印度は、同年米國購銀法の廢止に先ちて、突然其の銀貨自由鑄造を禁止し、爾來金銀兩貨の間に一定の比價を維持せんとする、夫の金貨爲替本位と稱す

る貨幣上の一大經驗を試むるに至れり、蓋し米國及び印度は從來銀價維持の爲めに最も努力したりと雖、今や勢支ふる能はずして、銀價維持の方針を擲ちたり、而して諸國は更に相競ふて金貨本位を採用せり、是を以て歐米に於ける金銀比價は、明治六年以前に在ては、概して金一銀十五半前後に居据り、殆ど著しき變動を見ざりしと雖、爾來金貴銀賤の傾向益、甚しきを加へ、明治二十五年の平均は金一銀二十三・七二となり、翌二十六年の平均は金一銀二十六・四七となり、銀價の低落甚しきときは金一銀三十の割合に近邇せり。

狀勢斯の如し、故に當時我大藏大臣渡邊國武は貨幣制度調査の必要ありと爲し、明治二十六年九月其の意見を閣議に提出したるに、政府は之を容れ、同年十月勅令第百十三號を以て、貨幣制度調査會規則を公布せり、而して此の勅令を以て定めたる調査審議の事項は左の如し。

- 一 近時金銀價格變動の原因及其の一般の結果。
- 一 近時金銀價格變動の我邦經濟上に及ぼす影響。
- 一 近時金銀價格の變動は、我邦現行貨幣制度を改正すへき必要あるや否や、若

貨幣制度
調査審議
事項

貨幣制度
調査會の
成立

し其の必要ありとするときは、新に採用すへき貨幣本位並に其の施行方法。同調査會は同年十月二十五日を以て始めて開會し、二十八年七月三日其の報告書を會長子爵谷干城より大藏大臣伯爵松方正義に提出せり、而して同調査會に於ては先づ特別委員五名を設けて、前掲第一項、第二項の調査を付託するに決し、乃ち會長は阪谷芳郎、添田壽一、金井延、園田孝吉、田口卯吉の五名を指定して、其の委員と定めたり、此の特別委員は二十八年三月二十七日を以て調査の結果を報告したりしか、其の後前掲第三項の調査をも先づ特別委員に付託し、其の報告を得て併せて之を討議することとなり、且委員二名を加ふることと爲し、會長は渡邊洪基、益田孝の兩名を指名せり、特別委員は五月十五日其の報告を提出したるを以て、其の後數回の總會を開きて之を討議し、六月十二日の總會に於て之を議決したり。

第一項、第二項の事實調査に關しては、審議を経て特別委員の意見漸く一致するを得たりと雖、其の事實に基き之か斷案を下すに方り、意見二途に分れ、竟に一致する能はず、因て特別委員は左の甲乙二様の結論を報告したり。

調査會の
結果

(甲)近時金銀比價變動の我經濟社會に及ぼす影響は全體に於て頗る喜ぶべきものあり、然れども銀價の下落物價の騰貴は、絶對的に國家の慶事と云ふへからず、況や本位貨幣の一時に暴落するか如きは、經濟社會を紊亂すること極めて大にして最も怖るべきものなるに於てをや、唯銀價の向後際限なく下落するか如きは、其の絶無なるを信し、且金銀比價の變動より本邦と金貨國とに及ぼせる利害を相對照するに當り、本邦の利は大に金貨國の利に勝り、本邦の害は遙に金貨國の害に及はざることと明認す。

(乙)近時金銀價格變動の本邦に及ぼしたる直接間接の影響は、或は利益となり、或は損失となり、或は弊害を醸すものありと雖、一時幾分か輸出を増進し、商工業を振起せるは、其の利益中の主たるものにして、労働者の困難及び外國貿易澁滞の如きは、其の損害の最も大なるものなり、而して金銀價格の變動より來る所の輸出の増進は、銀の輸入を促し、通貨の増進となり、物價の騰貴となり、遂に輸入の超過に至るは、事物の順序に於て免れ難き所にして、永久全般の利益と認むること能はず。

特別委員中甲説を執りたるもの三名、乙説を執りたるもの二名にして、甲説多數を占めたり、又第三項に關しては、特別委員の所見各自相牴牾して、到底一致を求むること能はず、因て勅令の所謂現行貨幣制度の改正とは、目下の改正なりと解釋し、目下改正の必要あるや否やに關し、決を採りたるに、改正の必要なしとするもの六名にして、必要ありとするものは一名のみなりき、然れども改正の必要なしとする理由に至ては、各自互に相異なれり。

總會に於ては、事實調査に關する報告は、全會一致を以て之を可決し、前記甲乙の兩結論に關しては、甲説を可とするもの十名、乙説を可とするもの五名にして、甲説大に多數を制したり、而して貨幣制度改正の必要ありや否やに關しては、目下改正の必要に止まらず、將來改正の必要をも含むものなりとの解釋多數を得たるを以て、此の解釋に基き決を採りたるに、改正の必要ありとするもの八名、其の必要なしとするもの七名にして、前者は一名の多數を占めたり、次に改正を必要とする者の中に於て、新に採用すべき貨幣本位に就き採決せしに、六名は金貨本位を可とし、二名は複本位を可とせり。

故に調査會委員中に於ては、當時我銀貨單位の制度を改正するの必要なしとするもの多數を占めたるを知るへし、唯永遠に之を改正するの必要なきやと云ふに及びて、改正の必要ありとするもの一名の多數を占むるに至りたるのみ。我貨幣問題に關し、官民合成委員會を設けて審議調査を遂けしめたるは、蓋し此の調査會を以て嚆矢とす、而して同調査會は普ねく内外各般の事實統計を調査蒐集して、甚た有益なる報告を遺し、貨幣問題研究の爲めに貢献せし所洵に尠少なからざるなり。

第十五章 金貨本位の採用

抑、幣制の得失は、國運の消長民生の休戚に關すること極めて大にして、社會經濟上最も重要な故に本位改正の如きは固より輕々に之を決行し得へきにあらず、且金貨本位を採用せんと欲せば、先づ巨額の金貨準備を蓄積せざるべからずして、是れ決して容易の業にあらざるなり、故に政府は幣制改正の必要を認めたるか如しと雖、俄に之に着手する能はざりしなり。

金銀比價
の變動

然るに銀價の下落は益々急激にして、金銀の比價は明治六年の平均は金一銀十五九二なりしに、明治二十七年の平均は金一銀三十二五六となり、二十八年一月には三十四三四となり、其の後銀價稍、回復の傾向を現はし、二十八年の平均は三十一六一となり、二十九年七月には二十九九九となりしと雖、爾來銀價は再び下落し、二十九年の平均は三十三六五となり、三十年の平均は三十四三四となり、銀價の最も下落したるときは金一銀三十九七〇の割合に達したることあり、而して金銀比價變動の爲めに經濟社會に及ぼす影響は、利害相纏綿し得失相紛糾し、一面大に利益を受くるものあれば、一面大に損害を蒙るものありて、固より容易に之を斷定する能はずと雖、兎に角に貨幣價格の動搖は、物價及び爲替相場場の浮沈を起し、契約及び取引の擾擾を生じ、經濟社會に波瀾を招くの患あるを免れず、故に金銀の比價頻に變動し、且其の前途趨勢の測るべからざると、又歐米諸國が續々金貨本位を採用し、其の大勢の抑ゆべからざるものあるとは、大に我政府を刺激し、政府をして金貨本位採用の意見を抱懷せしめたるに際し、我國は日清戰役の結果として、清國より軍費賠償金として庫平銀二億兩、遼東還付の報酬として

庫平銀三千萬兩を領收するととなり、且清國は公債を歐洲に募集して、此の償金を支辨するの計畫なりしを以て、雙方の便利上英貨を以て此の償金を領收するの協約整ひたるか故に、我政府は金貨準備を調達するに於て非常の便宜を得たり、是を以て政府は金貨本位を採用するに於て、千載一遇の好機なりと爲し、終に廟議を決し、明治三十年三月一日を以て、貨幣法案並に之に關聯せる諸法律案を第十回帝國議會に提出したり。

此の問題に關する政府の意見は、大藏大臣伯爵松方正義が議會に於て爲したる演說中に其の要領を網羅せり、今當時金貨本位主張者の唱へたる論旨を摘括すれば、凡そ左の如し、(第一)世界一般の人民か金を嗜好すること遙に銀の上にあるは論を俟たず、而して將來に於ても益、金を貴ひ銀を賤むは、大勢の動かすへからざるものなれば、數國の貨幣同盟若くは其の他人爲の方略を施すも、到底金貴銀賤の傾向を顛倒するの効力あるへからず、故に貨幣の本位は金なるを要す、(第二)金の需要は其の供給に超へ、之に反して銀の供給は其の需要に過ぐ、故に凡百の物品に對し、金は騰貴し銀は下落せざるを得ず、然れども金貨國に於ける物價

金貨本位
主張者の
論旨

下落の著しくして、銀貨國に於ける物價騰貴の甚しからざるを見て金の騰貴は銀の下落に比して、其の程度強大なりと斷言すへからず、何となれば物價は各、其の需要供給の増減、生産方法の改良、運搬の發達等、常に自から變動すへき種々の事情を有し、單に金銀價格の變動のみに依りて昇降するものに非されはなり、(第三)金銀比價變動の爲めに我國と歐米金貨國との間に於ける爲替相場は絶えず非常に浮沈し、外國貿易上の取引をして投機的たらしめ、期せずして多利を博するものあれば、又意外の大損を蒙るものありて、其の危険言ふへからず、此の結果として外國貿易の澁滯を來すの弊害甚た大なり、且我國にして最も強大なる歐米多數の諸國と貨幣本位を異にするときは、資金共通の道を開きて外資を輸入する能はず、(第四)人或は我國經濟上の驚くへき進歩を以て、銀貨本位の結果に歸すと雖、是れ決して然らず、其の進歩は専ら幣制金融の整理と、運輸交通の發達と、學術應用の普及とに因るものにして、金銀價格の變動のみに因りて生したる結果は寧ろ少小なり、(第五)銀價下落し、物價騰貴せるか爲めに、我殖産貿易の振興を促し、隨て勞働者の需要を増加するの傾向ありしと雖、是れ一時の現象たるに過

きすして、結局賃金原料の如きも總て騰貴するに至れば、殖産貿易を鼓舞するの効力消滅すへし、又我物價にして之を金貨に換算し、金貨國の物價よりも尙ほ低廉なる間は、金貨國に對する我輸出貿易は獎勵せらるへしと雖、我物價が益、騰貴して止まざるときは、終に金貨國に對する我輸出貿易減退し、反て金貨國よりの輸入増加せざるへからず、(第六)物價騰貴の結果として物品を有するもの及び債務者は益し、貨幣を有するもの及び債權者は損す、而して消費者殊に勞働者は最も困難せざるを得ず、又物價騰貴の爲めに農商工業振起するときは、消費税其の他國庫の收入増加すへしと雖、政府一般の經費は増加し、殊に金貨を以て仕拂ふへき經費は最も増加せざるへからず、(第七)我國金貨本位を採用せば、清國の如き銀貨國の市場に於て、金貨國との競争上從來の便利を失はざるを得ずとの説あれども、我國は距離に於て東洋市場に近く、且勞働者賃金も低廉なれば、敢て斯の如き憂慮なかるへし、又金貨國の市場に於て、清國の生絲製茶等との競争上不利を招くへしと、恐るゝものあれども、金貨國に對する爲替相場の浮沈を減少するの便益と、其の他の永遠の利益とを以て、此の不利を償ふに足れり、(第八)日本銀行

か現在所有せる金は、新金貨三千六百七十萬圓餘に相當せり、故に政府か清國債金中より、新金貨七千二百六十萬圓餘に相當する金を日本銀行に交付し、日本銀行より借入しある金額の返済に充つる時は、日本銀行の金貨準備は、新金貨にて一億九百萬圓餘に達すへし、尙ほ此の外日本銀行は銀貨準備四千九百萬圓餘を所有すへしか故に、正貨準備總額は一億五千八百萬圓餘に達すへし、是れ金貨本位を實行するに十分なる準備なりと云ふへし、(第九)從來我一圓銀の輸出は非常の巨額に上り、明治三十年一月までの輸出額一億一千二百萬圓以上あり、故に之を輸入して金貨と交換せらるゝの憂あるか如しと雖、此等の銀貨は多く清國地方に輸出せられ、同地方に於て地銀として取扱はれ、非常に毀損せられたれば、貨幣たるの資格なく、日本政府に於て、これを交換すへきの義務なし、故に交換を要する無傷の一圓銀は、格別の多額に上らざるへし、(第十)金貨の新本位を定むるには、物價、賃借、租稅負擔、其の他現在の諸關係に變動を生せざらしむるを要す、故に現行一圓銀貨の實價と略ほ同價なる新金貨を發行するときは、諸般經濟上の關係を變動なくして維持するを得へし、然れども我國に於て金貨本位を採用する

に決せば、金價は多少騰貴すべきか故に、三十年一月中の倫敦銀塊平均相場に依れば、金銀の比價は金一銀三十二弱なれども、多少將來を見越し、金一銀三十二強を標準として新金貨を定むへし、而して此の標準に基ける新金貨一圓は、凡そ舊金貨一圓を折半したるものとなるか故に、舊金貨は新金貨の倍位として通用するの便益あるへし、即ち斯の如き方法を以て金貨本位を採用せば、内にしては貨幣價格動搖の患害を防ぎ、經濟社會に安固を與へ、外にしては文明各國と同様の貨幣本位を得て、通商上の便利を加へ、其の利益極めて大なるへしと。

又當時金貨本位反對者の唱へたる論旨を摘括すれば、概ね左の如し、(第一)古來人類は金銀の兩貨を併用せざるはなく、世界の貨幣總額中金貨銀貨相半すと云ふを得へし、然るに世界各國相率るて金貨本位を採用し、世界貨幣の一半を占むる銀貨を廢止するときは、金貨の供給非常に缺乏し、經濟社會の困迫蓋し名狀すへからざるものあらん、現に金貨國に於ては其の困難に堪へずして、幣制改革論の勢力旺盛を加へつゝあり、近時貴金排銀の大勢滔々たるか故に、其の大勢を挽回するの容易ならざるは、之を認めざるへからすと雖、到底金のみを以て世界に

金貨本位
反對の論

貨幣を供給する能はざる以上は、必要の然らしむる所終に再び貨幣としての銀の需要を増加するに至らざるへからず、蓋し貨幣問題最後の解決は、列國相協同して複本位制を行ふにあるへし、又列國の同盟は容易に行はれずとするも、或は歐米の強大國中金貨本位の弊害に堪へずして、率先銀貨本位を採用するものあらんも知るへからず、且銀價益々下落せば、採銀の事業愈々衰退して、銀の産出減少せざるを得ず、故に銀價は決して際限なく下落するものにあらずして、他日必ず回復の運に向ふへきは疑を容れざるなり、(第二)各國物價の高低を案するに、金貨國に於ては最近二十餘年間、一般の物價著しく下落したるも、銀貨國の物價は概して變動なく、唯兩三年來聊か騰貴の傾向を示すに過ぎず、物價の影響する原因固より多端なりと雖、既に金貨國の物價は一般に著しく下落したるを見れば、金は銀及び諸物品に對して非常に騰貴せるものと云はざるを得ず、之に反して銀貨國の物價は纔に騰貴の端緒を啓きたるに過ぎざるを見れば、銀は獨り金に對して非常に下落したるも、一般の物品に對しては未だ大に下落せざるものたるを知るへし、故に金價は暴騰せるも、銀價は少落せるに過ぎず、或は金貨國に於ける

物價の下落を、學理の應用、機械の發明、交通の發達等に歸するの說あり、然れども此等文明進歩の結果に基く生産増加は、特に最近二十餘年間に限るにあらずして其の以前に於ても屢々として増加したるや更に疑を容れず、況や物價の最も著しく下落したるは、最近兩三年間に在りて、學理の應用、機械の發明等か、此の年間に於て格別に進歩したるの事實なきをや、故に各國幣制の改革か主因となりて金價の暴騰を起し、金價暴騰の爲めに金貨國の物著しく下落せるものなりと認めざるを得ず、(第三)金貨國に對する爲替相場の動搖常なきときは、金貨國に對する貿易は、多少阻害を蒙らざるを得ず、然れども之を事實に徴するに、近時我外國貿易は益々増進して止まざるなり、故に爲替相場浮沈の爲めに時々阻害を蒙るとあるも、貿易の全體に於ては別に著大の影響を受けざるか如し、且金貨本位を採用せば、銀貨國に對する爲替相場動搖に苦まざるを得ず、又本邦に於ては從來外資の移入多額ならず、故に之を回收せらるゝも甚しく痛痒を感せざるへし、若し内國の資本に餘裕を生じ、之を以て外國資本に代ふるを得ば、國家の利益甚大なるへし、(第四)近時我經濟上の發達は實に顯著なるものあり、是れ我國民の

勵精と智能とに因るもの少なからずと雖、金銀比價の變動亦與りて大に力あり、殊に最も賀すへきは、從來外國より輸入したる物品を漸次に内地に於て製造するに至りしのみならず、更に進んで之を海外に輸出するに至りし一事なり、蓋し本邦は内工業の要素に富み、外輸入製造品か銀貨に對して騰貴せるを以て、工業自然に發達せざるを得ざるなり、(第五)金銀比價の變動は大體より觀れば、銀貨國に利ありて金貨國に害ありと斷定せざるを得ず、金貨國に於ては物價著しく下落せり、而して物價の下落は概して農商工業の沮喪を來すは、古今の實驗歴々之を證する所とす、故に金貨國の經濟社會は二十年來の物價下落に會して萎靡衰退を極め、之を救濟せんか爲めに、幣制改革の必要を唱ふるの聲益々高く、朝野共に本問題の講究に汲々たり、然るに銀貨國に於ては物價徐々に騰貴せんとするの傾向あるか故に、生産貿易振興して大に好景氣を呈せり我國然り、印度亦然り、一般に銀貨國に於ては農商工業の繁盛を示さざるはなし、且金貴銀賤の形勢に際しては、銀貨國の物品は金貨に對して下落し、金貨國の物品は銀貨に對して騰貴す、故に銀貨國の輸出貿易は獎勵せられて、輸入貿易は阻止せらるゝ傾向あり、現

之を統計に徴するに、我國より金貨國に對する輸出は、非常長足の進歩を示すと雖、金貨國より我國に對する輸入は、其の進歩遂に劣れり、是れ大に我工業勃興の氣運を促すへき好事情なりとす。(第六)更に物價騰貴の爲めに労働者痛苦を蒙るか如しと雖、農商工業振興するときは、労働者の職業増加し、其の賃金も亦増加すへきや必せり、之に反して農商工業沈衰するあらんか、假令物價低廉なりとすも、労働者は職業を失ひ、其の賃金も亦必ず下落せざるへからず、且事業隆興せは資金の需要増加し、滞貸其の他の損失減少するか故に債權者か物價騰貴の爲めに蒙る損害も、亦自ら相償ふものあるなり、唯物價騰貴の爲めに、國費増加し、就中金貨經費の支辨に困難を感ずるは之を認めざるへからずと雖、財政の困難の爲めに、經濟社會全體の隆昌を犠牲とするを許さず、況や經濟社會の隆興に伴ふて、租稅其の他國庫の收入も亦必ず増加すへきをや、(第七)日清戰役後兩國の通商上國際益、親密を加ふへきは火を晴るか如し、而して本邦にして清國の商權を掌握せんと欲せば、彼我の貨幣を統一ならしむるを以て急務中の一に數へざるへからず、然るに我國金貨本位を採用するあれば、如何にして日清の貨幣を統一な

らしむるを得へきや、清國をして共に金貨本位を採用せしむるは、所謂黃河の清を語るものにして、到底行はるへからず、故に本邦にして金貨本位を採用せば、本邦は清國市場に於ける歐米諸國との競争上大に困難を感ずるに至るへし、且金貨國市場に於ける諸國の競争上にも、亦大に困難を感せざるを得ざらんとす、第八此の際我國に於て金貨本位を採用せんとするは、時機極めて非なり、歐米金貨國か經濟社會衰退の困難に堪へずして、其の幣制を改革せんと希望せるに當り、又印度か貨幣上の新方案を試験して、其の結果未だ明ならざるに當り、我國匆忙金貨本位を採用せんとするは、寧ろ狼狽の甚しきものなり、若し他年時機熟するを俟て、金貨本位に移らんとせば、姑く償金を蓄積し置けは可なり、何ぞ償金あるの故を以て、遽に幣制を改革せざるへからざるの理あらんや、且我國償金熱の爲めに、近來大に輸入激増の傾向あり、而して我關稅權は不幸にして未だ獨立せざるか故に、關稅政策を以て輸入を防ぐこと能はず、故に政府は金貨準備の甚だ鞏固なるを信するか如しと雖、若し比年輸出入の不權衡を見ることあらば、此の金貨準備は續々海外に流出して、我貨幣制度の基礎を危險ならしむるに至るへし、

是れ最も憂慮に堪へざる所ならずや、抑、爲替相場の動搖は多少の不便あること論を俟たず、然れども我國は銀貨本位の下に於て、生産非常に發達し、外國貿易の非常に増進せるは、争ふへからざる事實ならずや、然るに區々たる爲替上の不便を除かんか爲めに、經濟界隆興の原動力たる銀貨本位を棄てんとする何事ぞや、(第九)政府は一圓銀の内地流通高を三千九百萬圓と計算し、又海外輸出高約一億二千萬圓の内、交換の爲めに本邦に歸來すへき高を、始めは輸出高の四分の一即ち約三千萬圓と豫算したりと雖、其の後領事等をして調査せしめたる結果、海外より歸來すへき壹圓銀の高は、八百六十二萬圓以内と云ふ調査は果して確算なるや否や、甚だ疑ふへきものなり、假りに交換を要する壹圓銀内外の流通高は、四十九百萬圓に止まるとするも、之を金貨準備一億九百萬圓より控除すれば、殘る所の新金貨は僅に六千萬圓に過ぎず、戰後事業勃興の爲めに器械原料の供給を海外に仰くこと甚だ大なるに當り、此の金貨準備は頗る薄弱なるを憂へざるへからず、又壹圓銀をして金貨と並に行はれしめ、一時兩本位の制度を實現するか如

きは、金銀相場變動の爲めに非常の擾亂を起し、極めて危険ならざるを得ず、(第十)又貨幣法に依れば、本位金貨と補助銀貨との比價を、金一銀二十八餘と定めたり、斯の如きは實に古今無比萬國無類の金貨本位なりと言はざるへからず、且今後一時は日本一國にて萬國を敵に受け、複本位を行はんとするものなり、是れ蓋し政府咄嗟の新案ならん、而して今後銀價か下落しても將た騰貴しても、我國は共に困難を受けざるを得ざるなり、政府は凡そ六千萬圓の壹圓銀を鑄潰すの必要ありと豫算せり、故に今後銀價か一圓に就て十錢下落すとせば、國庫は六百萬圓の損失を受けざるを得ず、是れ決して輕視すへきにあらず、况や其の下落二十錢三十錢に及ぶに於てをや、國庫の損失甚だ大ならざるへからず、然れども其の鑄潰を廢止し、壹圓銀を無限法貨として金貨と併行せしむれば、是れ我邦をして複本位の地位に立たしむるものにして、頗る危険なり、勿論鑄潰一圓銀を以て補助銀貨を鑄造せば、政府は利益すへしと雖、補助銀貨は濫に増加し得へきものにあらず、若し適度を超へて之を増加せば、其の價格下落して補助貨たるの効力を失はざるを得ず、之に反して、今後銀價騰貴せば更に恐るへき結果あらんとす、此の

場合に於ては外國の下落せる銀貨が日本に侵入して、直に内地の壹圓銀を海外に驅逐し、日本は騰貴せる壹圓銀を失はざるを得ず、加之銀價にして更に一層騰貴し、即ち金一銀二十八餘の割合以上に騰貴せば、我補助銀貨は貨幣としてよりも地銀として使用するを利益とするか故に、必然總て海外に流出し、若くは鎔潰せられ、我經濟社會は全く日常不可缺の補助貨を失ふに至らざるへからず、是れ豈に日常の取引を中絶せしむるにあらずや、而して將來銀價の騰貴を期するは決して空想にあらずして、十分の理由ある所なり、故に補助銀貨の量目を原案に比して凡そ半減するに非されば、我幣制の安全を維持する能はざるなり、又政府は金貨本位採用の爲めに、貨幣價格の動搖を減少すべしと云ふも、之を既往の實際に徴するに、價格變動の激甚なるは銀にあらずして金にあるや明なり、故に金貨本位を採用せば、貨幣價格動搖の患害は去て増加せざるを得ず、且各國相競ふて金の爭奪を是れ事とするに當り、日本新に金貨本位を採用せば、爲めに金銀比價に一層の變動を起さざるを得ざるなり。

貨幣本位の改革は最も重要な問題なり、故に當時朝野其の得失を講究して、

甲論乙駁群議百出し、又貴衆兩院に於ても大に政府案に反對せるものなきにあらずと雖、議會の多數に於て政府案を賛成するの大勢は、初めより顯然たるものありて、終に政府案は三月十日を以て衆議院を通過し、越へて三月二十三日を以て貴族院を通過したり。

第十六章 貨幣法の公布

貨幣法の公布

貨幣法案並に之に關聯せる諸法律案は、上述の如く議會の協賛を得たるを以て、政府は明治三十年三月二十九日法律第十六號を以て、貨幣法を公布したり。

同法第一條は、貨幣の製造及び發行の權は政府に屬することを規定せり。第二條は、純金の量目二分を以て價格の單位と爲し、之を圓と稱することを規定せり、故に我幣制に於ては、純金二分を以て本位と爲すものなり、と雖純金二分に相當する貨幣は、凡そ舊一圓金貨を折半したるものとなり、輕量小形到底實際の通用に適せず、故に本位に相當せる壹圓金貨を鑄造せしめて、五圓以上の金貨のみを鑄造することと爲せり。

第三條は、貨幣の種類は左の九種たることを規定せり。

- 金貨幣 貳拾圓 拾圓 五圓
- 銀貨幣 五拾錢 貳拾錢 拾錢
- 白銅貨幣 五錢
- 青銅貨幣 壹錢 五厘

故に之を明治八年發布の貨幣條例に比すれば、貳圓金貨、壹圓金貨、五錢、銀貨、貳錢、銅貨、壹厘銅貨の五種を減少せり。

第四條は、貨幣の算則は總て十進一位の法を用ひ、壹圓以下は壹圓の百分の一を錢と稱し、錢の十分の一を厘と稱することを規定せり。

第五條及び第六條を以て、貨幣の品位及び量目を左の如く規定せり。

品位	量目
貳拾圓金貨幣 <small>(純金 參和銅)</small>	一九百分
拾圓金貨幣 <small>(同)</small>	同
五圓金貨幣 <small>(同)</small>	同
四匁四分四厘四毛四	(十六グラム六六六五)
二匁二分二厘二毛一	(八グラム三三三三)
一匁一分一厘一毛三	(四グラム一六六六)

五拾錢銀貨幣 <small>(純銀 參和銅)</small>	二八百分	三匁五分九厘四毛二	(十三グラム四七八三)
貳拾錢銀貨幣 <small>(同)</small>	同	一匁四分三厘七毛七	(五グラム三九一四)
拾錢銀貨幣 <small>(同)</small>	同	七分一厘八毛八	(二グラム六九五五)
白銅貨幣 <small>(ニッケル 參和銅)</small>	二百五十分	一匁二分四厘四毛一	(四グラム六六五四)
壹錢青銅貨幣 <small>(錫 鉛)</small>	九百五十分	一匁九分零厘零毛八	(七グラム一二八〇)
五厘青銅貨幣 <small>(同)</small>	同	九分五厘零毛四	(三グラム五六四〇)

第七條は、金貨幣は其の額に制限なく、法貨として通用し、銀貨幣は十圓まで、白銅貨幣及び青銅貨幣は壹圓までを限り、法貨として通用することを規定し、以て本位貨幣と補助貨幣との區別を明にせり。

第八條は、貨幣の形式は勅令を以て定むることを規定せり。

第九條は、金銀貨幣純分の公差は、金貨幣は一千分の一、銀貨幣は一千分の三、たることを規定し、第十條は、金銀各貨幣量目の公差を規定せり、蓋し法律を以て貨

幣の品位量目を公定せるに關せず、尙ほ之に對して公差を設くる所以のものは、假令以造幣の技術精巧を極むと雖も、實際貨幣を鑄造するに當ては、其の品位及び量目に於て、法律の公定する所に照し、幾分の少差なきを保し難ければなり、故に一定の程度以内の少差は豫め法律を以て之を公認し、此の少差の爲めに合法の貨幣として發行する妨げざることを明にす、之を稱して貨幣の公差と云ふなり。

第十一條を以て、金貨幣の通用最輕量目を左の如く規定せり。

貳拾圓金貨幣四匁四分二厘十六グラム五七五〇)

拾圓金貨幣二匁二分一厘八グラム二八七五)

五圓金貨幣一匁一分零厘五毛四グラム一四三八)

故に此の最輕量目よりも減少せる金貨幣を以て仕拂を受くるときは、之を拒絶するを得るなり、而して五十錢以下の補助貨幣に至ては、元來法律を以て人為價格を賦與せるものなるか故に、之に關しては別に最輕量目の制限を立てざるなり。

第十二條は、金貨幣にして磨損の爲め通用最輕量目を下るもの、及び銀貨幣、白銅貨幣又は青銅貨幣にして著しく磨損したるもの、其他流通不便の貨幣は、政府に於て、其の額面價格を以て、無手数料にて之を引換ふべきことを規定せり、是れ亦甚だ緊要なる點なり、蓋し政府が額面價格を以て、無手数料にて之を引換へざるときは、貨幣減量の損失は所持人に歸すべし、故に銀行及び兩替商の如く貨幣の鑑識秤量に熟したるものは、十分の量目ある貨幣のみを撰拔して、輕量貨幣は其の受領を拒絶すべし、是に於てか世上に流通するものは、輕量貨幣のみとなり、且其の中にも比較的に量目多きものは、次第に撰拔せられ、殘存する貨幣は益、劣悪なるものとなり、終に幣制の紊亂を招かざるを得ず、然るに政府が無手数料にて之を交換するときは、斯の如き患なきを得るなり。

第十三條は、貨幣にして模様の認識し難きもの、又は私に極印を爲し、其他故意に毀傷せりと認むるものは、貨幣たるの効用なきことを規定せり。

第十四條は、金地金を輸納し、金貨幣の製造を請ふ者あるときは、政府は其の請求に應ずべきことを規定し、本位貨幣に限りては、内外人民に鑄造請求の自由あり。

ることを明にせり。

第十五條は、從來發行の金貨幣は此の法律に依り發行する金貨幣の倍位に通用すべき旨を規定せり。

第十六條は、從來發行の壹圓銀貨幣は、金貨幣一圓の割合を以て、政府の都合に依り、漸次之を引換ふべく、其の引換の結了までは、金貨幣壹圓の割合を以て、無制限に法貨として其の通用を許し、通用禁止の場合に於ては、六箇月以前に勅令を以て之を公布すべく、通用禁止の翌日より起算し、滿五箇年内に引換を請求せざるときは、爾後地金として取扱ふべしと規定せり。蓋し金貨本位の採用に當て一大難問題としたる壹圓銀貨の始末は、此の規定に従て處理せられたるものなり。

第十七條は、從來發行の五錢銀貨及び銅貨幣は、從前の通り通用すべきことを規定し、第十八條は、此の法律發布以後は、壹圓銀貨の製造を廢するも、右期日以前に政府に輸納したる銀地金は、此の限に在らざることを規定し、第十九條は、此の法律に牴觸する從前の法令は、總て之を廢止することを規定し、第二十條は、此の法律は第十八條を除く外、明治三十年十月一日より施行することを規定せり。

貨幣法の性質實に斯の如し、而して政府は同法第八條に基き、明治三十年四月勅令第四百四十四號を以て、貨幣の形式を定めたり。

政府は貨幣法を公布すると同時に、明治三十年三月法律第十七號を以て、貨幣整理資金特別會計法を公布し、壹圓金貨幣及び流通不便の貨幣引換交換の爲めに、貨幣整理資金を置き、其の歳入歳出は一般會計と區分し、特別の會計を設置することと爲し、法律第十八號を以て、兌換銀行券條例に改正を加へ、從來日本銀行兌換券の銀貨兌換たりしを、改めて金貨兌換と爲し、法律第十九號を以て、明治十八年第十四號布告に改正を加へ、從來政府紙幣の銀貨兌換たりしを、改めて金貨兌換と爲し、法律第二十號を以て、明治十二年第三十五號布告を廢止し、夫の洋銀並價通用を禁止したり、而して政府は貨幣法の制定後、明治三十年四月勅令第三百三十八號を以て、改正造幣規則を發布したりと雖、同規則に關しては、別に其の條下に於て之を記すべし。

第十七章 銀貨の處分改正及流通高

壹圓銀貨の處分

政府は貨幣法第十六條に據り、明治三十年十月勅令第三百三十八號を以て、從來發行の壹圓銀貨幣は來る明治三十一年四月一日限り其の通用を禁止する旨を公布したり、而して貨幣法に依れば、壹圓銀貨の引換期限は其の通用禁止後五箇年なりと雖、徒らに久しき引換期限を存するときは、海外より偽造壹圓銀貨の輸入を促すの危険ありたるを以て、政府は其の引換期限短縮の必要を認め、其の法律案を議會に提出し、協賛を得たるか故に、明治三十一年六月法律第五號を以て、壹圓銀貨幣の引換は明治三十一年七月三十一日限とする旨を公布せり、是に於てか五箇年の引換期限は僅に四箇月に短縮せられたり、而して從來壹圓銀貨の引換は金貨に限り、且中央金庫に於てのみ之を取扱ひ、各地本金庫は其の取次を爲すに過ぎざりしか、引換期限の短縮と同時に、大藏省は其の引換を便利にせよか爲めに、同省告示第四十九號を以て左の如く定めたり。

壹圓銀貨幣を有合せの通貨と引換望の者は、引換期限中各地本支金庫に申出

つへし。

壹圓銀貨の處分結了

壹圓銀貨幣は引換期限中、租税其の他の公納に納付することを得。

斯の如くにして壹圓銀貨の引換期限及び其の方法は、最後の決定を得たり、而して是より先き政府は貨幣法施行の期日即ち三十年十月一日以來、攷々として壹圓銀貨の處分に着手したるか、其の處分迅速なる進行を告げ、三十一年十二月を以て悉く之を結了するを得たり、今其の結果の大要を左に掲ぐ。

我邦に於て當初より發行したる壹圓銀貨の總額 一六五、二三三、七一〇圓〇〇〇

此内

海外に輸出せられ復歸せざりしもの 九九、五〇八、七四〇圓〇〇〇

日清戦役の際戦地に携帯使用せられたるもの 一一、〇二八、六三三圓〇〇〇

臺灣割讓後同地に回送使用し引換期限までに引換を要せざりしもの 五、七三二、〇二七圓〇〇〇

三十年十月一日より三十一年七月末日までに金貨と引換へたるもの 四五、五八八、三六九圓〇〇〇

政府にて改鑄せしもの 四六〇、九〇四圓〇〇〇

差引残高

一六二、三一八、六七三圓〇〇〇
二、八一五、〇三七圓〇〇〇

此の二百八十萬圓餘の残高は、蓋し内地に於て散逸毀損し、又は旅客の爲めに海外に持去られたものなるへし。

又政府が引揚げたる壹圓銀貨及び銀塊の計算左のことし。
政府に引揚げたる壹圓銀貨及び成貨拂渡證書に對する銀塊の圓銀總高

七五、〇九三、八二二圓〇四二

此内

補助貨鑄造の地金に充てたるもの

二七、五六七、〇一一圓五八四

香港上海等にて賣却せるもの

四〇、七八六、六六二圓四五八

臺灣韓國等の通用に供したるもの

六、七四〇、一四八圓〇〇〇

之に對して政府が收入したる壹圓銀貨及び銀塊賣却代金貨の總額

六九、六九六、二四〇圓八五三

此の賣却代金貨總額を前の圓銀總高より控除したる差減、並に明治三十二年三月末日までに引揚及び賣却の爲めに要したる諸經費は左の如し。

五、三九七、五八一圓一八九

差減

銀貨及銀塊の引揚高

計

經費

一五五、七三〇圓六三一

差損合計

五、五五三、三一一圓八二〇

而して政府は貨幣整理資金特別會計法に據り、明治三十年度及び三十一年度の造幣局作業益金を貨幣整理資金部に繰入れ、以て以上の差損を補填せり、其の金額左の如し。

三十年度分

二、〇三五、八六〇圓八二一

三十一年度分

三、六一六、一〇〇圓〇八九

計

五、六五一、九六〇圓九一〇

此の造幣局作業益金は、主として補助銀貨鑄造の爲めに生せるものなり、而して此の補填に依り、却て幾分の過剰を見るに至れり。

貨幣法に於ては本位金貨と補助銀貨との法定比價を金一銀二十八・七五と爲したり、故に倫敦の銀塊相場が三十二片七九以上に騰貴すれば、我補助銀貨を輸出鎔潰して利益あるに至るものにして、是れ我貨幣法の一大缺點として、初めより大に論議せられたる所なり、然るに近年銀價大に騰貴して、漸く以上の法定比

補助銀貨の改正

價に近邇せんとするの勢ありしかば、政府は補助銀貨輸出鎔潰の危険を防ぎ、且其の形狀を改良せんか爲めに、補助銀貨改正の法律案を第二十二期議會に提出して、其の協賛を得たるか故に、明治三十九年四月法律第二十六號を以て、五十錢銀貨の量目を二匁七分十グラム一二五に、二十錢銀貨の量目を一匁零分八厘四グラム〇五〇に改正したり、而して此の減量の爲めに金銀兩貨の法定比價は金一銀二十一六〇となりたるか故に、倫敦銀塊相場が四十三片六六以上に騰貴するまでは、我補助銀貨は輸出鎔潰の患なきに至れり。

然れども以上の比例に準して十錢銀貨の量目を減少するときは、其の形體小に失して通用上最も不便となるを以て、政府は當時の改正は、十錢銀貨を除外したれども、該銀貨の改正も亦久しく抛擲し得へからざるを以て、政府は其の改正法律案を第二十三期議會に提出して、其の協賛を得たり、因て明治四十年三月法律第六號を以て、十錢銀貨の品位を純銀七百二十分、參和銅二百八十分に改正し、且其の量目を六分(ニグラム二五〇)に改正したり、蓋し獨り十錢銀貨に限りて其の品位を下したるものは、之に因りて量目過度の減少を避けんか爲めなり。

貨幣發行
高及流通

財政及經濟年報に據り、造幣局創業以來明治四十年二月末日までの貨幣發行高、鑄潰高、輸出高、兌換銀行券準備高、流通高を掲ぐれば左の如し。

	發行高	鑄潰高	輸出高	兌換銀行券準備高	流通高
舊金貨幣	一四、一五、二四・八四	一七、八六、七四・〇〇	一四、四〇、三六・〇〇	八六、八六・〇〇	八、〇九、〇八・八四
新金貨幣	三〇、四四、三四・六三	四、三三、〇〇	二六、二五、四五・〇〇	一九、五五、三〇・〇〇	二六、三三、四六・六三
舊金貨幣合計	四四、六〇、五八・四七	二二、一九、七四・〇〇	四〇、六五、九一・〇〇	一〇、四四、〇六・〇〇	三四、四二、五五・四七
補助銀貨幣	九、五五、三四・三〇	四、一四、七六・〇〇	七、四三、四六・九〇	—	八五、八六、一〇・七五〇
白銅貨幣	九、一八、八四・八〇	—	—	—	九、一八、八四・八〇
青銅貨幣	二五、〇〇、〇〇	—	—	—	二五、〇〇、〇〇
新舊銅貨幣	一四、三三、〇四・四八	—	—	—	八、八三、四二・三三
合計	五七、八三、五三・〇五	二四、八六、一四・三六	六六、〇一、七六・〇〇	一〇、四四、〇六・〇〇	四四、五七、六二・三九

(備考) 舊金貨は倍位に計算す

又官報に載せたる最近の大藏省報告に據り、造幣局創業以來明治四十年八月末日までの貨幣製造高及發行高を掲ぐれば左の如し。

	枚數	圓數	發行高
舊金貨幣二十圓	四七、二七〇	九四五、四〇〇・〇〇	九四四、五〇〇・〇〇

第十七章 銀貨の處分改正及流通高

第二編 日本貨幣の沿革

同	十圓	一、八七一、〇二三	一八、六九一、七八〇〇〇〇
同	五圓	九、四四一、六二二	四七、一三八、一五〇、四四二
同	二圓	八八三、七四九	一、七六七、一一六〇〇〇
同	一圓	二、〇三七、〇五五	二、〇三六、六五六〇〇〇
通	計	七〇、六六八、一九三、〇〇〇	七〇、五七八、〇六七、四四二
貨幣法ニ據リ換算シタル高			
金貨幣	二十圓	七、五六四、七三〇	一四一、三三六、三八六〇〇〇
同	十圓	一六、九五三、〇〇〇	一五一、二九四、六〇〇〇〇〇
同	五圓	一九〇、〇〇〇	一六九、五三〇、〇〇〇〇〇〇
銀貨幣	一圓	一六二、一五〇、〇〇〇	一六二、〇七七、〇七二〇〇〇
同	貿易銀	三、〇五七、二五二	三、〇五六、六三八〇〇〇
同	五十錢	九三、九一三、一六〇	四六、九〇六、七二三〇〇〇
同	二十錢	一四一、四二三、四八〇	二八、二五九、二七三〇〇〇
同	十錢	二六三、一三四、四一〇	二六、二九一、六〇八〇〇〇
同	五錢	五〇、五五九、三七八	二、五二六、七一〇、二〇〇
白銅貨幣	五錢	一八三、八一、四二〇	九、一八八、八四八、八〇〇
銅貨幣	二錢	二七五、七〇二、七二二	五、五一四、〇五三、二四〇
同	一錢	四八八、一七四、四九九	四、八八一、七四一、四九〇

割譲前に於ける臺灣の幣制

第十八章 臺灣の幣制

臺灣の未だ我版圖に歸せざるに當つては、同地は清國と等しく一定の貨幣制度なく、貨幣の状態頗る錯雜を極めたり、其の銀貨は墨西哥銀、西班牙銀、香港銀等相雜駁して行はれ、小銀貨は廣東銀、香港銀、臺灣銀等相混合して流通し、又銅錢は大小輕重の相同しからざるもの相並ひて通用せられたり、而して其の銀貨は何國の鑄造に係るを問はず、唯銀塊と見做され、其の量目に依りて授受するを例とせり、且輕重眞贋の銀貨混用せらるゝか故に、甲乙授受の際は、甲の極印を求め置き、之を第三者に交付して拒絶せらるゝときは、甲に就て同量の銀貨と交換するの證と爲す、是を以て私に極印を銀貨に施すこと大に行はれ、加ふるに土人銀貨を搔取し、量目を偷減するの弊風熾なりしか爲めに、銀貨の毀損を蒙ること甚し

割譲後の
幣制

く、終に其の原形を辨する能はざるに至れるもの少なからず。

然るに同地の割譲以後、我政府は壹圓銀貨補助貨並に日本銀行兌換券を同地に輸送し、租税の徴收は勿論一般の取引上にも之を通用せしめ、同地従來の極印毀損銀貨は、一切公納に受領せざることを爲したるを以て、同地の貨幣は茲に其面目を一新したり、而して我壹圓銀貨は従來の極印毀損銀貨に比すれば、形體善美品質優良なるを以て、大に人民の愛好する所となりたりと雖、兌換券の如き信用證券に至ては、土人殆ど其の性質を解する能はずして、一般に之を嫌忌したり、故に兌換券に對しては、交換打歩を生し、甚しきは銀紙の間に二割餘の差を生ずるに至れり、是に於てか政府は務めて兌換券の流通を圓滑ならしめんことを圖り、先づ同地出納官吏に命じて十分に銀紙の交換を行はしめ、尋て日本銀行をして交換所を同地に設置せしめ、以て益、其の交換を行はしめたるか故に、人民は銀紙交換の自由なるを知り、兌換券に對する信用漸く増加して、其の流通區域大に擴張せられ、同地の貨幣は事實上次第に内地と同一ならんとするに至れり。

斯の如く本土及び臺灣の貨幣は漸く統一を得んとするに當り、明治三十年三

月我新貨幣法制定せられ、我國は同年十月一日より金貨本位に移るを以て、前途臺灣の幣制を如何にすべきやは、最も緊要にして且困難なる問題となれり、而して是より先き政府は明治三十年二月勅令第九號を以て、臺灣に於ける貨幣及び銀行に關する政務は、大藏大臣の管理に屬せしめ、同政務に就ては、臺灣總督は大藏大臣の監督を承くるものと規定したるか故に、臺灣の幣制問題に關しては、大藏省其の衝に當りて、銳意之か講究に従事したり、蓋し結局臺灣の幣制をして本土と同一ならしめざるべからざるは、固より何人も異議なき所なりと雖、直に我金貨本位制を同島に布くを得べきや否や、他日金貨本位制に移るの階梯として、一時便法を行ふの必要なさや否やは、是れ當時に於て最も講究を要する問題たりしなり。

既にして明治三十年八月臺灣總督男爵乃木希典は、大藏大臣伯爵松方正義に稟議し、臺灣は地理上帝國本土と連接し、土地の廣袤、戸口の數、到底獨立の幣制を立つるを容さず、經濟上に於ては殊に本邦との關係を密接せしむるの必要あり、若し幣制を異にすれば、内地との爲替に相場を生じ、取引の滯滞を來し、本邦商工

業者の臺灣に對する資本の放下を妨げ、其の他種々の障害を來すは明白なれば、幣制は本邦と同一にし、實際に於ける流通貨幣は銀貨及び兌換券と爲すへき豫定を以て、貨幣法及び兌換銀行券條例を臺灣に施行するの勅令を發布あらんことを請へり。

大藏省に於ては審議を盡したる結果、直に貨幣法を臺灣に施行するは、該地の状態に照し、或は不便を來すの虞ありと爲し、先づ引揚壹圓銀貨に極印を施し、之を通用せしむるの議を決し、終に政府は三十年十月勅令第三百七十四號を以て、極印付壹圓銀貨通用の件を公布せり。

即ち同勅令第一條は、臺灣に於ては當分の内、政府の極印を施せる壹圓銀貨幣の時價を以て、公納及び政府の仕拂に用ふることを得るも、政府の仕拂は合意に依るへきものとする旨を規定し、第二條は、前條の極印は政府引換濟壹圓銀貨幣の表面に施すものたることを規定して、其の極印の形式を示し、第三條は、外國貨幣及び私に極印を施したる貨幣は、爾後公納に用ふるを得ざるも、特に外國貨幣を以て公納に用ふることを規定しあるものは此の限にあらざる旨を規定せり。

蓋し當時壹圓銀貨は尙ほ我貨幣たりしか故に、金貨に對する時價を以て之を通用せしむること能はず、因て之に極印を施して地銀たるの姿となし、以て時價通用の便路を開けるなり、而して其の時價は時々臺灣總督府の告示する所に依るものとせり。

又日本銀行兌換券は貨幣法の施行と共に、金貨兌換のものとなり、其の後は銀貨を以て之を兌換する能はず、又臺灣の事情に於ては、兌換券の金貨兌換を行ふの必要なきを以て、同地に於ける兌換券の交換は廢止せられ、而して臺灣銀行に於て銀貨兌換の紙幣を發行することとなれり。

貨幣法の施行と同時に、政府は壹圓銀貨の通用を明治三十一年四月一日限りにて禁止せり、而して臺灣總督府の收支は金貨に依るの規定なるを以て、總督府に於ても同日以後は壹圓銀貨を公納に受取る能はざる結果となれり、因て總督府は大藏省に照會の上、左の如く告示せり。

租税其の他諸般の收納に壹圓銀貨を收受するは、明治三十一年四月一日限りとす、但し本年十月勅令第三百七十四號に依り、政府に於て極印を施せる壹圓

壹圓銀貨
の通用禁
止

銀貨は此の限にあらす。

然るに極印壹圓銀貨は、政府より強制して之を受領せしむる能はず、又政府に對し債權を有するものに非ざれば、之を受取るの機會に乏し、而して政府に對し債權を有するものは、反て極印銀貨を需要せず、又極印銀貨を需要するものは、反て政府に對し債權を有せざるの事情ありて、大に不便を感せり、因て政府は臺灣に於て兌換券を以て極印銀貨と交換せんことを金庫に請求するものあれば、金庫在合せの極印銀貨を限り、時價を以て交換することを金庫に命し、需給を疏通せしめんと謀れり。

其の後政府は壹圓銀貨通用禁止後と雖、特に臺灣に限り、當分の内壹圓銀貨を公納に使用するを得せしむるの議を決し、三十一年三月十二日、其の旨を臺灣總督に訓電せり、因て總督は三月十五日左の如く告示せり。

明治三十年十一月告示第六十八號を以て、壹圓銀貨收受期限を告示したる處、更に當分の内從前の通壹圓銀貨を租稅其他諸般の收納に收受す。

然るに政府は壹圓銀貨の引換期限を三十一年七月二十一日までと定むる以

無傷壹圓
銀貨の無
制限通用
許可

上は、爾後政府に於て該銀貨を交換するの義務なきに至るか故に、引換濟の無傷壹圓銀貨を臺灣の通用貨幣として無制限に授受せしむれば、大に便益ありと爲し、且極印銀貨は臺灣に於て大に之を好まざるのみならず、同地と最も貿易關係ある厦門、香港等に於ても、通用貨幣としては取引を爲さずして、貿易上不便を極むるか故に、無傷壹圓銀貨の無制限通用を許すに如かずと爲し、閣議を以て之を決定し、其の旨を臺灣總督に訓令したるを以て、總督は左の律令を公布せり。

律令第十九號(明治三十一年七月三十日)

臺灣に於て壹圓銀貨幣は、時價を以て其の額に制限なく通用することを得、但し時價は臺灣總督の告示する所に依るへし。

其の後明治三十二年九月律令第二十九號を以て、前記律令中、壹圓銀貨幣の下に、及政府の極印を施せる壹圓銀貨幣の十五字を加へ、極印付壹圓銀貨も亦無極印の壹圓銀貨と同じく、時價を以て無制限に通用することと爲せり。

斯の如く臺灣に於ては、金貨の計算に依るに拘らず、實際は金貨に對する時々
の公定相場を以て銀貨を通用せしめたり、然れとも是れ一時の權宜に出でたる

ものにして、固より以て永制と爲すへからず、而して金銀比價の浮沈する毎に、銀貨の通用價格變動し、經濟上に於ても、財政上に於ても、到底久しく其の煩累危険に堪ふへからざるものあり、故に同地經濟事情の進歩するに従ひ、其の幣制をして本土と同一ならしむるの必要を感ずること愈々急切となりたるを以て、明治三十七年に至り、終に左の律令公布せられたり。

臺灣に於て壹圓銀貨幣及政府の極印を施せる一圓貨幣は、時價を以て公納に使用することを得、但し時價は臺灣總督の告示する所に依るべし。
明治三十一年律令第十九號は之を廢止す。

故に銀貨の無制限適用は廢止せられ、單に公納のみに之を使用し得ることとなれり、又臺灣銀行の銀行券は、銀貨を以て兌換すべきものなりしと雖、明治三十九年二月法律第三號を以て、臺灣銀行法に改正を加へ、爾來金貨を以て兌換すべきものとなれり、故に臺灣の幣制は殆ど本土と同一なる金貨本位に移れるものなり。

金貨本位
施行

第三編 貨幣問題

一 支那幣制論

一 清國の貨幣本位に就て

清國には是非とも統一の貨幣制度を布かざるへからず、是れ同國經濟的發展の第一要素として最も急務たるは、何人も認むる所にして、又敢て喋々を待たざるなり、而して清國政府亦茲に意なきにあらすして、先年金銀市價變動の惡影響を救治すへき方策を供せんことを、米國政府に請求し、又那桐氏を我が國に派遣して、我が貨幣制度を調査せしめ、以て此の問題を講究しつゝありしのみならず、現に日英米三國に對する改正通商條約に於て、清國政府は全國一定の貨幣制度を創設し、全國一定の流通貨幣を設備すへきことを盟約し、又此の問題に關して上諭の發せられたること數次に及へり、故に久しく其の必要を唱道せられたる清國貨幣制度設定の問題も、今や漸く實行の端緒に就きたるものと云ふべし。

清國の貨幣本位に就て

要

清國幣制
統一の必
要

然るに近頃電音の傳ふる所に依れば、清帝は銀貨本位を採用して庫平銀一兩の銀貨を鑄造し、外に五錢、二錢、一錢の新貨を補助貨幣として、從來の銅貨と共に流通せしむるの上諭を發せられたりと云ふ。余輩は此の報に接して、該問題の愈々試験時期に入らんとするを喜ぶと同時に、其の貨幣本位を庫平銀一兩に撰定せんとするを、深く憾まざるを得ざるなり。

蓋し米國政府は先年清國政府の請求に應じて、ハンナ・コナント、ジェンクス氏の調査委員に任命し、以て金銀比價變動の惡影響を避くるの方案を調査せしめたりしか、委員は廣く英佛蘭獨露等の歐洲諸國に交渉して、此等諸國の任命せる委員と本問題を協商討議し、終に清國の困難を救済するは、彼の金貨爲換本位なるものを設定するにありと爲して、其の意見を報告せり、而して委員の一人たるジェンクス氏は本邦に來りて、我か委員と商議し、更に清國に赴きて熱心に其の意見を説き、以て清國政府をして之を採用せしめんと努力したりき。然れどもジェンクス氏か外國人を招聘して造幣の事業を綜統せしめんことを提議したるは、是れ國家の命脈たる財政の大權を外國人の侵犯に委するものなりとて、

米國委員
の所見

大に清人の憤怒を買ひたるか如く、其の他一飛して金貨爲換本位を實行せんとするか如きは、頗る輕躁に失すとの説あり、金銀の間に一と三十二の比價を立て、人爲を以て之を維持せんとするか如きは、虚偽なりとの論あり、又ジェンクス氏は一に重きを外國貿易と外債負擔の輕減とに就きて、十八省四億民衆の内國貿易に十分の注意を與へざりしは、不當なりとの非難あり、兩湖總督張之洞氏の如きも長文の上奏を爲して、大にジェンクス氏の議の非なるを痛駁し、貨幣制度劃一のことは迅速に擧辨せざる可らずと雖、金貨を使用するか如きは、時尚早しと爲せり、斯の如くにしてジェンクス氏折角の盡力は、其の功を奏する能はずして、其の主張せる金貨爲換本位の説は、清國に於て十分の好遇を受くること能はざりき。

然るに一方に於て、清國總稅務司ロバート・ハート氏は、其の意見を清國政府に提出して、新造銀貨の價格は庫平に準し、其の種類は一兩、五匁、二匁半、一匁の四種と爲すを可なりとし、尙外に銅貨を新鑄して小取引の用に供すべきを主張したり、又張之洞氏は庫平一兩の銀貨を試鑄するの議を奏上し、一兩、五錢、二錢、一錢の

ロバート
ハート
氏の
意見
の
見

銀貨を試鑄して統一制度を布くの階梯と爲さんことを請へり、而して前述の如き上諭の發せられたるを見れば、張之洞氏の奏議の終に採納せられたるを知るべきなり。

余輩は先づ清國の貨幣制度を統一ならしめ以て今日の名狀すへからざる混沌紛雜を救済するを第一の急務なりと信するものなり、此の統一の目的に達成するを得ば、貨幣は銀貨にても可なることにして、金貨爲換本位若くは純然たる金貨本位採用の議の如きは、姑く之を他年の講究に譲るも敢て晩しと爲さざるを信するものなり、故に清廷か難きを避けて易きに就き、差當り銀貨本位を採用せんとするは余輩の賛成する所なりと雖、唯貨幣の本位を庫平銀一兩に取らんと欲するは、最も惜まざるを得ざるなり、何となれば余輩は清國の貨幣本位は九百位四百十六「グレイン」の圓銀に定むるを最も得策なりと信すれば也、余輩は此の點に於ては、ジエンクス氏が墨銀大の新銀貨を鑄造すへしと云へるに全然同意するもの也。

清廷か本位を庫平銀の一兩に取らんとするは、固より故なきにあらず、貨幣の

圓銀を採
定すべき
理由

ことに關しては特に其の國の歴史慣習を重んぜざるへからずして、清國に於ては從來「兩」なる貨幣あらざりしと雖、而かも兩は普ねく勘定上の稱呼に用ひられ、各般の計算は兩錢分厘を以てしたり、故に兩なる語は極めて清人の耳に熟せること勿論にして、清國の爲政家か歴史慣習を因襲し、兩を以て貨幣の本位と爲さんとするは、深く怪むに足らざるなり、然れども余輩は之にも關せず、清國の貨幣本位は、須らく九百位四百十六「グレイン」の圓銀に定めざるへからざるを信するなり、其の理由左の如し。

(一) 清國にして統一の貨幣制度を布かんとせば、全然清人の頭腦を一洗するにと最も緊要なり、舊習墨守の念最も深き清人をして、苟も舊習に膠着するの機會を得せしむるは斷して不可なり、若し舊習を重んじ、兩を以て貨幣の本位と爲すときは、清人舊思想の存續を助け、混沌紛雜なる秤量貨幣の慣習は舊に依て毫も改まる所なく、甚しきは新鑄銀貨の如きすら、從來の馬蹄銀と共に地銀として取扱はれ、爲めに新制を實行する能はさらしむるの恐れなしとせず、我が日本の實驗に顧みるに、維新の際、從來の制度を全廢し、俄に圓なる新本位を

採用したりと雖、格別の障礙を受けずして能く實行せられ、人民舉て其の利便に浴せるにあらずや、夫れ統一の貨幣制度を布くか如きは、實に清國開闢以來の大英斷なり、既に此の大英斷を爲す、何ぞ本位の一點に於て、小心翼翼、舊習に拘泥するを要せんや。

(二) 九百位四百十六「グレイン」の圓銀は、實に世界的銀貨と云ふべく、從來各國の本位銀貨を鑄造せるもの、大抵此の邊に標準を取らざるは、あらずりき、故に此の圓銀は、殆ど全世界の人に親しきものにして、此の事は通商上に大利あるのみならず、他年列國共同貨幣の議行はるゝか如き場合には、極めて便益ありとす、加之從來清國の開港場及び沿海地方に於ては、墨銀其の他同種の銀貨大に行はれたるか故に、人民の之を知ること既に熟せるの便益あり、深く内地に入れば、單に銅錢のみを知りて全く斯かる銀貨を知らざる人民多かるへしと雖、内地人民の眼に新奇なるは、兩の銀貨と圓の銀貨と更に異なることあらざるなり。

(三) 新鑄すへき庫平一兩の銀貨は、其の量目形體を如何に定むる乎を詳にせず

と雖、是れ恐らくは大に失するの患あらんか、銀貨大に失すれば、携帶通用に甚た不便にして、決して良貨幣と稱すへからざるのみならず、地銀として取扱はるゝの危険も亦隨て増加すへし。

(四) 香港方面に於ては、英國弗及び弗紙幣行はれ、此の銀貨及び紙幣は更に清國の他地方にも廣く流通せり、又滿洲地方に於ては、我か軍票一般に行はれ、諸相場場の如きも漸く軍票建となるに至り、此の地方は實際既に劃一の貨幣制度を得たりと云ふも、敢て誇稱にあらざるなり、而して滿洲地方には、假令我か軍を撤退したる後と雖、軍票若くはこれに代るへき正金銀行の一覽拂手形を永遠に流通せしめ、以て内外人民をして、長へに貨幣統一の利益を享受せしめざるへからざるや、固より論を俟たざるなり、然るに事情斯の如くなるにも關せず、清國本部に於ては、反て兩の本位を立てんとするは、豈解すへからざるにあらずや、且張之洞氏の奏議に依れば、清國舊鑄の銀貨及び墨銀の流通額は頗る巨大なるか故に、依然其の流通を許すへしと爲せり、然らば清國統一の制度を布くと稱するも、北は滿洲方面に行はれず、南は香港附近の各省に行はれず、而

して清國本部に於ても、亦墨銀等盛に通用せらるるとせば、果して統一の實を何處にか求めんや、故に清國は本位を圓銀に定め、以て全帝國を通して同一の貨幣を通用せしむるの得策たるは、昭々として火を觀るよりも明なりとす。

(五) 香上銀行を首とし、外國銀行の清國に紙幣を發行し居るもの少からず、而して其の紙幣中兩紙幣ありと雖、其の發行少額に止まり、大部を占むるは墨銀若くは他の同種銀貨を以て兌換すへき弗紙幣なりとす、然るに清國兩を以て本位と爲すときは、假令ひ墨銀等の併行を許すとす、此等外國銀行は其の紙幣を發行するに於て、漸々困難を感ずるに至るへし、故に新法の實施に對し或は反抗を試むるなきを保せざるなり、張之洞氏は清國に散在せる外國銀行か爲換の利權を掌握して、其の勢力の甚た大なるを怖れ、彼れの力厚く勢衆し、我れは則ち力薄く勢孤なり、豈能く彼れと争衡するを得んや」と云へり、果して然らば彼等の利益に觸るゝは實に慮るへき也、清國の爲めに絶對的の必要ありとせば、外國銀行の群起の如き、素より斷して之を制壓せざる可らずと雖、本位を圓銀に定むるの利にして、之を兩銀に定むるの不利なること前述の如しと

せば、徒らに彼等の感情を害するは、何の益もなきことなり、故に本位を圓銀に定め、外國銀行の紙幣發行既得權を承認するは、恰も英國か千八百四十四年に於て、獨國か千八百七十五年に於て、其の銀行條例を制定するに當り、中央銀行の外に從來紙幣を發行し居たる各銀行の既得權を承認したるの例に則るへきなり、然れども貨幣統一の目的は必ず之を貫かざるへからず、故に兩紙幣の發行は之を嚴禁して可なり。

故に余輩は清國の貨幣本位は、是非とも之を圓銀に定めんことを希望するものにして、我が政府は列國と協商し、全力を注ぎて此の目的を達せざるへからざるを信するなり。

清國既に統一の貨幣制度を布かんとす、又是非とも中央銀行なかるへからず、須らく中央銀行を設立して、公衆より銀塊及び在來の銀貨を吸收すること、恰も彼の「アムステルダム」銀行か各種貨幣を預りて、所謂銀行通貨なるものを供給したるか如くなるへし、中央銀行は銀を吸收して之を清國の新銀貨に換算し、預金主の希望に應じて或は之を預金となし、或は之に對して紙幣を交付すへし、而

して其の吸收したる銀は必要に従て之を新銀貨に鑄造し、以て預金の引出に應し、以て紙幣の兌換に應すべきなり、斯の如くなれば、初めは墨銀、英國、日本、圓銀等は、清國の新銀貨と併行通用せらるへしと雖、歲月を経るに従て、結局清國の新銀貨獨り行はるゝに至るへし、茲に至らば外國銀行の紙幣も亦悉く清國の新銀貨を以て兌換すべきものとならん、是れ前後の銀貨同種たれば何人にも利害なきなり、然るに若し清國にして、敢て兩を以て本位貨幣と爲すあらんには、斯の如き圓滑なる整理作用は到底望むべからずして、必ずや打勝つべからざる困難の其の間に紛興するを免れざるへし。

清國統一の貨幣制度を布かんとせば、從來各省總督に放任したる造幣の權を奪還して、嚴に之を中央政府の掌裡に統へざるべからず、是れ各省總督より利源を奪ふものにして、其の困難は誠に察すべきなり、然れども中央政府は飽くまでも、不撓不屈の大英斷を以て之を決行し、一には則ち清國經濟的發展の第一要素を完備し、一には則ち各國に對する條約上の義務を履行せざるべからざるなり、而して關係列國は宜しく全力を注ぎて之を後援せざるべからざるなり。(三十八年十一月)

造幣權の掌握

二 何故に清國貨幣改革を等閑に付するや

清國の貨幣統一は實に急務中の急務なり、是れ清國開進の根本にして、之と通商關係を有する各國は共に其の利益に均霑するものなり、是れ日英米の三國か清國をして一定の貨幣制度を設くべきを誓はしめたる所以にあらずや、是れ清國に於て此の問題に關する上諭の屢發せられたる所以にあらずや、然れども唯聲言のみにして、未だ其の結果の見るべきものなきは遺憾の至りなり、又清國か未だ中央政府直轄造幣局の設立に着手せざるの一事に徴するも、清國政府に於て斷乎として貨幣改革を實行するの決心なきを知るべきなり。

加之清帝近時の上諭に依れば、庫平銀一兩を以て新貨幣の本位と爲さんと欲するものにして、其の極めて非なるは余輩の曩に論辯したるか如し、清國の新貨幣は是非とも我が以前の銀貨の如く、九百位四百十六、グレインの圓銀に定めざるべからず、此の銀貨は殆ど世界的銀貨とも稱すべき者にして、各國人の熟知する所なるか故に、他日清國に於て夫の金貨爲替本位を採用し、金銀兩貨の比價を

清國貨幣
統一の急務

庫平銀一
兩本位の
非

公定せんとする如き場合には頗る便利なり、且此の銀貨は重大に過ぎず、輕小に失せすして通用上にも甚た便利なり、然るに清國政府が貨幣本位を庫平銀一兩に定めんとするは其の方針を誤れるものにして、我が政府の如きは宜しく眞先に進んで之が匡正に盡力せざるべからず、余輩屢此の事を人に語る、然れども清國の事情に通曉せるものは、斯の如き改革の到底實行せられざるを見切り、如何なる上諭か出づるも、又地方造幣局か如何なる銀貨を鑄造するも、是れ畢竟何事にもあらずと爲し、恬として顧みざるの状あるもの多し、是れ或は清國今日の實況を洞見せるものならん、然れども此の問題の極めて重大なるを思へば、決して此の油斷を許すべからざるなり、清國政府にして其の方針を誤り、漸く歲月を経るに従て此の方針人心に浸染するに至れば、之を匡正するの困難を加ふることを勿論なるか故に、初に於て十分に其の匡正に務むるを要するなり、若し之を棄て、顧みざるあれば、我が國は清國開導の任に當るの誠意なきを表するものなり、我が政府か通商條約に於て特に貨幣改革に關する清國政府の約束を取りたるか如きは、全く空文に歸するものなり、是れ豈我が國是に副ふものならんや、故に

我が政府は清國政府の前述の方針を匡正すべきは勿論、常に督促して貨幣改革を斷行せしめざるべからざるなり、清國總稅務司ロバート、ハート氏は、人民の慣習を重んじて貨幣本位を庫平銀一兩に定むべきを建議したりと雖、本位貨幣の模範を米國の銀貨に取るの説も能く實行し得べきことを許せり、余輩は斯かる改革を斷行するに當ては、貨幣の名稱をも改めて清人の舊思想を一洗するを可なりと考ふれども、是は實地の問題なれば、若し爲政家にして貨幣の舊名稱を存するを以て、改革の實行上に便益ありと認むるに於ては、或は舊名稱を存するも不可なかるべし、唯本位の實體に至ては、必ず之を九百位四百十六、グレインの銀貨に定めざるべからずして、之に對し一兩の名稱を與ふれば、以て足れりと信するなり。

又滿洲に於て軍の引揚を行ひ、軍票の處分を了するも、尙ほ正金銀行の一覽拂手形をして軍票に代らしめ、折角戰時中に確立したる畫一の通貨を同地方に維持せんとするは、勿論我が政府の方針ならん、故に余輩は曩に小村大使か清國に赴かるべしに當り、此の點に關し必ず清國と確乎たる協商を遂げ、毫も遺算なかる

へきを固信したりしに、談判一言も茲に及はすして止みたりと聞き、實に失望に堪へざりしなり、凡そ此の類の事は日露戦争の如き大波動の際に於て、其餘勢に乗し、之れを確定するを最も利とせしならんに、終に此の好機を逸し去りたるは惜しむべきの至りと云ふへし、故に少くも滿洲方面のみに於ては、確乎たる日清間の協定に基き、畫一の通貨永遠に行はるへしと期したりしに、事豫期に反し、同地方の通貨問題も、未だ最後の決定を得るに至らざる也、然れども清國の貨幣改革は決して失望するを要せざるへし、我か政府は速に貨幣改革を清國政府に督促し、且滿洲方面に對する我か權利を確保せしむへし、貨幣改革は先づ鑄造すべき新貨幣を確定し、中央造幣局を興して、之を鑄造せしむるを第一着手と爲す、若し之と同時に中央銀行をも設立する能はざる場合に於ては、造幣局をして人民より銀塊及び從來の銀貨の輸納を受けしめ、其の品質量目を鑑定して、之に對する新銀貨若くは銀貨券を交付せしむへし、斯の如くなれば、幾時ならずして清國の貨幣は統一を得るに至ること疑ふへからず、而して斯の如きの改革は、難事とせば難事ならんと雖、斷して之を行ふに於ては、其の案外に容易なるべきを信

貨幣改革の順序

するなり。(三十九年四月)

三 銀塊暴落と清國貨幣

倫敦銀塊相場は近時益、低落の趨勢を示し、千九百八年に至り二十三片臺にて浮沈しつゝあり、而して此の相場は銀塊の最も下落せる一九〇二年の平均相場よりも更に下位にあるものにして、同年十一月の最低相場に比すれば、尙ほ幾分の高位にありと云ふべきのみ、故に此の趨勢にして止まずんは、千九百八年の銀塊相場は一九〇二年よりも更に下落して、前古未曾有の最低相場を現はすに至るなきを保せざるなり、而して時々浮沈に關しては、諸國補助貨幣用の需要の如き投機者の駈引の如き種々の原因ありと雖、斯の如く下落を來したる至大の原因は、云ふまでもなく、銀塊の最大購買者たる印度の需要殆ど中絶したるにあり、且銀塊に對する清國の需要衰へたるのみならず、清國か反て屢、賣人として出現するか如きも、大に下落の大勢を助長するものと云はざるへからず、余輩はツルベツク氏の調査に依り、銀塊の相場及び其の指數を左に掲げて、趨勢の大要

銀貨下落の原因

を示さんとす(但し指數は金一銀十五半の比價即ち銀塊一「オンス」に付き六十片八四の相場を一〇〇として算出せるものなり)

相場	指數
一八八八年より一八九七年まで平均	三七片
一八九八年より一九〇七年まで平均	二七片
一八九三年平均	三五片
一九〇二年平均	二四片
一九〇二年十一月最低	二二片
一九〇五年三月末	二五片
一九〇六年十二月末	三二片
一九〇七年十二月末	二四片
一九〇八年一月末	二五片
同 二月末	二五片
同 三月末	二五片
同 四月末	二四片
同 五月末	二四片

且今日の相場は前述の如く二十三片臺に陥りたるものなれば、漸く一九〇二年

の最低相場に近遷しつゝあるを知るべきなり、而して羅甸同盟國及び獨逸の補助貨幣増鑄の爲め、又は米國政府の買入の爲めに多少銀塊の需要を増加し隨て幾分か相場の騰貴を見ることあるへしと雖、要するに最大購買者たる印度の需要大に増加するにあらずんば銀塊は著しく騰貴する能はざるへし、然るに印度政府は巨額の銀を蓄積せるを以て當分大に銀塊を購入することあらざるへく又印度人民も本年の農産物豐作なるにあらずんば大に銀塊吸収力を恢復すること能はざるへしか故に、銀塊相場は當分大に騰貴するの見込なきか如し、蓋し銀塊相場騰落の利害は姑く之を問はざるも、其の變動の激烈なるは甚た憂へざるへからずして、我對清貿易の如きは之か爲めに非常の妨害を蒙るべきは論を俟たざるなり、然れども銀塊相場の變動は到底之を絶無に歸せしむる能はざる所なれば、清國の幣制を改革して此の患を除くの急務たるは一日も之を忘るべからず、故に清國は先づ統一の銀貨を定め更に金貨爲替本位を行ふて此の患を除かざるべからず、清國は其の政治統一の第一着手として貨幣の統一を斷行し銀塊相場變動の爲めに財産の價格浮沈するの患を救ひ、且貿易の發達を謀ると

共に其の條約上の義務を履行せざるへからず、而して我が國及び英米兩國の如きは最も力を之に假して清國の英斷を促さるへからず、余輩從來屢之を論じて止まずと雖、我が政府か此の問題を抛擲して殆ど顧みざるか如くなるは抑、何の意そや、余輩實に之を怪まざるを得ず。(四十一年八月)

四 清國貨幣統一の決行を望む

清國貨幣の統一せざるへからざるは、何人も希望し唱道する所にして、固より是非の議論あるへきにあらず、又着手の第一は銀貨本位を以て統一の制度を布くにありと爲すは、是れ亦衆論の略ぼ歸一せる所なるか如し、蓋し貨幣の統一未だ確立の功を奏せざるに際し、初めより金貨爲替本位の方法を實行せんとするは徒らに改革の困難を加へて、爲めに事を破るの虞あり、又清國に於て一躍直に純然たる金貨本位を採用するは、今日の事情に於て到底不可能とする所なれば、なり、而して清國政府は自國の經濟的勃興の爲め、又外國に對する條約上の義務履行の爲めに、是非とも畫一の貨幣制度を創設するの必要あるものなれば、夙に

幣制改革
上諭

此の問題の調査研究に心力を勞し、之に關し會て上諭の發せられたると數次に及ひたりしに、今回清帝は更に又上諭を發して、全國貨幣統一の實を擧ぐるに努力すへき旨を宣示し、賜ふに至れり、故に清廷に於て貨幣の統一を實行せんと欲する希望甚だ熱切なるは明にして、唯其の事の極めて困難なるか爲めに、從來空しく其の實を擧ぐる能はさりしものなれば、余輩は我が政府か英米兩國と協同し、極力清國政府を助けて、貨幣の統一を斷行せしめんことを切望するものなり。今回の上諭に依れば、庫平一兩及び五錢(即ち半兩)に相當する銀貨を鑄造し、其の銀質を九十八として、共に本位貨幣と爲し、更に庫平一錢(即ち兩の十分の一)及び五分(即ち兩の二十分の一)に相當する小銀貨を鑄造し、其の銀質を八十八として、之を補助貨幣と爲さんとするものなり、之を以前の上諭に比すれば、半兩銀貨を補助貨幣と爲さずして、本位貨幣と爲し、又二錢銀貨を除きて、五分銀貨を加へたるの相違ありと雖、貨幣の本位を庫平一兩に定めんとするは、前後變せざるなり、而して清廷か畫一の貨幣制度を起すに當り、庫平本位を採用せんとするは固より其の理由なきに非ず、上諭中にも、中國は兩錢分厘の法因襲久しく、俄に變改

兩本位採

し難しとあり、又曾て張之洞氏より上奏せる建議中にも、中國一切の租稅賦課は皆兩錢分厘を以て計算するか故に、兩の單位を元に改むるときは障礙多くして、斷して全國に通用する能はざるを論したり、蓋し從來清國に於ては兩なる貨幣なく、且秤量の兩も千差萬別にして、紛雜を極むと雖、兎に角に兩は普ねく勘定上の稱呼に用ひられ、清人の耳に熟せること極めて深し、故に清國の政治家か久遠なる歴史慣習を尊重し、非本位を斥けて、兩本位を採用せんとするは、是れ亦熟慮に出てたる結果なるを認めざるへかず、况や方今清國に於ては國權擁護國粹保存の思想頗る盛なるに際し、兩本位採用の論か一層勢力を加へたるは、毫も怪むに足らざる也、然れども不幸にして兩本位は大に缺點あるを免れざるなり、故に余輩は其の採用を歓迎するに躊躇せざるを得ざるものあり。

▲清國か大英斷を以て畫一の貨幣制を布かんとする以上は、我か舊銀貨に同様なるもの、即ち純分九百位量目四百十六、グレインの圓銀を以て、其の本位と定むるに如かさるへし、之を稱して元と云ひ圓と云ひ弗と云はんも、又は兩と云はんも、其れは全く便宜に従ふものにして、其の名稱は如何に之を定むるも可なりと

圓銀採用
の利益

雖、本位の實體に至ては、之を九百位四百十六、グレインの圓銀と定むるを最も便利とすへし、何となれば從來各國の本位銀貨を鑄造せるもの、大抵此の邊に標準を取らざるはなく、此の種の銀貨は實に世界の標本銀貨と稱すへきのみならず、清國に於ても墨銀其の他同種の銀貨は從來大に開港場及び都市に行はれ、清人の之に慣るゝこと既に久しければなり、而して香港方面に於ては、英國弗及び弗紙幣行はれ、又滿洲方面に於ては、我か軍票及び之を繼承して代はれる正金銀行の紙幣行はれ、且各外國銀行か清國に於て發行せる紙幣中兩紙幣なきにあらずと雖、其の大部は墨銀又は他の同種銀貨を以て兌換すへき弗紙幣なるか故に、清國か新貨幣の本位を上述の如き圓銀に定むるときは、同國在來の銀貨及び紙幣に對する關係最も圓滿なるを得るものにして、此の利益は頗る大なるものありと云はざるへからず。

又清國の内地に於ては、單に銅錢のみ行はれて、銀貨全く行はれざることなれば、假令ひ庫平の一兩に相當する銀貨を鑄造するも、其の人民の眼に新奇なるは、圓銀の新奇なるに異なることなし、而して貨幣の事に關し歴史習慣の尊重せさ

るへからざるは、余輩も亦十分に之を認むと雖、清國秤量の千差萬別なるは前述の如くにして、之に關して固より全國一致の歴史習慣なきものなれば、庫平本位を採用するも、決して各地一般の歴史習慣に適合するものにあらざるなり、加之清人が馬蹄銀及び碎銀の如き銀塊銀片を秤量貨幣として使用せる因襲甚だ深くして容易に之を抜き難きものなれば、從來行はれたる秤量の一たる庫平に基きて、新貨幣の本位を定むるときは、爲めに清人をして舊習を株守せしめ、區々紛々たる各地舊慣の存續を助くるの患なきや否や、是れ亦考慮を要する所にして、此の點より云へば、從來の秤量に關係なき貨幣本位を採用するを以て、清人の舊思想を一洗するに便利ありとすへし、而して庫平一兩は英量約一・オンス三分の一即ち六百四十「グレイン」に相當するものにして、貨幣として重大に失し、通用上甚だ不便なると同時に、又地銀として取扱はれ易きの危険なしとせず、是れ今回の上諭に於て別に半兩の本位貨幣を設けんと欲する所以にして、之に依り一兩銀貨の重大に失する不便は多少之を償ふを得べく、或は實際一兩銀貨は殆ど通用せられずして、専ら半兩銀貨のみ通用せらるゝに至るやも知るへからず、果し

庫平兩探
用の不利

て然らば清國實際の貨幣は約三百二十「グレイン」の銀貨となるものにして、我が舊銀貨よりも九十六「グレイン」丈け輕小のものとなるなり、故に寧ろ我が舊銀貨大の圓銀を以て本位と爲し、清國在來の銀貨及び紙幣に對する關係を圓滿ならしむるに如かざるへし。

然れども清國制度の得失を決斷するは、勿論清國の政治家に如く者あるへからず、而して庫平の秤量に基き、貨幣の本位を定むるは、清國の事情に於て、動かすへからざる要義なりとせば、余輩復た何をか云はんや、統一の貨幣制度にして確立するを得は、是れ實に清國未曾有の一大革新にして、其の何れの方法に依るを問はず、余輩は其の目的を達するの一日も速かならんことを切望して止まざる也、唯方法宜きを得ると否とは、貨幣制度創設の難易及び内外人民の利害に非常の關係あるものにして、若し方法宜きを得されば、實行の中途に於て不測の蹉躓を招き、舊に從來の混亂を一掃する能はざるのみならず、反て一層の混亂を加ふるに至るなきを保せず、故に貨幣の本位は大體庫平の秤量に據り之を定むとするも、尙ほ多少の取捨を加ふへき餘地なきや否やは、清國政治家の須らく一考を

清國未曾
有の革新

費やさるへからざる所なり、例せば庫平一兩は約六百四十「グレイン」に相當するも新貨幣の本位は純分九百位と爲し、且其の量目四十分の一を減少して、六百二十四「グレイン」と定むるを得ざるや否や、若し斯く定むるを得は新銀貨一兩は略ほ精密に在來銀貨の一弗半に相當し、即ち新銀貨二兩と在來銀貨三弗との比例を以て、相交換するを得へし、是れ新制度の確立を見るに至るまでの過渡を、大に容易ならしむるものなり、故に清國政府は在來銀貨と同様なる貨幣本位を採用するか、若くは在來銀貨に對し略ほ精密なる交換比例を立て得る貨幣本位を採用するを以て、頗る便利なりとするなり。

清國にして既に畫一の貨幣制度を創定せば、同時に又中央銀行を設立し、之をして紙幣を發行せしむるを可とす、此の二者相俟て始めて貨幣制度の効用を完全ならしむるものにして、蓋し相離るへからざるなり、而して中央銀行に於ては公衆より銀塊及び在來の銀貨を吸收し、之を以て預金と爲し、若くは之に對して紙幣を交付すへし、其の吸收せる銀は漸次に之を新銀貨に鑄造し、之を以て預金の引出に應じ、且紙幣の兌換準備に供すへし、斯の如くせば、在來各種の銀貨は次

中央銀行
の設立と
紙幣の發行

第に新銀貨に改鑄せられ、外國銀行より發行せる紙幣の如きも、新銀貨を以て兌換せらるゝものとなり、終に能く貨幣統一の目的を大成するを得へし、而して清國政府は銀貨鑄造の權を獨占し、其の鑄造高に適當の制限を立て、且銀貨鑄造の利益若くは其の他の財源に依りて、金貨準備を積立て、斯くて夫の金貨爲替本位の方法を實行し、以て金銀比價の動搖を防ぐへきなり。

清國にして貨幣制度を確立せば、其の殖産貿易の發展に利益あること、測るへからざるのみならず、其の政治上の統一を鞏固にするの効力極めて大なるは、敢て喋々を要せざるなり、故に余輩は清國政府が今回上諭の發せられたるを好機とし、萬難を排して貨幣統一の實を擧げんことを望み、又我が政府が英米兩國と共に、之に對し十分の幫助を與へんことを望むなり。(四十一年十月)

二 印度幣制論

一 印度漸く貨幣制度の危機を脱す

印度政府が銀價の際限なき下落に壓迫せられ、終に銀貨の自由鑄造を禁止し、

印度漸く貨幣制度の危機を脱す

所謂金貨爲替本位なるものを實行し、印度銀貨と英國金貨との間に一定の比價を維持せんとしたるは、明治二十六年（一八九三年六月二十六日）のことにてありき。是れ印度銀貨の鑄造權を政府に獨占し、鑄造高を適宜に制限し、之をして人爲價格即ち缺乏價格を得せしめ、銀塊相場の下落に關せず、常に印度の「ルーピー」銀貨をして、英國金貨の一志四片に相當する價格を維持せしめんと企圖せるものにして、試験案の名を以て之を施行したるか、當に當初に於て非常の困難を感したるのみならず、其の後も時に困難に遭遇し、昨年農産物凶歉なりし結果として、最近に於ても亦印度の貨幣制度は甚た危殆ならんとせり、而して所謂試験案なるもの、既に十五年の星霜を経て、能く其の困難を凌ぎ來りたることなれば、其の基礎の甚た鞏固なるを認むべきか如しと雖、畢竟印度貨幣制度の強弱は、同國輸出入の權衡如何に因るものにして、若し其の農産物凶作なるか爲めに印度か年々英國に仕拂を要する金貨債務の外に、貿易上に於ても亦債務を負擔するあれば、印度政府は其の蓄積せる金貨資金を失はざるを得ずして、該資金竭盡せば、金銀比價の維持は最も困難とならざるを得ず、故に不幸にして印度の凶作數年

に連續するか如きあれば、貨幣制度は破壊の危険あるを免れずして、之を防かんとせば、印度政府は半生に於て、金貨資金の蓄積に最も銳意せざるを得ざるなり、而してダヴルユー、エツチ、ハツケット氏か英國銀行雜誌十月號に掲けたる「最近の印度貨幣の危機」と題する論文は、甚た有益なる事實を舉示せるか故に、余輩は茲に之を抄出して、参考に供せんと欲す。

該論文に載する所に依れば、過去三十年間印度に於ける銀の輸入高、並に印度政府か倫敦に於て賣却せる印度手形の平均價格は左の如し（但し十五「ルーピー」を一磅として、英貨に換算せるものなり）

年 度	人 民 の 銀 輸 入 高	政 府 の 銀 輸 入 高	合 計	平 均 手 形 價 格
一八七八	三、七二九、一三三	—	三、七二九、一三三	一・七・七九四
一八七九	六、四〇三、三三五	—	六、四〇三、三三五	一・七・九六一
一八八〇	三、五四四、一〇四	—	三、五四四、一〇四	一・七・九五六
一八八一	四、三一〇、九二六	—	四、三一〇、九二六	一・七・八九五
一八八二	六、五七二、〇一五	—	六、五七二、〇一五	一・七・五二五
一八八三	四、九三九、〇〇四	—	四、九三九、〇〇四	一・七・五三六

印度漸く貨幣制度の危機を脱す

第三編 貨幣問題

一八八四	六、〇六七、一一七	六、二二三	六、〇七三、三五〇	一・七・三〇八
一八八五	八、二五七、五〇七	八、二五七、五〇七	八、二五七、五〇七	一・六・二五四
一八八六	五、四七九、八四一	五、四七九、八四一	五、四七九、八四一	一・五・四四一
一八八七	七、〇五九、八六七	七、〇五九、八六七	七、〇五九、八六七	一・四・八九八
一八八八	七、一五〇、五八二	七、一五〇、五八二	七、一五〇、五八二	一・四・三七九
一八八九	八、二五八、八五〇	一三四	八、二五八、八八四	一・四・五六六
一八九〇	一〇、二七九、一〇二	一〇、〇〇〇	一〇、二八九、一〇三	一・六・〇八九
一八九一	七、〇六九、一五六	七、〇六九、一五六	七、〇六九、一五六	一・四・七三三
一八九二	一〇、二五二、〇一四	一〇、一五二、〇一四	一〇、一五二、〇一四	一・二・九八四
一八九三	一〇、一八五、八一八	二四、〇〇〇	一〇、二〇九、八一八	一・二・五四六
一八九四	五、二〇一、九五二	一四、八〇〇	五、二一六、七五二	一・一・一〇〇
一八九五	五、五五三、一四四	六、〇〇〇	五、五五九、一四四	一・一・六三八
一八九六	五、七二二、七八三	六、一四〇	五、七二八、九二三	一・二・四五一
一八九七	八、七九六、七〇九	三六、二二一	八、八三二、九三〇	一・三・三五四
一八九八	六、〇二九、二六九	七、七七〇	六、〇三七、〇三九	一・三・九七八
一八九九	六、三四〇、四三〇	九、四九六	六、三四九、九二六	一・四・〇六八
一九〇〇	三、〇六一、四八四	五、三九一、〇一一	八、四五二、四九五	一・三・九七三
一九〇一	七、五六七、一七三	六二八、六九四	八、一九五、八六七	一・三・九八八

五

一九〇二	八、〇七二、七一一	五一、六一〇	八、一二四、三三五	一・四・〇〇二
一九〇三	七、八七四、七二五	四、三七七、四三四	一二、二五二、一五九	一・四・〇四九
一九〇四	七、四七七、〇三七	四、三二〇、四二八	一一、七九七、四六五	一・四・〇四五
一九〇五	四、一一八、八七八	七、一四九、一四九	一一、二六八、〇二七	一・四・〇四三
一九〇六	五、八二〇、一三六	一一、五四四、一五〇	一七、三六四、二八六	一・四・〇八四
一九〇七	八、〇四九、三〇〇	六、二九七、三五四	一四、三四六、六五四	一・四・〇二九

印度政府は銀貨の自由鑄造を禁止したるは、前述の如く一八九三年六月二十六日にして、同年以前に在ては、印度に需要せらるる銀は、他の目的の爲めなる貨幣鑄造の爲めなるを問はず、總て人民に於て之を輸入し、政府が自ら之を輸入するは、殆ど絶無の有様なりしと雖、改革後政府は銀貨の鑄造權を獨占したるを以て、貨幣鑄造の爲めに要する銀は、政府のみ之を輸入することとなり、當初に於ては、銀貨の總額を減少して、之に人為價格を賦與するの必要ありしと、且銀貨の價格が地銀の相場より騰貴せんとするに際し、從來人民の手許に保藏せられたる銀貨の吐出せられたるとの爲に、政府は銀貨の過多に苦みこそすれ、敢て之か増鑄の必要を感せずしと雖、爾來銀貨の需要増加するに従ひ、政府の輸入漸

印度漸く貨幣制度の危機を脱す

五

く増加し、一九〇六年度に於ては、政府の輸入及び人民の輸入を合して未曾有の巨額に達し、銀貨自由鑄造禁止後、銀の輸入は一時稍減少せるも其の後は反て益々増加せるを知るへし、而して平生に於ては、印度の輸出は大に輸入に超過し、印度の物品を購買せる諸國は、専ら倫敦を経て之か代價を決算するの例なるか故に、印度輸出品の代價としては、重きに倫敦より銀を輸送し、若くは同地にて賣出さるゝ印度手形を買入れて之を送付し、又印度政府は手形の賣却代金を以て英國に對する金貨債務の仕拂に充て、若くは之を以て金貨資金を積立つるなり、故に印度に對する送金上銀と手形とは相競争すへき者にして、銀の輸送大なれば手形の賣却を妨げ、手形の賣却大なれば銀の輸送を妨ぐるの傾向なかるへからず、且印度政府は金銀兩貨の爲替相場を「ルービー」に付一志四片の割合に維持せんと欲するものなれば、倫敦に於て手形を賣却するにも亦務めて此の比價を維持せざるへからずして、上表の平均價格を見るに、改革後姑くは此の比價以下にありしと雖、一八九八年度以來は概して此の比價を維持せるを知るへき也、而して印度に於ける銀の輸入高増加すると同時に、倫敦に於ける印度手形の賣却高

も亦増加するありとせんか、是れ印度の輸出貿易甚だ繁榮を呈し、同國の對外債權増加せるを證するものにして、印度の爲めに最も慶すへき現象たるや、固より論を俟たざるなり。

然るにハツケット氏の載せたる他の一表を見るに、近年印度に於て銀の輸入増加せると同時に、倫敦に於ける印度手形の賣却高も亦非常に増加し、即ち印度の對外債權大に増加せるを證するに足るものあり、左の如し。

年 度	印度手形賣却高	「ルービー」銀貨及 ひ小銀貨鑄造高
一九〇〇	一九、〇六七、〇二二	二二、二五九、七五〇
一九〇一	一三、三〇〇、二七七	一七二、六四八、七二四
一九〇二	一八、五三九、〇七一	五二、三四七、七三二
一九〇三	一八、四九九、九四七	一一三、八九四、八四八
一九〇四	二三、八五九、三〇三	一六五、三一、五四一
一九〇五	二四、四二五、五五八	一一三、七〇四、三六六
一九〇六	三一、五六六、九七三	一九五、九八七、六二一
一九〇七	三三、四三二、一九六	二五三、七〇三、二八三
	一五、三〇七、〇六一	一七三、〇七〇、一四六

印度漸く貨幣制度の危機を脱す

高
手
形
賣
却